

事業概要

令和2年版



東京都主税局

主税局の役割

主税局は、都政が直面する多岐にわたる課題への対応や様々な施策の展開を財政面から支えるため、着実な税收確保の実現を目指している。この役割を果たすため、以下に掲げる部門が連携して創意工夫を凝らした取組を推進している。

1 課税部門

- (1) 事業税や軽油引取税などの申告受付
- (2) 固定資産税や自動車税などの賦課決定
- (3) 税務調査・検税、更正・決定
- (4) 減免申請の受付、減免決定

2 徴収部門

- (1) 都税の納付、徴収に係る進行管理
- (2) 滞納された都税の督促、催告、滞納整理

3 総務・税制部門

- (1) 事務運営計画と都税の調定収入計画の策定及び進行管理
- (2) 都税の決算
- (3) 人事、給与等の庶務事務
- (4) 施設、物品の管理
- (5) 都税知識の普及、職員の研修
- (6) 税制度や事務改善等の企画

目 次

第1章 仕事を進める仕組み	1
第1節 主税局の機構と職員	3
1 主税局機構図	3
2 組織数一覧	4
3 機構のあらまし	5
4 主税局の職員構成	6
5 都税検査吏員等指定者数	7
6 所属別、職種・職層別職員数	8
第2節 本庁の組織（主税局各部課班分掌事務概要）	10
第3節 都税事務所等の組織	15
1 都税事務所各課班分掌事務概要	15
2 都税総合事務センター各課班分掌事務概要	20
3 支庁の税務事務担当と分掌事務概要	21
第4節 行政委員会及び審議会等	22
1 東京都固定資産評価審査委員会	22
2 東京都税制調査会	22
第5節 主税局の事業予算	24
1 主税局所管歳出予算額（令和2年度）・決算額（令和元年度）	24
2 徴税費の推移	26
第6節 税務総合支援システム（TACSS）	27
1 主税局の電算化・ICT化の流れ	27
2 税務総合支援システム（TACSS）の特徴	28
3 税務総合支援システム（TACSS）の概要	28
4 主税局のICT化	30
5 情報セキュリティ	31
第7節 犯則取締り	32
第8節 人材育成	33
1 人材育成方針	33
2 局研修の実施	33
3 自己啓発支援制度	36
第9節 監察事務	38
第2章 都税のあゆみ	39
第1節 これまでのあゆみ	41
1 昭和時代のあゆみ	41
2 平成・令和時代のあゆみ	42
第2節 都税の種類とあらまし	46
1 都税の種類と特徴	46

2	個人の都民税	46
3	法人の都民税	47
4	都民税利子割	47
5	都民税配当割	48
6	都民税株式等譲渡所得割	48
7	個人の事業税	49
8	法人の事業税	49
9	地方消費税	51
10	不動産取得税	51
11	都たばこ税	52
12	ゴルフ場利用税	52
13	自動車税環境性能割	53
14	自動車税種別割	53
15	鉦区税	54
16	狩猟税	54
17	軽油引取税	54
18	固定資産税	55
19	国有資産等所在市町村交付金	56
20	都市計画税	56
21	特別土地保有税	57
22	事業所税	57
23	宿泊税	58
第3節	地方譲与税及び助成交付金	59
1	地方譲与税及び助成交付金の種類とあらまし	59
2	地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移	66
第4節	税制改正の動き	67
1	令和2年度の税制改正のあらまし	67
2	都独自の改正	68
3	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置（地方税）について	68
第3章	都税収入の状況	71
第1節	都税収入のあらまし	73
1	都税収入と都財政	73
2	都税収入の構成と性質	74
3	都税収入の推移と景気動向	75
第2節	都税収入額の推移（平成28年度～令和2年度当初予算）	78
第3節	都税徴収率等の推移	80
第4節	令和2年度の都税当初予算の状況	81
1	令和2年度当初予算について	81

2	主な税目の概況	81
第5節	令和元年度の都税収入の状況	84
1	令和元年度決算概要	84
2	税目別の収入状況	84
3	事務所別の収入状況	85
第4章	主な取組	93
第1節	地方税財源の拡充に向けた対応	95
1	地方税制をめぐる動き	95
2	今後の取組	95
第2節	防災まちづくり推進に向けた税制支援	96
1	不燃化特区支援税制（固定資産税・都市計画税の減免）	96
2	耐震化促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）	97
第3節	子育て支援に向けた税制支援	98
1	認証保育所に対する減免（不動産取得税、固定資産税・都市計画税、事業所税）	98
2	民有地を活用した保育所等整備促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）	99
第4節	＜東京版＞環境減税	100
1	中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）	100
2	次世代自動車の導入促進税制（自動車税種別割の課税免除）	100
第5節	不正軽油防止	101
1	概要	101
2	令和元年度の取組実績	101
第6節	電子申告・電子申請	102
1	e L T A Xを利用した電子申告・電子申請	102
2	自動車保有関係手続のワンストップサービス（O S S）	103
第7節	固定資産G I Sの整備	104
1	概要	104
2	導入目的	104
3	スケジュール	104
4	地番現況図の庁内利活用	104
第8節	創意工夫した滞納整理	105
1	きめ細かな滞納整理の実施	105
2	新たな滞納整理手法の導入と効果的な取組の実施	105
3	多角的公売方法の活用	105
4	債権回収への支援	106
第9節	個人都民税の徴収率向上	108
1	個人都民税をめぐる動き	108
2	個人都民税の徴収率向上に向けて	108

第 10 節	多様な納付方法	109
1	納付方法の多様化に向けた取組	109
2	口座振替納税制度	109
3	コンビニエンスストア収納	110
4	マルチペイメントネットワーク収納 (インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)	111
5	自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) による収納	112
6	e L T A X を利用した電子納税	112
7	クレジットカード収納	112
8	スマートフォン決済アプリ収納	113
第 11 節	地方自治体全体の人材育成への寄与	114
1	「税務の達人」プロジェクト	114
2	徴収部門における都内区市町村との連携	115
第 12 節	主税局ビジョン 2030	116
1	概要	116
2	スケジュール (2026 年度まで)	116
第 13 節	新型コロナウイルス感染症への対応	117
1	徴収猶予	117
2	スマートフォン決済アプリ収納	118
3	申告納付期限の延長	118
4	自動車税環境性能割の臨時的軽減に係る適用期間延長	118
5	固定資産税等の特例制度について	118
6	固定資産税・都市計画税の減額又は減免に係る申請期限延長	119
7	自動車税種別割に係る下肢等障害者減免の郵送受付開始	119
8	都税事務所等窓口混雑緩和への対応	119
9	新型コロナウイルス感染症に対応するための特別体制	119
第 5 章	税を身近に感じるための仕組み	121
第 1 節	税務相談と広報	123
1	広聴・広報の役割	123
2	税務相談 (広聴) 活動	123
3	情報公開制度	124
4	広報活動	124
5	令和 2 年度広報等実施予定	128
第 2 節	納税貯蓄組合	129
1	納税貯蓄組合とは	129
2	組織	129
3	組合の活動	129
4	補助金の交付	130

第6章 不服申立ての制度	・ ・ ・ ・ ・	131
第1節 審査請求及び訴訟	・ ・ ・ ・ ・	133
1 審査請求	・ ・ ・ ・ ・	133
2 訴訟	・ ・ ・ ・ ・	133
第2節 審査の申出及び訴訟	・ ・ ・ ・ ・	134
1 審査の申出	・ ・ ・ ・ ・	134
2 訴訟	・ ・ ・ ・ ・	134
【付表】 都税事務所等所在地・所管区域一覧	・ ・ ・ ・ ・	135

第 1 章

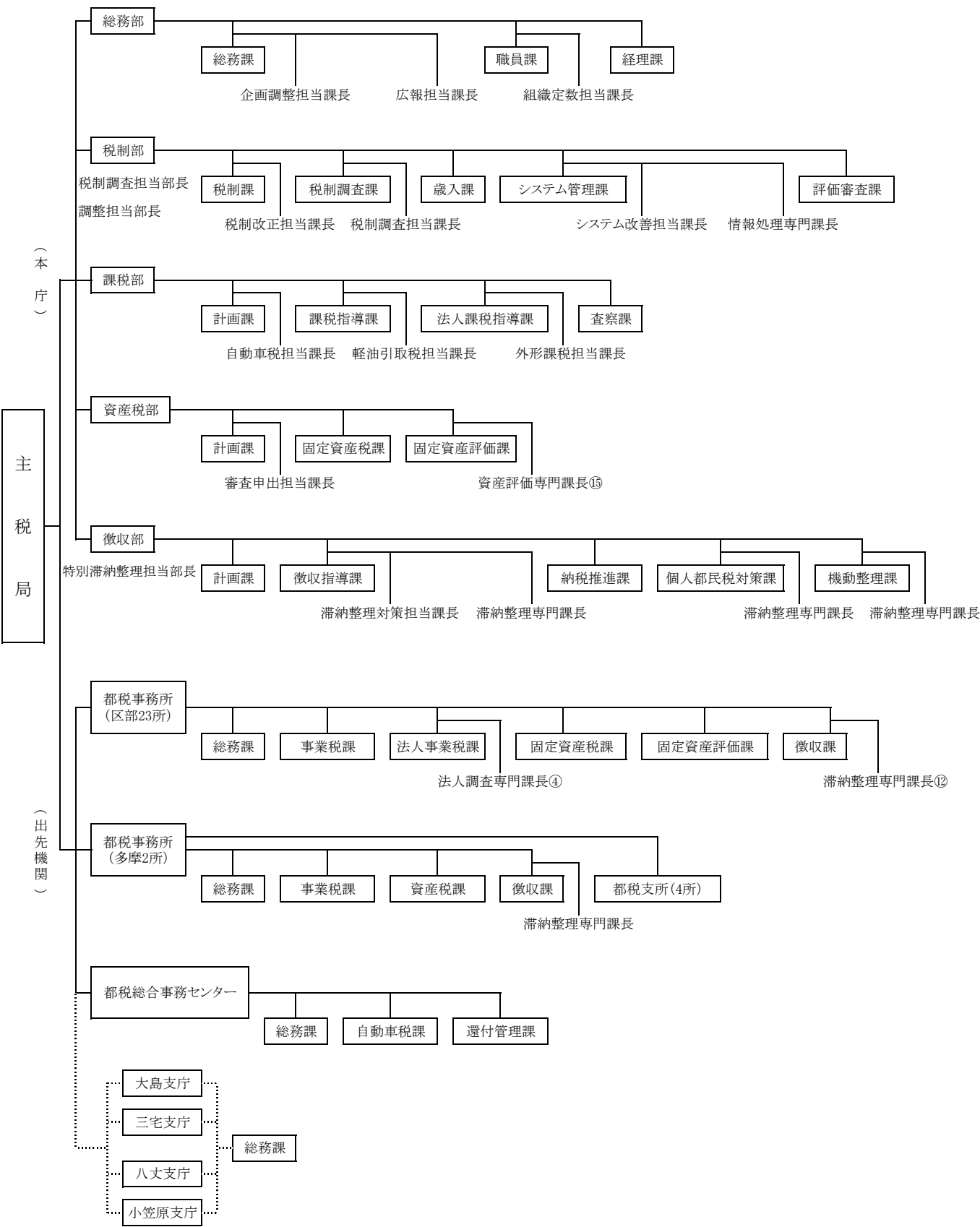
仕事を進める仕組み

第 1 節	主税局の機構と職員	3
第 2 節	本庁の組織	10
第 3 節	都税事務所等の組織	15
第 4 節	行政委員会及び審議会等	22
第 5 節	主税局の事業予算	24
第 6 節	税務総合支援システム（TACSS）	27
第 7 節	犯則取締り	32
第 8 節	人材育成	33
第 9 節	監察事務	38

第1章 仕事を進める仕組み

第1節 主税局の機構と職員

1 主税局機構図（付：総務局（支庁）税務機構）（令和2年4月1日現在）



2 組織数一覧(令和2年4月1日現在)

部 ・ 課 数

	本 庁	都税事務所 (都税支所を含む。)	都税総合 事務センター (自動車税事務所を 含む。)	合 計
部	5	25	1	31
課	20	102	3	125
その他	0	0	5	5

職 名 職 数

職 層 名	職 務 名	
理 事	局 長	1
参 事	部 長 担当部長 所 長	35
副参事	副所長 課長 担当課長 専門課長	176
主 事	課長代理	829

(注) (公財) 東京税務協会等への派遣を含む。

3 機構のあらまし

(令和2年4月1日現在)

(単位：人・%)

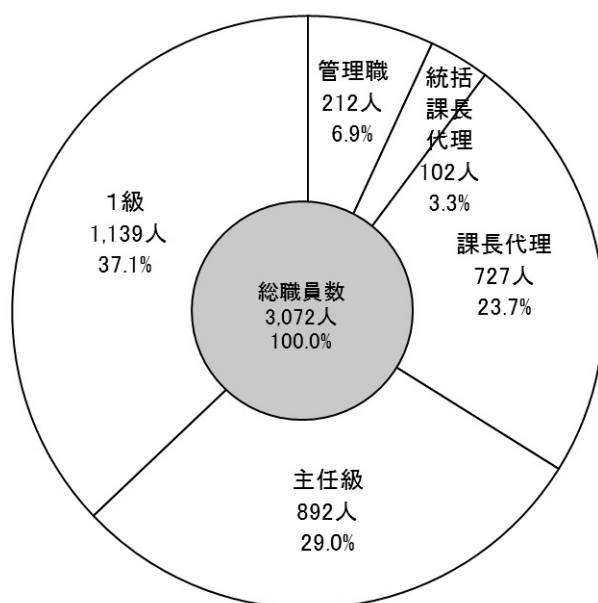
部 門		区 分		職 員 数	構 成 比
課 税	・ 事業税や軽油引取税などの申告受付 ・ 固定資産税や自動車税などの賦課決定 ・ 税務調査、検税 ・ 更正、決定 ・ 減免申請の受付、減免決定	事 業 税	事業税（個人・法人）、法人都民税、軽油引取税、事業所税、ゴルフ場利用税等	611	19.9
		固定資産税	固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税等	1,089	35.4
		自 動 車 税	自動車税環境性能割、自動車税種別割	37	1.2
		小 計		1,737	56.5
徴 収	・ 都税の納付、徴収に係る進行管理 ・ 滞納都税の督促、催告 ・ 都税の滞納整理	整 理	徴収計画、収入管理、督促状の発付、滞納整理（滞納処分、猶予、停止、公売等）	869	28.3
総 務 ・ 税 制	・ 人事、給与等の庶務 ・ 事務運営計画と都税の調定収入計画の策定及び進行管理 ・ 都税の決算 ・ 施設、物品の管理 ・ 都税知識の普及 ・ 職員の研修 ・ 税制度や事務改善等の企画	庶 務	庶務、人事、給与、文書、福利厚生、研修、税務相談、税務広報	254	8.3
		企 画 等	計画（策定・進行管理）、経理、事務改善、税制、歳入、システム管理、I C T推進、都税の決算	203	6.6
		監 察 等	監察、査察	9	0.3
		小 計		466	15.2
合 計				3,072	100.0

4 主税局の職員構成

〔職種別・職層別構成〕

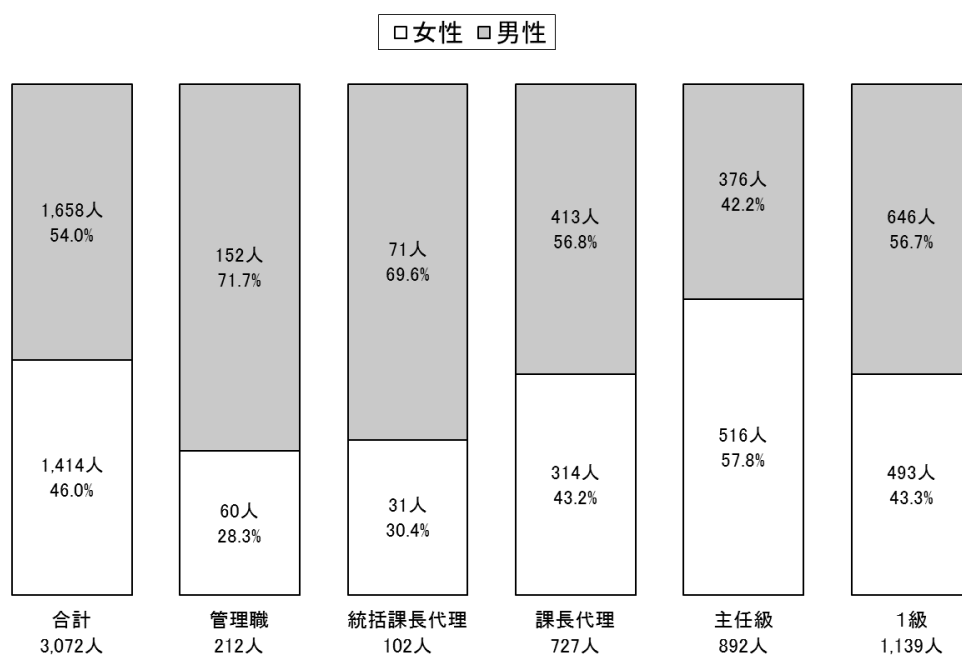
(令和2年4月1日現在)

(正規職員)



〔男女別構成〕

(正規職員)



5 都税検査吏員等指定者数

(令和2年4月1日現在)

(単位：人)

	都 税 検査吏員	都税滞納 処分吏員	都 税 査察吏員	固定資産 評価補助員
23 区内都税事務所	1,053	693	0	583
多摩地域都税事務所	109	65	0	0
都税総合事務センター	31	20	0	0
本 庁 各 部	166	108	7	80
合 計	1,359	886	7	663

(参 考)

地方税法第1条第1項第3号（徴税吏員の定義）

同法第26条、72条の7、73条の8、353条等

（徴税吏員の質問検査権と身分証明票の携帯・提示）

東京都都税条例第2条第1号（徴税吏員の定義）

同条例施行規則第3条の2（徴税吏員の職務の委任）

同条例第4条（徴税吏員の証票等）

同法第405条（固定資産評価補助員）

同条例第139条（固定資産評価員等の証票等）

6 所 属 別、 職 種 ・ 職 層 別 職 員 数

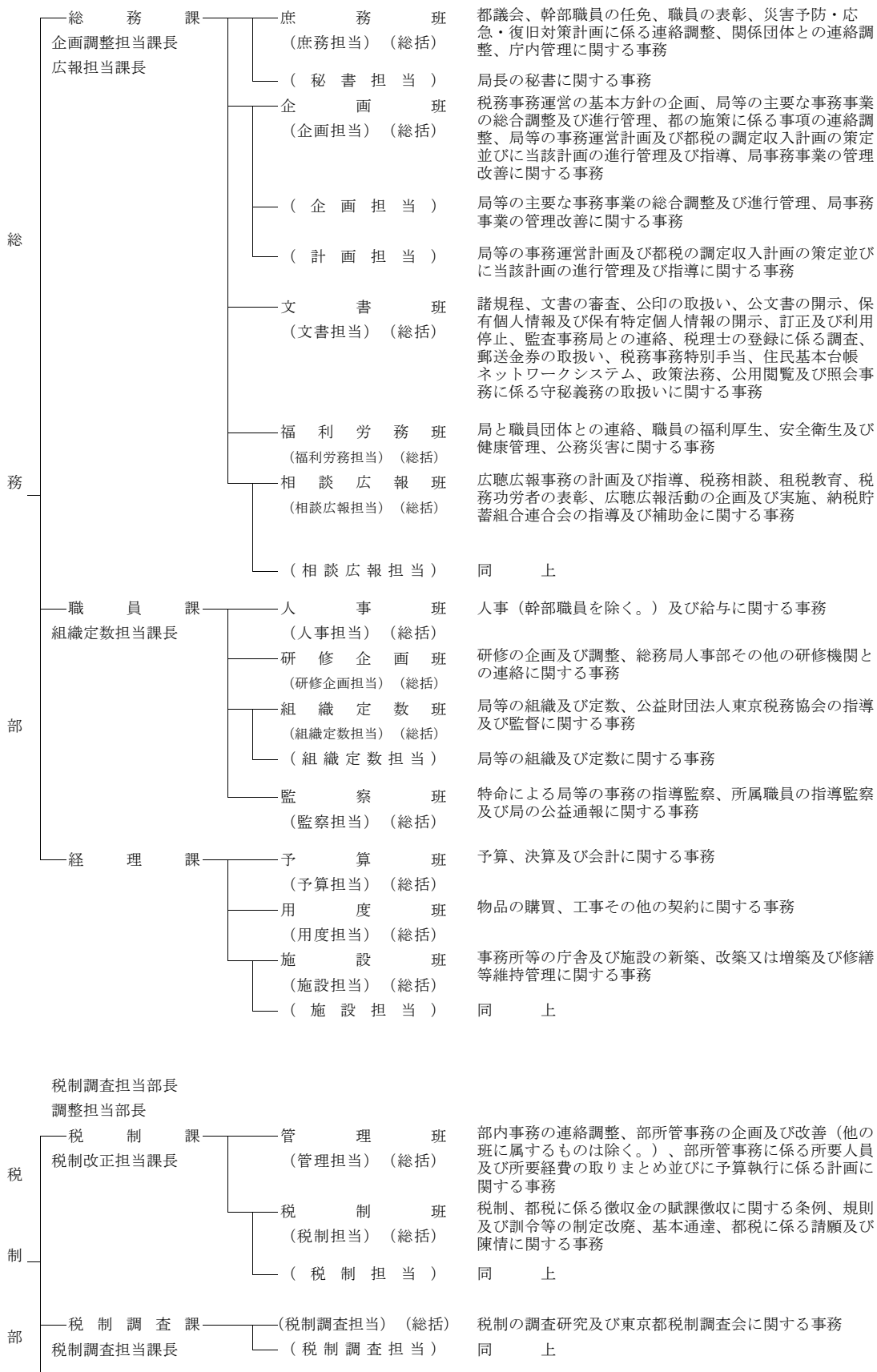
所 属 \ 区 分	管理職	統括課長代理	課長代理	主任	1 級
千 代 田	8	3	34	37	53
中 央	8	3	44	48	68
港	9	1	43	48	74
新 宿	9	6	40	55	67
文 京	4	4	17	19	16
台 東	5	2	21	22	32
墨 田	4	1	19	16	17
江 東	5	1	24	23	29
品 川	5	3	21	22	44
目 黒	4	1	18	15	20
大 田	5	3	26	27	46
世 田 谷	6	3	28	35	54
渋 谷	6	3	25	46	57
中 野	4	2	18	14	22
杉 並	6	1	26	26	34
豊 島	5	5	19	29	34
北	4	2	17	21	16
荒 川	5	3	18	14	34
板 橋	5	2	21	27	29
練 馬	6	3	26	28	44
足 立	6	2	27	39	45
葛 飾	5	3	21	23	29
江 戸 川	5	3	23	34	36
計	129	60	576	668	900
八 王 子	7	3	20	43	23
立 川	8	3	24	44	48
計	15	6	44	87	71
都税総合事務センター	4	1	12	19	23
総 務	13	8	18	23	15
税 制	12	5	18	17	17
課 税	8	6	18	25	24
資 産 税	20	8	17	30	46
徴 収	11	8	24	23	43
計	64	35	95	118	145
合 計	212	102	727	892	1,139

(令和2年4月1日現在)
(単位：人)

総職員数	うち定数外職員		嘱託員	一般職 非常勤	
	休 職 等	そ の 他			
135	5	1	0	10	千
171	8	0	0	12	中
175	9	0	0	11	港
177	9	0	0	14	新
60	6	0	0	22	文
82	2	0	0	10	台
57	2	0	0	6	墨
82	5	0	0	6	江
95	2	0	0	10	品
58	2	0	0	6	目
107	7	0	0	9	大
126	3	0	0	10	世
137	13	0	0	13	渋
60	3	0	0	7	野
93	4	0	0	8	杉
92	3	0	0	11	豊
60	3	0	0	5	北
74	3	0	0	11	荒
84	2	1	0	10	板
107	3	0	0	8	練
119	7	0	0	8	足
81	2	0	0	6	葛
101	3	0	0	7	戸
2,333	106	2	0	220	計
96	7	0	0	17	八
127	3	1	0	19	立
223	10	1	0	36	計
59	2	0	0	0	センタ
77	2	12	0	8	総
69	1	3	0	0	税
81	1	1	0	0	課
121	3	3	0	31	資
109	4	0	0	13	徴
457	11	19	0	52	計
3,072	129	22	0	308	合計

第2節 本庁の組織（令和2年4月1日現在）※（）内は課長代理のポスト名

1 主税局各部課班分掌事務概要

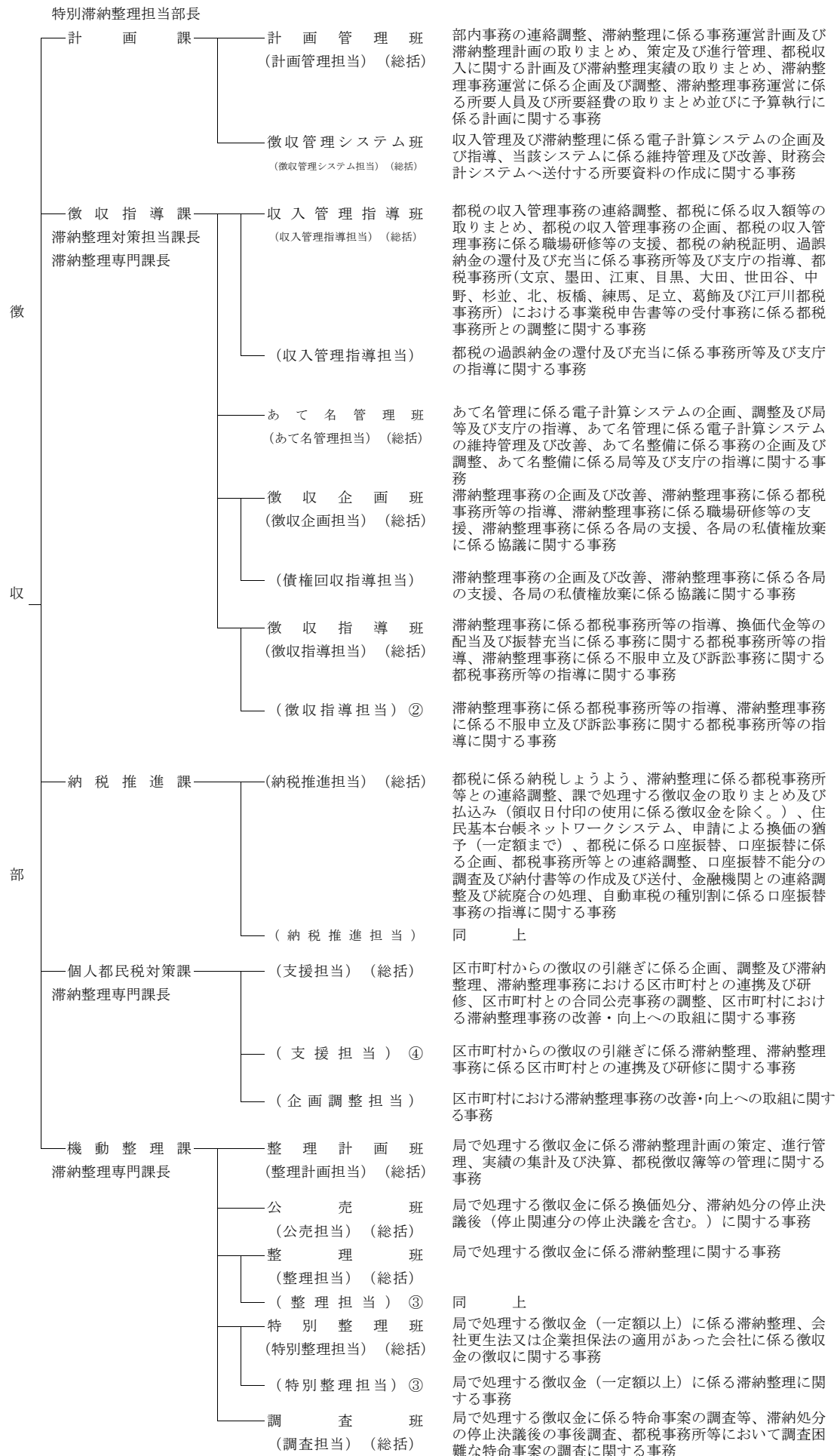


税 制 部	歳入課	歳入班 (歳入担当) (総括)	都税、地方譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、都税に係る税外収入の調定額及び収入額の推計並びに決算説明資料等の作成に関する事務
		(歳入担当)	同上
		税務統計班 (税務統計担当) (総括)	都税の調定額及び収入額等の管理、都税の決算資料並びに税務統計に係る諸資料の収集及びこれらに関する事務等及び支所の指導に関する事務、税務統計事務の企画・調査及び改善に関する事務
	システム管理課 システム改善担当課長 情報処理専門課長	システム企画班 (システム企画担当) (総括)	電子計算システムに係る所要経費の取りまとめ及び予算執行に係る計画策定、電子計算システムによる事務処理の委託等に係る契約、局事務事業のIT推進に係る計画の策定及び実施、電子計算システムに係る総合的な計画の策定及び実施並びに他局及び他団体との連絡調整、情報技術の活用、電子計算システムの情報化推進及び情報セキュリティ、全庁的なIT施策の推進、電子計算システムの維持管理に関する事務
		(IT推進担当)	電子計算システムの情報化推進及び情報セキュリティ、全庁的なIT施策の推進、局事務事業のIT推進に係る計画の策定及び実施、電子計算システムに係る総合的な計画の策定及び実施に関する事務
		運用管理班 (運用管理担当) (総括)	電子計算システムの運用、電算センタとの連絡調整、セキュリティ管理及び資源管理、障害発生時の連絡調整、電子計算システムの調整並びに運用に係る局等及び支庁との連絡調整、電子計算サブシステム間の調整、共通システムの維持管理に関する事務
		(システム調整担当)	電子計算システムの調整並びに運用に係る局等及び支庁との連絡調整、電子計算サブシステム間の調整に関する事務
		システム改善班 (システム改善担当) (総括)	電子計算システムの改善、電子計算サブシステムの改善に係る設計、開発及び実施等の検討及び調整、電子計算システムの再構築に向けた検討及び調整、情報連携サブシステムの維持管理に関する事務
		(システム改善担当) ③	電子計算システムの改善、電子計算サブシステムの改善に係る設計、開発及び実施等の検討及び調整、電子計算システムの再構築に向けた検討及び調整に関する事務
	評価審査課	(評価審査担当) (総括)	固定資産評価審査委員会に関する事務、審査申出に係る審査庁側の事務
		(評価審査担当) ②	同上
		(訟務担当)	固定資産評価審査委員会に対する訴訟に係る審査庁側に関する事務
課 税 部	計画課 自動車税担当課長	計画管理班 (計画管理担当) (総括)	部内事務の連絡調整、部所管の都税に係る事務運営計画及び課税計画の取りまとめ及び進行管理、部所管の都税に係る事務の企画及び改善、部所管の事務に係る所要人員及び所要経費の取りまとめ並びに予算執行に係る計画に関する事務
		(債権管理担当)	部所管の都税に係る課税計画の取りまとめ及び進行管理、部所管の都税に係る調定額等の取りまとめ、都民税利子割精算金、特別徴収交付金に関する事務
		自動車税班 (自動車税担当) (総括)	自動車税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る事務の企画及び都税総合事務センターの指導、当該各税に係る調定額等の管理及び課税資料の集計、運輸支局及び軽自動車検査協会との連絡に関する事務
		(自動車税システム担当)	自動車税システムに係る事務の企画、維持管理、改善及び運用管理に関する事務

課 税 指 導 課	課 税 指 導 課 軽油引取税担当課長	個人事業税班 (個人事業税担当) (総括)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税及び宿泊税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る事務の企画及び都税事務所等の指導、当該各税に係る課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る事務の企画及び都税事務所等の指導、当該各税に係る課税計画の策定及び進行管理、当該各税
-----------	------------------------	--------------------------	--

資 産 税 部	計 画 課 審査申出担当課長	計 画 管 理 班 (計画管理担当) (総括)	部内事務の連絡調整、部所管の都税に係る事務運営計画及び課税計画の取りまとめ及び進行管理、部所管の都税に係る事務の企画及び改善、部所管の事務に係る所要人員及び所要経費の取りまとめ並びに予算執行に係る計画に関する事務
		減 免 指 導 班 (減免指導担当) (総括)	部所管の都税に係る減免及び課税免除並びにこれらに関する事務運営計画の策定及び都税事務所等の指導に関する事務
		評 価 特 別 対 策 班 (評価特別対策担当) (総括)	審査の申出に係る弁明書作成等の事務運営計画の策定及び都税事務所等の指導、審査申出に係る評価庁側に関する事務、固定資産税及び都市計画税に係る審査請求及び訴訟に関する事務
		(評価特別対策担当) ②	同 上
	固 定 資 産 税 課	固 定 資 産 税 班 (固定資産税担当) (総括)	固定資産税及び都市計画税の課税事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理（所有者調査班に属するものを除く。）、当該各税に係る都税事務所の指導（所有者調査班に属するものを除く。）、当該各税に係る課税資料の集計、部所管の都税に係る窓口事務等の企画及び都税事務所の指導、部所管の都税に係る調定額等の管理並びに課税実績等の集計及び諸統計、国有資産等所在市町村交付金等に係る事務運営計画の策定及び進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務
		(交 納 付 金 担 当)	国有資産等所在市町村交付金等に係る事務運営計画の策定及び進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務
		所 有 者 調 査 班 (所有者調査担当) (総括)	固定資産税及び都市計画税の課税事務のうち、地方税法第343条第2項後段の規定に係る納税義務者の認定及び調査事務、当該事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該事務に関する都税事務所の指導に関する事務
		電 算 指 導 班 (電算指導担当) (総括)	部所管の都税の電子計算システムに係る事務の企画及び事務運営計画の策定、当該システムに係る都税事務所の指導、当該システムの維持管理に関する事務
	不 動 産 取 得 税 班 (不動産取得税担当) (総括)	不 動 産 取 得 税 班 (不動産取得税担当) (総括)	不動産取得税及び特別土地保有税の課税事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る都税事務所等の指導、当該各税に係る課税資料の集計、当該各税に係る訟務事務、特別土地保有税の調査に関する事務
		家 屋 班 (家屋担当) (総括)	家屋に係る評価事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該事務に係る都税事務所の指導、評価資料の集計に関する事務
		土 地 班 (土地担当) (総括)	土地に係る評価、認定及び調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該事務に係る都税事務所の指導、評価資料の集計に関する事務
		(土 地 担 当)	土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区の区分、標準宅地の選定、路線価付設及び路線価調整に係る都税事務所の指導に関する事務
固 定 資 産 評 価 課 資産評価専門課長 ^⑮	G I S 推 進 班 (GIS推進担当) (総括)	G I S 推 進 班 (GIS推進担当) (総括)	固定資産GISの導入に係る事務処理の検討及び関連部署との調整、当該システムの導入に向けたシステム構築、改善、維持管理及びデータ整備に関する事務
		(地 番 図 整 備 担 当)	固定資産GISの導入に係る事務のうち、地番現況図の整備に関する事務
	償 却 資 産 班 (償却資産担当) (総括)	償 却 資 産 班 (償却資産担当) (総括)	償却資産に係る固定資産税の課税、評価及び調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該事務に係る都税事務所の指導、償却資産に係る課税及び評価資料の集計、大規模償却資産の指定及び価格等の決定、地方税法第389条第1項の規定により配分された償却資産の価格等、償却資産に係る電子計算システムに関する事務、特定の償却資産の調査に関する事務
		(償 却 資 産 担 当) ③	同 上
		家 屋 評 価 班 (家屋評価担当) (総括)	家屋に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格決定のうち局で行うもの、特定の家屋の調査に関する事務
		(家 屋 評 価 担 当) ④	同 上

〔 固定資産評価員 固定資産を適正に評価し、かつ都知事が行う価格の決定を補助する事務（なお固定資産評価員の職務を補助するため、局においては計画課評価特別対策班及び固定資産評価課の職員が、都税事務所においては固定資産税課又は固定資産評価課の職員が、それぞれ固定資産評価補助員として兼務している。） 〕



第3節 都税事務所等の組織（令和2年4月1日現在）※（）内は課長代理のポスト名

1 都税事務所各課班分掌事務概要

都 税 事 務 所	《 総 務 ・ 税 制 部 門 》 《 課 税 部 門 》		
	総 務 課	庶 務 班 (庶務担当) (総括)	所所属職員の人事、給与、人材育成、福利厚生、安全衛生及び健康管理、公文書類の收受、配布、発送及び廃棄、郵送金券の取りまとめ、公印の管理、住民基本台帳ネットワークシステム、災害対策、庁内管理、時間外領収に係る連絡調整に関する事務
		(相 談 広 報 担 当)	税務相談、税務広報、租税教育、公文書の開示等並びに保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止、納税貯蓄組合、自主納税の推進、税務功労者表彰等に関する事務
		計 画 経 理 班 (計画経理担当) (総括) (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る。)	所の事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、特別徴収交付金等の交付及び実績の集計、所の歳出に係る予算及び決算、所の会計、所の財務会計、所内の電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、所で使用する自動車等の維持、手数料の徴収、個人の都民税に係る徴収取扱費等の交付に関する事務
都 税 事 務 所	計 画 経 理 課	計 画 経 理 班 (計画経理担当) (総括) (文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税事務所に限る。)	所の事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、特別徴収交付金等の交付及び実績の集計、所の歳出に係る予算及び決算、所の会計、所の財務会計、所内の電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、所で使用する自動車等の維持、手数料の徴収、個人の都民税の課税、個人の都民税に係る徴収取扱費等の交付、個人の都民税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務
		軽 油 引 取 税 班 (軽油引取税担当) (総括) (江東都税事務所に限る。)	軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査等、免税証の交付、証明、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務
		(軽 油 引 取 税 担 当) (江東都税事務所に限る。)	同 上
都 税 事 務 所	《 課 税 部 門 》		
	事 業 税 課	個 人 事 業 税 班 (個人事業税担当) (総括) (千代田都税事務所に限る。)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税及び宿泊税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車税の環境性能割の申請書類の受付、自動車税の種別割に係る申請書類の受付及び随時課税納税通知書等の作成、宿泊税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務
		(宿 泊 税 担 当) (千代田都税事務所に限る。)	宿泊税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務
		個 人 事 業 税 班 (個人事業税担当) (総括) (中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る。)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税（中央都税事務所を除く。）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車税の環境性能割の申請書類の受付、自動車税の種別割に係る申請書類の受付及び随時課税納税通知書等の作成、宿泊税の申告受付に関する事務
都 税 事 務 所	都 民 税 課	都 民 税 利 子 割 班 (都民税利子割担当) (総括) (中央都税事務所に限る。)	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税の課税、当該税の事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務

都	税	事	務	所	軽油引取税班 (軽油引取税担当) (総括) (中央、港、新宿、立川都税事務所に限る。)	軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務
					(軽油引取税担当) (中央、港、新宿、立川都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税班 (法人事業税担当) (総括) (荒川都税事務所に限る。)	法人二税の課税及び事業所税の申告受付、法人二税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調査等に関する事務
					法人事業税第一班 (法人事業税担当) (総括) (台東、品川、渋谷、豊島都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税第二班 (法人事業税担当) (総括) (台東、品川、渋谷、豊島都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税第三班 (法人事業税担当) (総括) (渋谷都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税班 (法人事業税担当) (総括) (八王子、立川都税事務所に限る。)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務
					法人調査班 (法人調査担当) (総括) (立川都税事務所に限る。)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務
					(法人調査担当) (立川都税事務所に限る。)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務
					事業所税第一班 (事業所税担当) (総括) (千代田、中央、港、新宿都税事務所に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務
					(事業所税担当) (千代田、中央、港、新宿都税事務所に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
					事業所税第二班 (事業所税担当) (総括) (千代田、中央、港、新宿都税事務所に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務
					(事業所税担当) (千代田、中央、港、新宿都税事務所に限る。)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
都	税	事	務	所	法人事業税課 (千代田、中央、港、新宿都税に限る。)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務
					法人調査専門課長 (千代田、中央、港、新宿都税に限る。)	同 上
					法人事業税第一班 (法人事業税担当) (総括) (千代田、中央、新宿都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税第二班 (法人事業税担当) (総括) (千代田、中央、新宿都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税第三班 (法人事業税担当) (総括) (中央都税事務所に限る。)	同 上
					法人事業税第一班 (法人事業税担当) (総括) (港都税事務所に限る。)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等、東京開業ワンストップセンターにおける外国法人等に係る相談・受付に関する事務
					法人事業税第二班 (法人事業税担当) (総括) (港都税事務所に限る。)	同 上
					法人調査第一班 (法人調査担当) (総括)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務
					(法人調査担当)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務

都	税	事	務	所	家 屋 評 価 班 (家屋評価担当) (総括) (大田、世田谷、杉並、練馬、足立、江戸川都税事務所に限る。)	家屋の評価、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務
					(家 屋 評 価 担 当)	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に関する事務
					土 地 班 (土地担当) (総括)	土地の評価、認定及び調査、当該事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
					(土 地 担 当)	土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区の区分、標準宅地の選定及び路線価調査、当該調査に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
					償 却 資 産 班 (償却資産担当) (総括)	償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、償却資産の評価及び調査、償却資産に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務
					(償 却 資 産 担 当)	償却資産に係る固定資産税の課税、非課税、課税標準の特例及び減免の認定、償却資産の評価及び調査に関する事務
					資 産 税 課 (八王子、立川都税事務所に限る。)	
					不 動 産 取 得 税 第 一 班 (不動産取得税担当) (総括)	不動産取得税の課税、非課税、課税標準の特例、減額及び減免の認定、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、家屋捕捉資料の収集及び整理、家屋の価格の決定、市町村との連絡調整に関する事務
					不 動 産 取 得 税 第 二 班 (不動産取得税担当) (総括)	同 上
					家 屋 評 価 班 (家屋評価担当) (総括)	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋評価区分地域に係る家屋評価総括事務、事務運営計画の策定及び進行管理、市町村との連絡調整に関する事務
					(家 屋 評 価 担 当)	同 上
					《 徴 収 部 門 》	
					徴 収 課 滞納整理専門課長 (千代田、中央、港、新宿、江東、世田谷、渋谷、杉並、板橋、練馬、足立、葛飾、立川都税事務所に限る。)	
					徴 収 管 理 班 (徴収管理担当) (総括) (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る。)	滞納整理に係る事務運営計画の策定及び進行管理、滞納整理計画の策定及び進行管理、滞納整理実績の統計、都税徴収簿等の管理、督促状の発付、滞納票の作成及び引継ぎ、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、口座振替関係書類の受付、納税証明、決算てん末復命書の作成、徴収猶予、滞納処分
					(管 理 担 当) (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る。)	徴収猶予、滞納処分の停止決議後の事務、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計に関する事務
					徴 収 管 理 班 (徴収管理担当) (総括) (文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税事務所に限る。)	滞納整理に係る事務運営計画の策定及び進行管理、滞納整理計画の策定及び進行管理、滞納整理実績の統計、都税徴収簿等の管理、督促状の発付、滞納票の作成及び引継ぎ、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、口座振替関係書類の受付、納税証明、法人の都民税、事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税、軽油引取税(江東都税事務所を除く。)、事業所税及び宿泊税に係る受付及び証明、決算てん末復命書の作成、徴収猶予、滞納処分の停止決議後、自動車税の申請書類の受付、自動車税の種別割に係る随時課税納税通知書及び納期限前の納付書の作成に関する事務

都 税 事 務 所	都 税 支 所	(管 理 担 当) (文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税事務所に限る。)	徴収猶予、滞納処分、停止決議後の事務、過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、窓口事務に係る調整に関する事務
		納 税 班 (納税担当) (総括) (千代田、文京、目黒、中野、北、荒川、八王子、立川都税事務所に限る。)	新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、課の徴収金の取りまとめ及び払込み(領収日付印使用に係る徴収金を除く。)、所における時間外領収の徴収金の取りまとめ及び払込み、納付(納入)の委託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託に関する事務
		(納 税 担 当)	新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務
		納 税 第 一 班 (納税担当) (総括) (中央、港、新宿、台東、墨田、江東、品川、大田、世田谷、渋谷、杉並、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税事務所に限る。)	新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、課の徴収金の取りまとめ及び払込み(領収日付印使用に係る徴収金を除く。)、所における時間外領収の徴収金の取りまとめ及び払込み、納付(納入)の委託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託に関する事務
		(納 税 担 当)	新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務
		納 税 第 二 班 (納税担当) (総括) (中央、港、新宿、台東、墨田、江東、品川、大田、世田谷、渋谷、杉並、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税事務所に限る。)	新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務
		(納 税 担 当)	同 上
都 税 支 所	徴 収 班 (徴収担当) (総括)	(徴 収 担 当)	滞納事案に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、差押財産の換価手続、換価代金等の配当及び振替充当に関する事務(公売班に属するものを除く。)
		(徴 収 担 当)	同 上
	公 売 班 (公売担当) (総括) (千代田、新宿、江東、渋谷都税事務所に限る。)	同 上	所管する都税事務所の差押財産の換価手続、所管する都税事務所の換価代金等の配当及び振替充当に関する事務
都 税 支 所	(受付相談担当) (総括) (八王子、立川都税事務所に限る。)		都税支所所属職員の人事、給与、人材育成、福利厚生及び安全衛生その他の庶務事務、税務相談、税務広報、租税教育、納税貯蓄組合、自主納税の推進、個人の事業税、法人二税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税、軽油引取税、宿泊税、自動車税及び不動産取得税に係る各種申請書類等の受付及び証明、自動車税の種別割に係る随時課税納税通知書の作成、市町村その他の官公署との連絡調整、都税に係る納付書の作成及び収納、納税に係る照会及び回答、納税相談、過誤納金申請書類、口座振替関係書類、徴収猶予申請書類及び受託証券の受付、都税に係る所在不明等調査、各種官公庁調査に関する事務

2 都税総合事務センター各課班分掌事務概要

都 税 総 合 事 務 セ ン タ ー	総務課	庶務班 (庶務担当) (総括)	センター所属職員の人事、給与、人材育成、福利厚生、安全衛生及び健康管理、公文書類の收受、配布、発送及び廃棄、郵送金券の取りまとめ、公印の管理、住民基本台帳ネットワークシステム、災害対策、庁内管理、時間外領収に係る連絡調整、センターの広報広聴、公文書の開示等並びに保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止、税務功労者表彰等、事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、収入日計表等の受払い、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、歳出に係る予算及び決算、会計、財務会計、電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、手数料の徴収に関する事務
		納税班 (納税担当) (総括)	自動車税の種別割に係る督促状の作成、発付及び公示送達、所管する事務に係る都税事務所等の指導、催告書の作成及び発付、督促状及び催告書の返戻調査、自動車税の徴収金の取りまとめ及び払込み、自動車税の種別割の納付(納入)の委託に係る有価証券の取りまとめ及び再委託、納付書の作成、自動車税の収入消込、自動車税の種別割の滞納票の作成及び徴収引継ぎ、自動車税に係る過誤納金の発生確認、申請書類の受付及び実績の集計、自動車税の種別割の徴収猶予、延滞金の減免、証明、不服申立て、都税事務所等からの照会及び回答、口座振替等に関する事務
	自動車税課	課税第一班 (課税担当) (総括)	自動車税の種別割に係る事務の都税事務所等の指導、自動車税の種別割に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、申告書の管理、発生変更一覧表等の照合、納税通知書の作成、発付、返戻調査及び公示送達、自動車税の種別割の調定決議、随時課税、自動車税の種別割の課税に係る不服申立て、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税の種別割(賦課期日課税分に限る。)に関する事務
		課税第二班 (課税担当) (総括)	同上
		調査班 (調査担当) (総括)	自動車の廃車等の調査及び減額処理、自動車税及び軽自動車の環境性能割の減免に関する事務
		(調査担当)	同上
		申告指導班 (申告指導担当) (総括)	証紙徴収に係る自動車税に係る事務の都税事務所等の指導、証紙徴収に係る自動車税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、調定決議、運輸支局及び軽自動車検査協会との連絡、証紙徴収に係る自動車税の不申告の調査、商品自動車の調査、自動車税の環境性能割の更正、決定及び納税(納付)義務免除、自動車税の環境性能割の徴収猶予、証紙徴収に係る自動車税の課税に係る不服申立てに関する事務
		(申告指導担当)	証紙徴収に係る自動車税に係る事務の都税事務所等の指導、証紙徴収に係る自動車税の賦課資料の収集及び調査(不申告を含む。)、商品自動車の調査、証紙徴収に係る自動車税の種別割の税率決定、自動車税の種別割(証紙徴収相当分)の納税通知書の作成及び発付、自動車税の環境性能割の更正、決定及び納税(納付)義務免除、督促状の作成、発付及び公示送達、自動車税の環境性能割の徴収猶予及び徴収引継ぎ、証紙徴収に係る自動車税の課税に係る不服申立てに関する事務
	還付管理課	自動車税事務所 (品川) (練馬) (足立) (多摩) (八王子)	証紙徴収に係る自動車税の申告の受理、徴収金の収納、自動車税の種別割に係る納税証明等の照会及び発行、自動車税の種別割の納付書の作成、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税の種別割(賦課期日後に納税義務の発生したものに限る。)及び自動車税環境性能割の申告書の受理及び納付に関する事務
		還付管理班 (還付管理担当) (総括)	過誤納還付に係る事務運営計画の策定及び進行管理、過誤納還付金支出及び戻入の決議、過誤納還付実績の統計、過誤納金還付及び充当に関する指定金融機関等との調整、過誤納金還付通知書の発送、過誤払戻入納付書の発送に関する事務
		還付第一班 (還付担当) (総括)	自動車税以外の税目に係る過誤納金の還付及び充当事務、当該事務に係る都税事務所等との連絡調整に関する事務
		還付第二班 (還付担当) (総括)	自動車税の過誤納金の還付及び充当事務、当該事務に係る都税事務所等との連絡調整に関する事務

3 支庁の税務事務担当と分掌事務概要

支 庁 名	税 務 事 務 担 当	分 掌 事 務	備 考
大 島	総務課税務担当	都税の賦課徴収及び犯則取締りに関する事務	
三 宅	総務課行政担当	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八 丈	総務課税務担当	同 上	
小 笠 原	総務課行政担当	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。

第4節 行政委員会及び審議会等

1 東京都固定資産評価審査委員会

(1) 設置の目的

納税者が固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合において、その不服を審査決定するために設置された行政委員会である。

(2) 委員の構成・任期

委員 9名
任期 3年

(3) 選任

委員は、次の資格要件を満たす適任者のうちから、議会の同意を得て知事が選任する。

ア 特別区の住民

イ 特別区税及び特別区内で都税とされている市町村税の納税義務がある者

ウ 固定資産の評価について学識経験を有する者

(4) 根拠法令

地方自治法第180条の5第3項、地方税法第423条、東京都都税条例第140条

(5) 令和元年度開催状況

委員会全体会議 6回、審査会審理等61回

(6) 事務局

税制部評価審査課

2 東京都税制調査会

(1) 設置の目的

地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等に関する事項を検討するため、平成12年5月に設置した。

(2) 委員の構成・任期

特別委員 6名程度
委員 19名程度
任期 3年

(3) 委嘱

特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、委員は学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(4) 審議項目

知事の諮問に応じ、下記事項を検討し、提言する。

ア 地方税制度の改善に関すること。

イ 国と地方の税源配分に関すること。

ウ その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関すること。

(5) 事務局

税制部税制調査課

第5節 主税局の事業予算

1 主税局所管歳出予算額（令和2年度）・決算額（令和元年度）

(1) 一般会計

科 目			2年度当初予算額
款	項	目	
徴 税 費			72,481,000
	徴 税 管 理 費		18,703,000
		管 理 費	18,621,230
		納 税 広 報 費	81,770
	課 税 費		15,007,000
		管 理 費	12,418,827
		課 税 事 務 費	2,588,173
	徴 収 費		35,330,000
		管 理 費	6,404,866
		徴 収 事 務 費	28,925,134
	施 設 整 備 費		3,441,000
		都税事務所等整備費	3,441,000
諸 支 出 金			69,227,000
	諸 費		69,227,000
		利 子 割 精 算 金	58,000
		過 誤 納 還 付 金	69,169,000
合 計			141,708,000

(2) 地方消費税清算会計

科 目			2年度当初予算額
款	項	目	
地方消費税清算費			2,351,732,000
	地方消費税清算費		2,351,732,000
		地方消費税徴収取扱費	5,556,000
		地方消費税清算金	1,654,937,000
		一般会計繰出金	691,239,000
合 計			2,351,732,000

(注) 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(単位：千円)

元年度決算額	計 上 概 要 説 明
66,248,096	
14,631,338	
14,555,049	都税事務所等の庁舎維持、事務機械化、電算処理及び一般管理事務費並びに主税局職員の監察、税務研修及び給料その他諸手当等の人件費に要する経費
76,290	適正な申告と自主納税の推進による納期内収入の向上を図るためのニュース、パンフレット等の各種広報事業に要する経費
15,681,897	
12,662,681	都税の課税事務及び固定資産評価事務関係職員の給料その他諸手当等の人件費に要する経費
3,019,216	都税の課税事務、固定資産の評価事務、固定資産評価員及び都税の犯則取締りに要する経費
33,876,171	
6,832,615	都税の徴収事務関係職員の給料その他諸手当等の人件費に要する経費
27,043,556	都税の徴収及び滞納整理事務並びに徴収交付金に要する経費
2,058,690	
2,058,690	都税事務所の改築及び改修工事等に要する経費
47,778,808	
47,778,808	
60	利子割額に係る関係道府県との精算に要する経費
47,778,748	都税の過誤納に係る還付金及び還付加算金に要する経費
114,026,904	

元年度決算額	計 上 概 要 説 明
1,751,580,076	
1,751,580,076	
4,880,744	国に支払う地方消費税徴収取扱費に要する経費
1,218,111,706	地方消費税に係る関係道府県との清算に要する経費
528,587,626	一般会計に対する繰出金に要する経費
1,751,580,076	

2 徴税費の推移

(単位：千円・%)

区 分			平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (当初予算)
徴 税 費	職 員 費	給 料	10,752,545	10,863,196	10,851,471	10,771,714	11,090,238
		諸 手 当	8,920,875	9,090,730	9,221,205	9,243,113	9,651,072
		そ の 他	4,030,098	4,290,765	4,166,410	4,200,534	4,050,904
		小 計	23,703,518	24,244,691	24,239,086	24,215,361	24,792,214
	旅 費		60,368	56,337	52,813	49,917	69,540
	需 用 費		780,955	888,128	794,343	840,491	918,106
	報 償 費		24,529,488	24,944,060	26,020,442	26,061,598	27,892,750
	そ の 他		18,298,847	15,772,204	17,158,877	15,161,633	18,939,597
	合 計		67,373,176	65,905,420	68,265,561	66,329,000	72,612,207
	税 収 入		5,236,011,457	5,273,011,580	5,446,357,290	5,631,801,061	5,444,617,534
税徴 収税 入費 にの 対割 す合 る	職 員 費		0.45	0.46	0.45	0.43	0.46
	そ の 他		0.83	0.79	0.81	0.75	0.88
	合 計		1.29	1.25	1.25	1.18	1.33

(注)

- 「職員費」は、支庁における経費を含む。
(1) 職員費中の「諸手当」は、扶養、地域、期末手当その他の職員手当の合計額である。
(2) 職員費中の「その他」は、共済費及び賃金の合計額である。ただし、制度改革に伴い令和2年度から賃金の計上はない。
- 「需用費」は、光熱水費及び一般需用費の合計額である。
- 「報償費」は、特別徴収交付金、市町村都税取扱費、個人都民税徴収取扱費及び納税貯蓄組合に対する補助金の合計額である。ただし、制度改革に伴い平成30年度から市町村都税取扱費の計上はない。
- 「その他」は、施設整備費、役務費及び備品購入費等の合計額である。
- 徴税費には、利子割精算金及び過誤納還付金を含まない。
- 投資的経費（施設整備費）を控除した徴税費は、平成28年度64,200,834千円、平成29年度64,506,286千円、平成30年度66,893,867千円、令和元年度64,270,310千円であり、税収入に対する割合はそれぞれ1.23%、1.22%、1.23%、1.14%となっている。
- 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

第6節 税務総合支援システム（TACSS）

1 主税局の電算化・ICT化の流れ

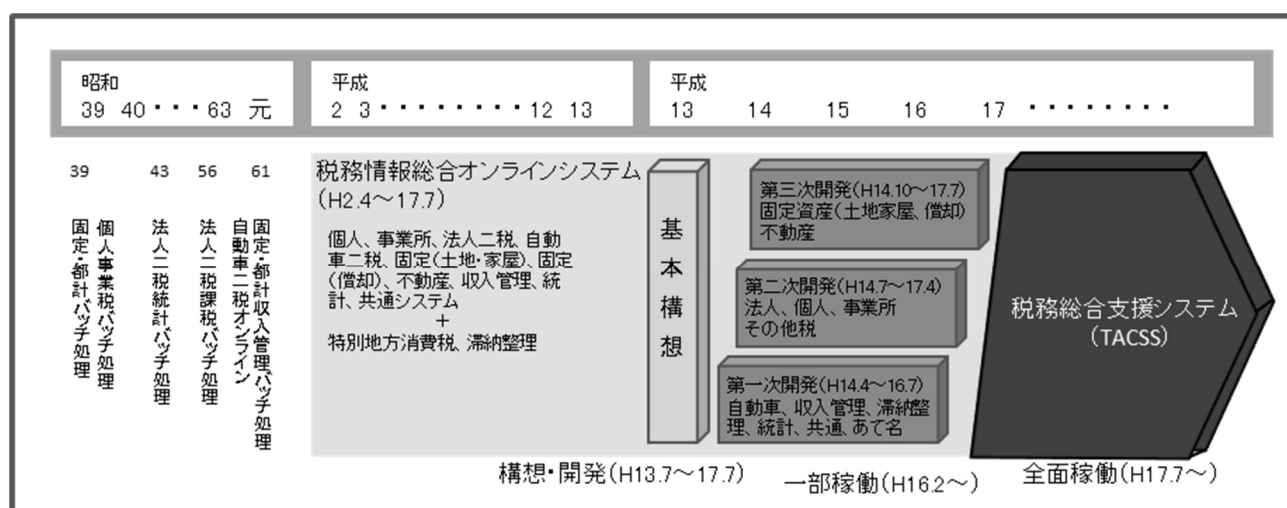
主税局では、昭和39年4月に固定資産税等の課税事務に係るバッチ処理システムを導入以降、各税目の電算処理化を順次行ってきた。平成2年4月には「税務情報総合オンラインシステム」（以下「税オン」という。）を導入し、都税の基幹税目について課税から収入管理に至る一貫処理を行い、税務事務の効率化に努めてきた。

しかし、税オン稼働から10年が経過し、度重なる改修によりシステムが肥大化、老朽化するとともに、維持管理経費も年々増加した。加えて、ICTの進展に伴う新たな納税者サービスへの対応も求められた。

このため、税オンの抜本的な改善を行い、次世代システムを構築するために、平成14年3月に基本構想を策定し、同年4月から、税務総合支援システム（Taxation And Collection Support System）（以下「TACSS」という。）の開発に着手した。TACSSは三次にわたる開発を経て、平成17年7月に全面稼働となった。全面稼働後、3回の機器更新及び民間データセンタへの移転を行っている。

TACSSは稼働から15年が経過し安定稼働の段階であるが、国では「Society5.0」が提唱され、これに呼応し都においても「未来の東京」に向けて都庁のデジタル化を進めていくとしている。主税局においても税務手続のデジタル化に向け、平成30年度から2年にわたりTACSSの最適化に係る企画構想を策定した結果、税務業務を抜本的に見直すとともにTACSSを全面再構築することとなった。

【主税局の電算化・ICT化の流れ】



2 税務総合支援システム（TACSS）の特徴

(1) 納税者サービスの向上

- ・オンラインリアルタイム方式を採用することで処理時間の短縮を図り、迅速な納税者対応が可能
- ・電子申告・納税等のICT化への対応が可能な拡張性の高いシステム

(2) 経費の削減

- ・システム機器の小型化等による維持管理経費の大幅削減

(3) 職員の作業負担軽減

- ・入出力帳票を電子化することで、処理期間を短縮し、紙帳票数を削減
- ・外部機関（システム）から提供されるデータを活用し、作業を効率化

(4) 職員が使いやすいシステム

- ・基本画面や帳票を統一・標準化するとともに、端末に操作ガイド機能を搭載
- ・職員自らデータの検索・加工が行えるよう業務支援機能（EUC機能）を装備

3 税務総合支援システム（TACSS）の概要

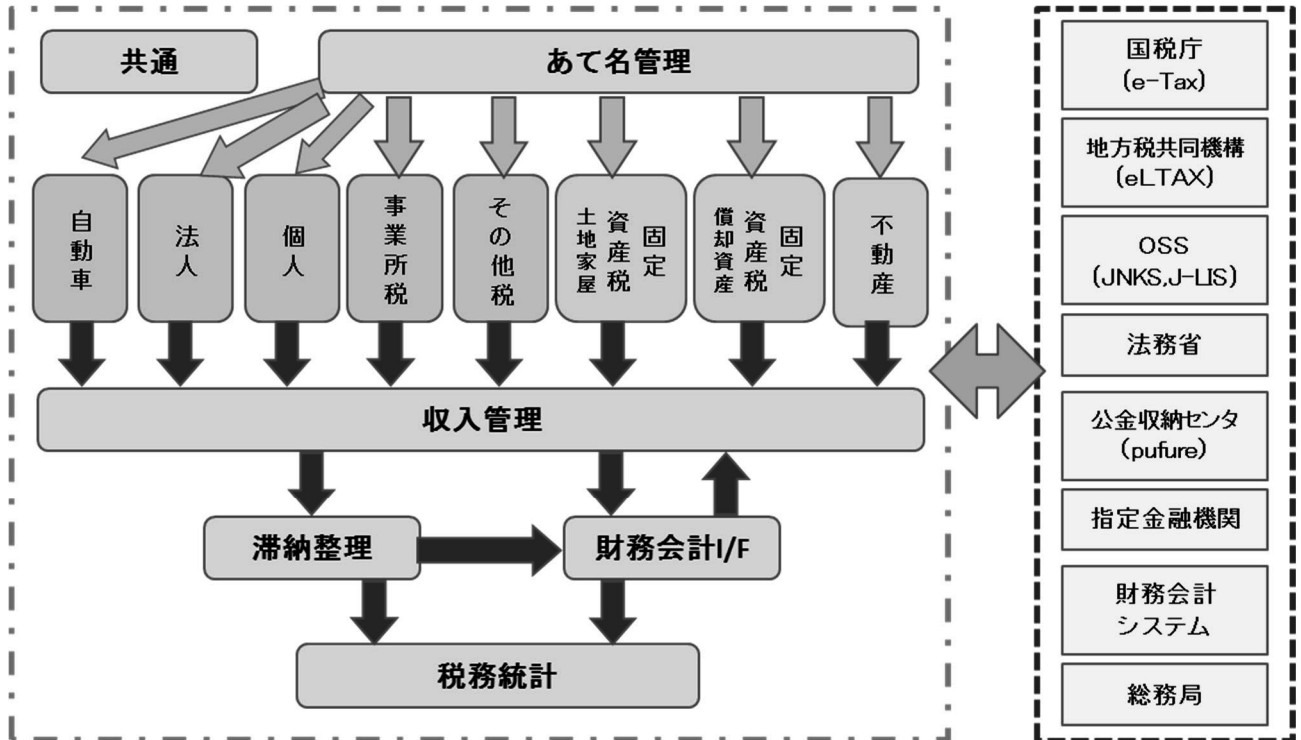
(1) TACSSの機能

- ア オンラインサービスの提供
課税・徴収データの入力、照会、計算 など
- イ 課税・徴収データの一括更新処理
定期課税処理、収入消込処理 など
- ウ 税務データ保存、帳票データ作成
- エ 外部からのデータ受入れ
電子申告（法人・償却資産）、OSS（自動車）、p u f u r e（収入管理） など
- オ 外部へのデータ出力
データ出力センタ（納税通知書等）、財務会計、指定金融機関、p u f u r e など
- カ EUC、電子帳票機能

(2) システム構成（サブシステム）

TACSSでは、全税目について、課税から収入管理・滞納整理までをサブシステムとしてシステム化し（34 サブシステムから構成）、サブシステム間の一貫した処理や外部機関とのデータ連携を確保している。

【TACSSの主要なサブシステム】

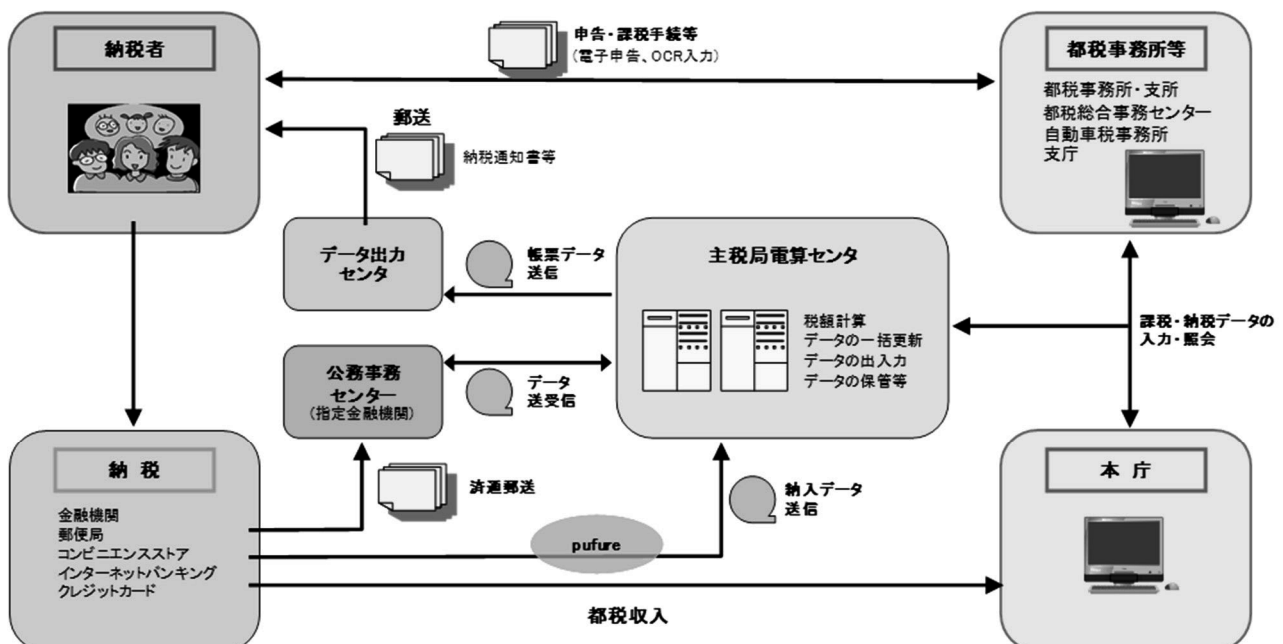


(3) システム機器・ネットワーク

TACSSでは、業務処理等のすべてのサーバやデータを主税局電子計算センタ内に配置し、データ保存領域を持たないシンクライアント方式のTACSS端末等を都税事務所等及び本庁に配置している。

また、これらをつなぐネットワークは外部と接続しない閉鎖的な構成とし、外部機関とのデータ連携は主に外部記録媒体を通じて行っている。

【TACSSのシステムネットワーク】



4 主税局のICT化

国や都庁全体のICT化の推進計画を踏まえ、主税局においても、納税者の利便性向上と税務事務の効率化を目指してICT化に取り組んでいる。

(1) 電子申告

都税の申告について、納税者がインターネットを利用して電子データで申告することを可能にする。

法人二税（平成17年8月～）、固定資産税（償却資産）（平成18年1月～）、事業所税（平成20年9月～）

(2) 国税データ連携

税務署に申告された所得税確定申告書等に係る国税情報を電子データで受信し、税務事務の効率化を図る。（平成23年1月～）

(3) 電子申請・届出

都税の申請、届出について、納税者がインターネットを利用して電子データで申請することを可能にする。

宿泊税等の申請（平成17年1月～）

自動車税住所変更届（平成19年11月～）

法人二税及び事業所税の申請、届出（平成20年9月～）

固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届（平成29年11月～）

Web口座振替申込受付サービス（平成31年4月～）

(4) 電子納税（ペイジー収納）

納税者がATM、パソコン、携帯電話等を利用して納税を行うシステムで、時間・場所を問わず納税を可能にする。

ペイジーマークの付いている納付書のペイジー収納（平成18年4月～）

eLTAX（エルタックス）による法人二税・事業所税の電子納税（平成21年4月～）

(5) 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

自動車を登録する際、各行政機関に出向くことなくオンライン申請で一括して諸手続や、税及び手数料の納付を可能にする。

新車の新規登録（平成17年12月～）

継続検査用の自動車税納税情報について国土交通省への提供（平成27年4月～）

OSS接続サーバの共同利用化と、中古車の新規登録、移転登録、変更登録等の各種登録等手続の拡大（平成29年4月～）

(6) AIチャットボットサービス

ICTによる社会変革を進める機運が高まるなか、税務行政においても、こうした技術を活用し、更なる納税者の利便性向上を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、主税局は、平成30年度に人工知能（AI）による問合せ対応の実証

実験を実施した。その結果、時間や場所を問わず、税務の問合せを気軽にしたいという都民の潜在ニーズを満たしうるツールであることが確認できたため、この実証実験を踏まえ、平成 31 年度に主税局ホームページ上で A I チャットボットを構築し、令和 2 年度からサービスを開始した。

これにより、24 時間 365 日の税務相談を可能とし、納税者の利便性の向上を図るとともに問合せ内容を記録・把握し、納税者のニーズを税務行政へフィードバックすることができる。

今後は、サービスの安定稼働と問合せデータを継続して分析していくことで、サービスの品質を高め、更なる納税者サービスの向上に努めていく。

5 情報セキュリティ

サイバー攻撃の件数が年々増加し、攻撃手法が多様化・巧妙化する中、様々な組織においてサイバー攻撃に伴うセキュリティ事故が多数発生し、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題であった状況に鑑み、「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）が施行された。

この法律により、地方公共団体にもサイバーセキュリティに係る施策を自主的に策定・実施する責務が課されたことから、都においても、東京都サイバーセキュリティ基本方針・サイバーセキュリティ対策基準を改正するなど、全庁的な情報セキュリティ対策の強化が図られた。

併せて、サイバーセキュリティに関する全庁的な指導・指示を行う東京都 C S I R T と、各局 C S I R T が設置され、事故の未然防止対策や被害の最小限化、全庁での迅速な情報共有等に取り組むこととされた。

都の情報セキュリティ対策強化の取組を受け、一般の個人情報より機密性の高い税務情報を取り扱う主税局では、情報の取扱いや遵守事項を定める「主税局情報セキュリティ安全管理措置」及び各システムの遵守事項である「情報セキュリティ実施手順」を改正するとともに、全庁と一体となった実効性ある取組を推進している。

第7節 犯則取締り

都税の賦課徴収は、納税者の自主的な申告や納税を基調とし、厳正・公平に運用されなければならない。

したがって、都税に関する申告、登録義務、帳簿備付け・記載義務等の違反や都税を免れたりする一部の悪質な者に対しては、都民全体の利益のために厳正な処分を行い、納税秩序の維持向上を図る必要がある。

地方税に関する違法行為に対しては、国税犯則取締法を準用して、犯則事件として調査し、通告処分又は告発を行ってきたが、平成29年度税制改正により国税犯則取締法が廃止され、地方税法総則に新たに根拠規定が設けられたため、現在は、当該規定に基づき、犯則事件として調査し、通告処分又は告発を行うこととされている。

通告処分とは、犯則者に対して罰金に相当する金額の納付を通告する処分であり、告発とは、検察官に対して犯罪の事実を申告し、刑事処分を求めるものである。

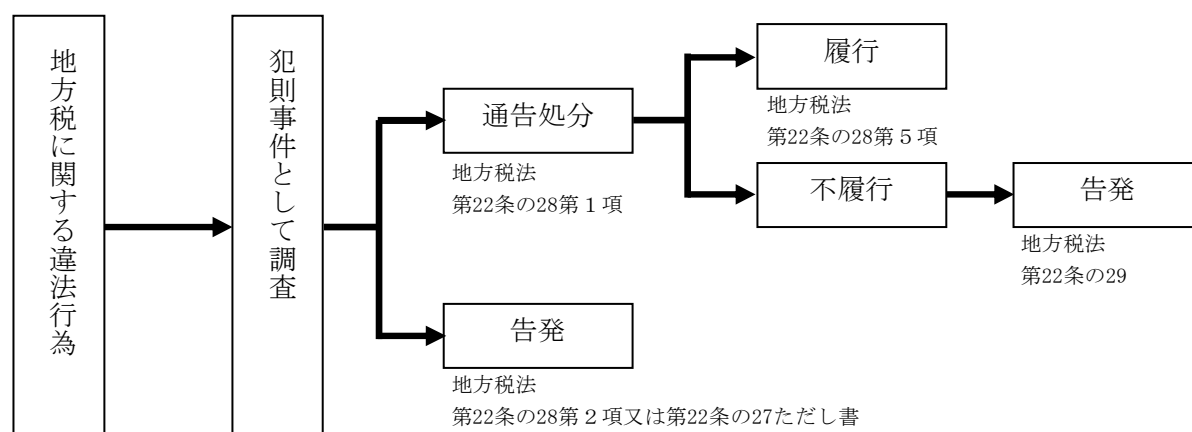
間接地方税について犯則の心証を得たときは、原則として通告処分を行い、これを履行しない者や極めて悪質な者については、告発を行うこととなる。

また、間接地方税以外の地方税で犯則の心証を得たときは、告発を行うことになる。

主税局においては、「不正軽油撲滅作戦」を開始した平成12年度以降、通告処分を20事案、告発を10事案行っているが、近年は、軽油引取税の犯則取締りに加え、都たばこ税等の申告漏れ事案などの摘発にも取り組んでいる。近年の主な摘発状況は下表のとおり。

税目	概要	処分年月
都たばこ税	過少な数量を記載した虚偽の申告書を提出し税を免れた事業主に対し、国と都と区が同時に告発を行った。	平成25年6月告発
軽油引取税	顧客と共謀し、脱税させる目的で免税軽油の数量を水増しした。顧客である免税軽油使用者に対しては通告処分を行った。	平成28年11月告発
宿泊税	宿泊客から宿泊税を預かり申告納入する義務があることを知りながら、申告せずに税を免れた。同税について、全国で初めて強制調査を実施した。	平成31年3月通告

(参考) 調査・処分等フロー図



第8節 人材育成

1 人材育成方針

主税局では、団塊世代の大量退職のピークが過ぎ、税務経験の長いベテラン層から、中堅・若手職員が中心となって支える組織へと転換していく中、適正・公平な賦課徴収に基づき都税収入を確保する使命を果たすため、それまでの人材育成に係る取組を精査し、平成26年1月「主税局人材育成方針」を策定した。

この方針に基づき、税務の専門知識及び技術を確実に継承していくとともに、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を目指して、組織一丸となって人材育成を推進していく。

(1) 求められる職員像

主税局において目指すべき職員像として、「税務のプロとして高い気概と専門性を併せ持ち、適正・公平な賦課徴収を実現できる職員」を掲げ、人材育成上のビジョンとした。

また、「東京都職員人材育成基本方針」では、東京都職員に求められる能力として、一般職員では、「職務遂行力・組織支援力・取組姿勢」の3点を掲げているが、主税局ではこれらに加え、「適正・公平な賦課徴収ができる専門性」及び「納税者への説明責任を果たせる説明力」が求められる。

(2) 人材育成上の課題とその取組

ア 「部門の専門性を牽引する層」の育成

税務経験の浅い職員の割合が拡大する中、「選抜して育成する」という視点のもと、指名制による実務研修の受講や主税局専門講師への登用等を通じて、将来各部門の核となって牽引することが期待される職員を選抜し、早期かつ集中的に育成する。

イ それぞれの役割を最大限果たせる人材の育成

管理監督職の若年化が加速している現状を踏まえ、組織運営力等の向上に資する職層研修の充実を図るなど、将来の主税局を支えていく人材として、若手管理監督職及び主任級職員を重点的に育成する。

ウ 若手職員の育成

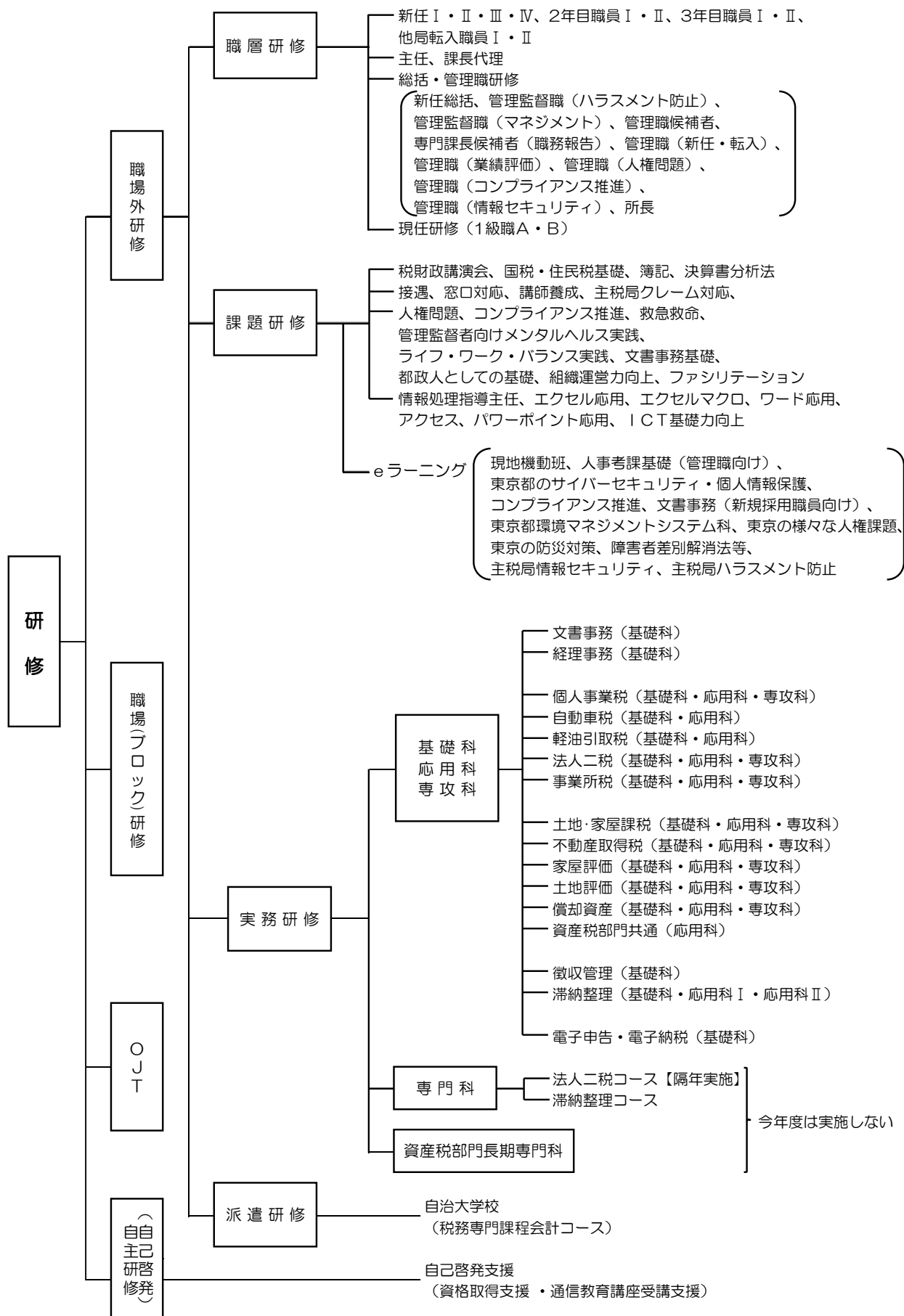
主税局には毎年100人を超える多くの新規採用職員が配属されることから、若手職員を「全庁共有財産」として、主税局のみならず全庁的に活躍できる人材へと育成していく。

2 局研修の実施

主税局の力を強化し、直面する課題の解決に向けて新たな発想で実効性のある政策を迅速に展開していくためには、より幅広い視野と高い視座を持ち、高度な専門性を発揮して、将来にわたって着実に組織を支えていく職員の育成が重要となる。このため、主税局職員はさまざまな研修への参加を通して、職務の基本となる法令を軸とした専門知識や調査技法等の習得に努めるとともに、日々の職務を通して実践的な実務能力を高めていく必要がある。

令和2年度主税局研修は、職員一人ひとりが、都民ファーストの視点を持ちながら、より高度な専門性をはじめ、自らの強みを発揮できることを目的として実施する。実施にあたっては、局研修、職場（ブロック）研修、OJT、自己啓発の大きな柱を有機的に連携させ、多様な手段で効率的かつ総合的に人材を育成していく。

令和2年度 主税局研修体系



(1) 職場外研修

ア 職層研修

職層研修は、職員一人ひとりが各職層に求められる役割と責務を最大限発揮するため、基礎的能力・技法を付与することを目的として実施する。特に、今後の主税局の中核を担う若手管理監督職及び主任級職員並びに都政を担う若手職員について重点的に育成していく。

(ア) 新人・転入研修

新規採用職員については、採用後の３年間で、主税局に関する基礎知識や都庁職員として必要な基本的な職務遂行能力を付与するとともに、課題発見・解決力や都政全体を見据えた幅広い視野を醸成する。

他局転入職員については、主税局の組織・役割、歳入所管局としての課題や取組、租税の概要、法律・税務用語等、主税局での職務遂行に必要な基礎的知識を付与する。

(イ) 主任・課長代理研修

主任級から課長代理級の職員に対して、それぞれの職層に応じた役割及び責務を認識させ、自覚を高めるとともに、各々に必要な知識・能力等を付与する。

(ウ) 総括・管理職研修

総括以上の監督職及び管理職に対して、組織運営に必要な知識や考え方、スキルを付与する。また、民間経営者等を招いた講演を通して戦略的思考力やリーダーシップの養成を図る。

管理職選考合格者に対しては、管理職候補者としての自覚を高め、心構えと意識の高揚を図る研修を実施する。

また、専門課長及び専門課長候補者に対して、行政専門職として求められる能力を強化するための研修を実施する。

(エ) 現任研修

それぞれの職層の位置付け、役割及び職責を再認識させるとともに、自己啓発の契機として問題意識の向上を図る。

イ 課題研修

課題研修は、税務職員として必要とされる実務知識・スキルのほか、人権問題やコンプライアンス推進など、職員として身につけておくべき基本的知識や、メンタルヘルス対策など良好な職場の形成に必要な知識等の習得を目的として実施する。

ウ 実務研修

「税務のプロ」を育成するために、専門知識・技術の早期取得と研修成果の効果的活用の観点を基本として、新任職員から中核職員まで段階的に実務研修を行う。

配属１年目では基礎科を受講させ、基礎的な専門知識・技術を付与する。配属２年目以降は応用科、専攻科により、高度な専門知識等の習得を図り、部門の専門性を牽引する自覚を醸成していく。

さらに、部門の専門性を牽引するスペシャリストとして適性のある職員・期待できる職員については、専門科、長期専門科により、選抜して育成する。

(ア) 基礎科

当該実務経験１年未満の職員に対し、職場実務研修では習得することが困難なものについて、基礎的な専門知識・技術を付与する。

(イ) 応用科

基礎的知識を持つ職員に対し、より高度な専門知識・技術を付与し、職務遂行能力のレベルアップを図る。

(ウ) 専攻科

主税局の中核としてふさわしい職員に対し、困難事例の検討等を通して日常の課題に対応するための専門知識・技術を付与し、専門性の向上を図る。

原則として、研修修了後は職場実務研修を行い、レポートを提出する。

(エ) 専門科

高度な専門知識及び技術を付与し、職場の課題に柔軟に対応できる職場リーダーや主税局専門講師の育成を図る。法人二税は隔年、滞納整理部門は毎年度実施されるが、令和2年度に限り、いずれも実施しない。

(オ) 資産税部門長期専門科

資産税部門において、部門のコア人材の育成及び専門課長の養成を目的として、部門全体を網羅した研修を実施するが、令和2年度は実施しない。

本研修修了者については、資産税部門内を中心に配置する。さらに、主税局専門講師等として、後継候補者の育成に積極的に従事させる。

エ 派遣研修

高度な専門能力を備えた人材育成のため、自治大学校が実施する「税務専門課程会計コース」へ研修生を派遣する。通信研修と宿泊研修により、高度の知識や技能、実務処理能力の習得を目指す。

(2) 職場（ブロック）研修・職場（ブロック）実務研修

各所又は各ブロックにおいて、個々の能力に応じたきめ細かいフォロー、業務に必要となる基礎的知識等の習得、ベテラン職員からの知識の継承等を目的として実施し、単に集合研修による集団・一律型の研修に留まらない人材育成を図る。

ア 職場（ブロック）研修

年度当初に各所属で必要に応じて時期・研修内容を計画し、各所各ブロックの実情・ニーズを踏まえ、創意工夫を凝らした効果的かつ自主的な内容で実施する。

イ 職場（ブロック）実務研修

業務に必要となる基礎的知識・技法等の習得、個々の能力に応じたきめ細かいフォロー及びベテラン職員からの知識の継承等を目的として実施する。

(3) その他

担当業務に関連する他税目科目の実務研修について、必要と認められる場合には聴講することができる。

また、他局・区市町村等の研修生についても、連携強化を踏まえ受け入れる。

3 自己啓発支援制度

自己啓発は、職員が「自ら育つ」意識を持って、勤務時間外において、自らの能力開発・向上を行う主体的な取組である。自己啓発支援制度では、資格の取得に向けた能力開発を行うこと及び通信教育講座を受講することを費用面から支援する。

主税局において支援の対象とする資格及び通信教育講座は、総務局人事部長が年度ごとに指定

する全ての資格及び講座である。税理士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、日本商工会議所主催簿記検定等、現在の職務に関連する資格のほか、都職員として将来携わることを希望する職務に関連するものも対象となる。

第9節 監察事務

この事務は、税務事務の特殊性に基づき、税務行政の公正かつ適正な執行を図るため、日常の職場における職員の服務状況及び服務に関連する事務事業の運営状況等を監察することにより、服務規律の維持と、非行及び事故の発生を未然に防止するものである。併せて良好な職場環境の保全やコンプライアンス推進の取組を進めるものである。

このため、事務事業運営上の事故を未然に防止する「事務監察」と職員の服務規律違反等を防止する「服務監察」を、各部（5部）、各都税事務所（25所）、各都税支所（4所）及び都税総合事務センターの事務並びに所属職員を対象として実施している。

第 2 章

都税のあゆみ

第 1 節	これまでのあゆみ	41
第 2 節	都税の種類とあらまし	46
第 3 節	地方譲与税及び助成交付金	59
第 4 節	税制改正の動き	67

第2章 都税のあゆみ

第1節 これまでのあゆみ

1 昭和時代のあゆみ

都税は、昭和18年7月1日、当時の東京府と東京市が合併して東京都が発足するとともに誕生したが、現在の都税の骨組みは、終戦後シャープ勧告によって形作られた。シャープ勧告は、地方自治確立のために、①基礎的自治体たる市町村の財政力の強化、②税源分離に基づく独立税主義、③税制の簡素化の3点を基本理念に掲げ、昭和25年の税制改革によりおおむね現実化された。その後昭和29年には、社会状況の変化に伴い附加価値税の廃止、道府県民税・不動産取得税の創設等の大幅な見直しが行われ、シャープ勧告に基づく税制は大きく修正された。

昭和30年代後半から日本経済は高度成長期に入るが、税制においては、国民所得倍增計画の推進等の経済政策に即して減税政策がとられた。地方税においても国税改正の影響を直接受けた減税が行われたが、地方税収の減収補てんに苦慮することとなり、昭和36年には、国税の影響を遮断して自主性を強化するために住民税の課税方式の変更が行われた。

その後昭和40年代後半から日本経済は、ドルショック、オイルショックなどにより、低成長時代に入り、地方財政は歳入の低迷と財政需要の拡大により財政危機に陥っていった。

こうした中であって、都においては、大都市特有の膨大な財政需要に対処するため、昭和49年に法人事業税の超過課税を、翌昭和50年に法人住民税法人税割の超過課税を、中小法人の税負担に配慮しつつ、実施した。

昭和50年代後半に入ると、増税なき財政再建の理念の下で、行政改革、一般歳出抑制とともに税制の見直しが行われた。

昭和60年代も引き続き厳しい財政状況の中で始まり、直接税・間接税を通じた税制全般にわたる抜本的な改革が重要な検討課題とされていたが、昭和63年12月に税制改革法及び関連5法が公布され、税制の抜本的な改革が行われた。地方税についての改正の概要は、以下のとおりである。

(1) 個人の住民税の税率構造の累進緩和・簡素化

(2) 消費税の導入による既存間接税の整理

ア たばこ消費税を従量税方式に一本化し、名称をたばこ税に変更

イ 娯楽施設利用税の課税対象施設をゴルフ場に限定した上で標準税率を引き下げ、名称をゴルフ場利用税に変更

ウ 料理飲食等消費税の標準税率を引き下げた上で免税点を引き上げ、名称を特別地方消費税に変更

エ 電気税・ガス税及び木材引取税を廃止

オ 消費譲与税を創設

なお、都においては、昭和55年及び昭和60年に法人住民税の超過課税を5年間継続することとしたが、昭和63年には、法人事業税の超過税率の2分の1縮減、法人住民税・法人事業税の不均一課税の適用基準の引上げ及び小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減を実施した。

2 平成・令和時代のあゆみ

平成の時代は、国家財政、地方財政とも膨大な公債・借入金を抱えるなど依然として厳しい状況の中で始まり、前述した消費税の創設を柱とするシャープ勧告以来の抜本的税制改革が平成元年4月から実施された。

平成6年度の税制改革では、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点から、住民税の恒久減税が実施されるとともに、消費譲与税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税が創設され、平成9年4月1日から実施された。

一方、首都圏を中心とした地価高騰が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしたことから、土地対策が喫緊の課題となり、平成3年度には、総合的な土地対策の一環として、土地税制の大幅な強化が行われた。

平成6年度には公的土地評価の均衡化・適正化を図るため、地価公示価格の7割程度を目途に固定資産税の土地の評価替えが実施された。これに伴って税負担に急激な変化が生じないよう総合的な調整措置が講じられたが、地価の下落が続く中で負担の上昇は、容易には納税者の理解を得られなかった。このため、平成9年度税制改正では、負担水準の均衡化を図る見地から、新たな負担調整措置が講じられるとともに、据置年度においても地価下落に対応した簡易な方法による価格の修正措置が導入された。

また、地方分権の流れの中で、平成12年度には地方分権一括法に伴う地方税法の改正により、法定外目的税が創設されるとともに、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められた。平成15年度の税制改正では、地方税収の安定化とともに負担の公平等の観点から、法人事業税に外形標準課税が導入された。平成17年度の税制改正においては、法人事業税の分割基準の見直しが行われたが、これは、いわゆる三位一体の改革における税源移譲に伴い、東京から財源を吸い上げるための不合理な見直しであった。そして平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲がなされ、平成19年度から実施されることとなった。平成20年度税制改正においては、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税（国税）及び地方法人特別譲与税が創設された。

平成24年8月には、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法において、消費税及び地方消費税の税率を段階的に引き上げることとされ、平成26年4月に税率が8%に引き上げられた。平成26年度税制改正においては、地方法人特別税の一部が法人事業税に復元されるとともに、地域間の税源の偏在性是正を名目として、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、その引下相当分について、税収全額を地方交付税の原資とする地方法人税（国税）が創設された。さらに、平成28年度税制改正では、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時に、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元する一方で法人住民税一部国税化の拡大等の偏在是正措置を講じることとされた。平成30年度税制改正では、地方消費税の清算基準について、税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨を歪める不合理な見直しが行われた。そして、令和元年度税制改正では、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、消費税及び地方消費税の税率10%への引上時に復元される法人事業税の一部を再び国税化し都道府県に配分する新たな措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設された。

平成11年度から令和元年度までの地方税に関する主な改正の概要は、以下のとおりである。

平成11年度 法人事業税の税率の引下げ、個人住民税所得割の最高税率の引下げ及び定率減税の実施、国たばこ税から地方たばこ税への税源移譲、低燃費自動車に係る自動車

	取得税の課税標準の特例措置の創設、延滞金及び還付加算金の割合等の特例の創設
平成13年度	自動車の環境への影響に応じた自動車税の特例措置の創設（グリーン化）、輸入軽油に係る軽油引取税について保税地域からの引取時課税への変更、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設
平成15年度	法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の特例措置の拡充、特別土地保有税の課税停止、新增設に係る事業所税の廃止、個人住民税における配偶者特別控除の見直し
平成16年度	個人住民税における公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止、狩猟者登録税及び入猟税の統合による狩猟税の創設、固定資産税及び都市計画税の商業地等に係る条例減額制度の創設、所得譲与税の創設
平成17年度	法人事業税の分割基準の見直し、個人住民税における定率減税の縮減及び65歳以上の高齢者に係る非課税措置の廃止、県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止
平成18年度	所得税から個人住民税への税源移譲、個人住民税における定率減税の廃止、軽油引取税に係る供給者罰則の創設
平成19年度	法人所得課税等における減価償却制度の見直し、固定資産税におけるバリアフリー改修減額制度の創設
平成20年度	法人事業税の一部分離による地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充、固定資産税における認定長期優良住宅に係る減額措置の創設
平成21年度	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設、固定資産税及び都市計画税の住宅用地等に係る条例減額制度の創設、道路特定財源の一般財源化、自動車取得税の時限的軽減措置の創設
平成22年度	個人住民税における扶養控除の見直し
平成23年度	道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲、個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金（条例個別指定）に係る税額控除の創設及び寄附金税額控除の適用下限額の引下げ、その他東日本大震災への税制上の対応による改正
平成24年度	個人住民税における一定の給与収入を超える場合の給与所得控除額について上限の設定
平成25年度	上場株式等の配当等及び譲渡益に係る税率の特例措置の廃止、法人に係る道府県民税利子割の廃止、延滞金及び還付加算金の割合の見直し
平成26年度	個人住民税における給与所得控除の上限額の見直し、地方法人特別税・譲与税の規模縮小及び法人事業税への復元、法人住民税の一部国税化、自動車取得税の税率の引下げ
平成27年度	法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大、個人住民税の寄附金税額控除に係る特例控除額の上限の引上げ、不動産取得税の税率及び宅地評価土地に係る特例措置の延長、自動車取得税の時限的軽減措置の延長、地方たばこ税の旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止

平成28年度 法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大、消費税及び地方消費税の税率10%への引上げ時における法人住民税の一部国税化の拡大並びに地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税への復元、同引上げ時における自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設、一定の機械及び装置に係る固定資産税の特例措置の創設

平成29年度 個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法の導入、自動車取得税の時限的軽減措置及び自動車税におけるグリーン化特例の延長、地方消費税の清算基準の見直し

平成30年度 地方消費税の清算基準の見直し、個人住民税における基礎控除の見直し、一定の機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置の創設、不動産取得税の税率及び宅地評価土地に係る特例措置の延長、地方たばこ税の見直し

令和元年度 法人事業税の税率見直し並びに特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設、個人住民税における「ふるさと納税」の見直し、自動車税の恒久減税

以上のような地方税制の改正のほか、都では独自の税制措置を行っている。その概要は以下のとおりである。

平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年及び平成27年には、都が行っている法人の都民税法人税割の超過課税の適用期限を5年間延長した。

また、平成3年及び平成6年には、小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を3年間延長し、平成9年以降は1年間ずつ延長している。

平成4年には、法定外普通税として課税していた商品切手発行税を平成5年度から廃止することとした。

平成9年には、固定資産税及び都市計画税の納期の変更及び前納報奨金の廃止を平成10年度から実施することとした。

平成11年には、「自動車税のグリーン化」に伴う自動車税の超過不均一課税制度を国に先がけて創設し、軽課は平成12年度から、重課は平成13年度から実施した（軽課は平成14年度新車新規登録分から、重課は平成26年度から廃止）。

平成12年には、銀行業等に対する法人事業税の外形標準課税を導入した。また、新築住宅に係る固定資産税及び都市計画税の減免制度を創設した（平成21年1月1日新築分をもって廃止）。

平成14年には、法定外目的税として、宿泊税を創設した。また、小規模非住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免制度を創設し、平成16年以降1年間ずつ延長している。

平成17年には、平成16年度税制改正において創設された、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例減額制度を活用し、負担水準が65%を超える商業地等について、65%の水準まで固定資産税及び都市計画税の税額を軽減することとし、平成18年以降1年間ずつ延長している。

平成20年には、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免制度を創設し、平成21年から実施することとした。

平成21年には、中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税・個人事業税の減免）及び次世代自動車の導入促進税制（自動車税・自動車取得税の課税免除）を創設した。

また、平成21年度税制改正において創設された、住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例減額制度を活用し、平成21年度から23年度までの固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額することとし、平成24年以降3

年間ずつ延長している。

平成25年には、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を支援する税制（固定資産税・都市計画税の減免）を創設した。

平成29年には、民有地を活用した保育所等整備促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）を創設した。

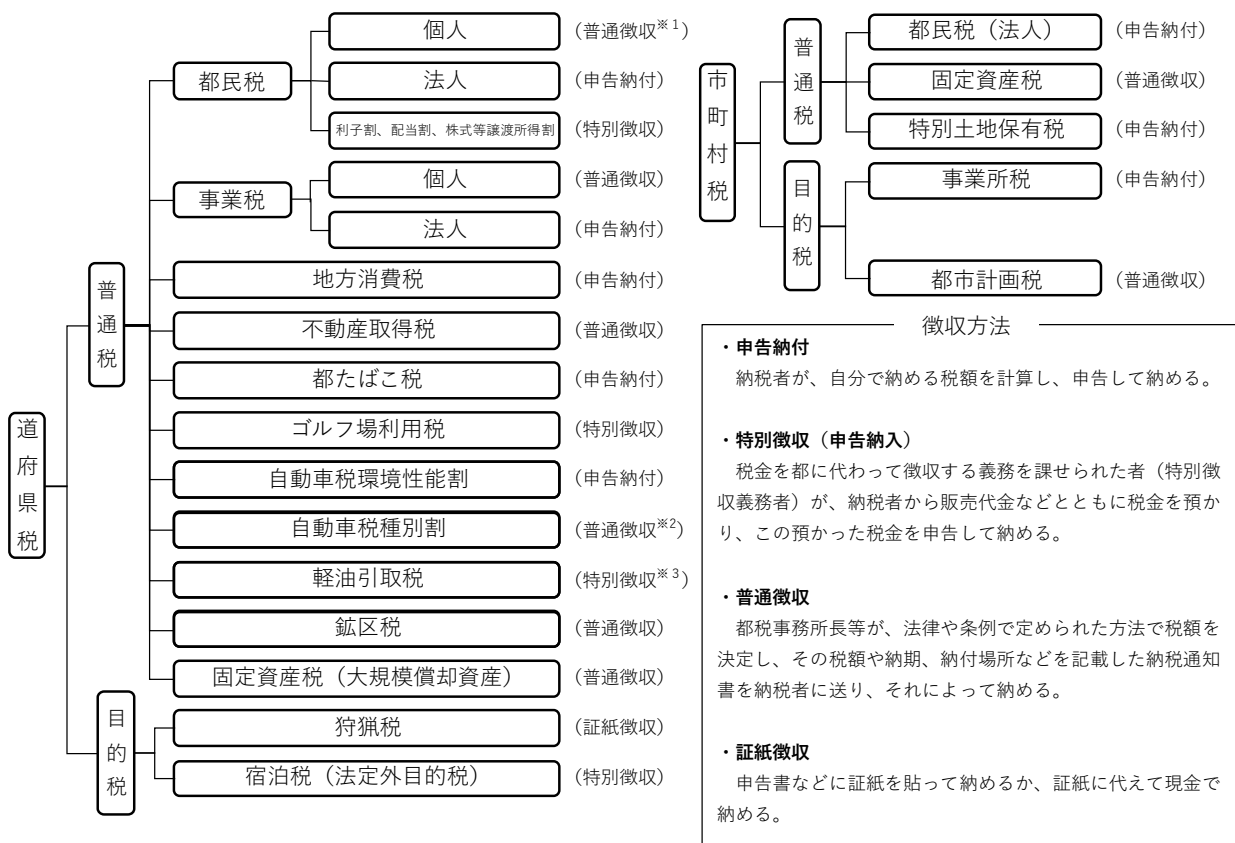
平成30年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月から9月までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止することとした（本大会の延期に伴い、課税停止の期間を令和3年9月まで延長）。

第2節 都税の種類とあらまし

1 都税の種類と特徴

現在、都税の種類は以下のとおりとなっている。

なお、図中の市町村税については、都の特例により23区内では都税として扱っている。



(注) 1 2以上の徴収方法を採用する税目は、原則的な徴収方法を記載した。図中に記載がない徴収方法は、以下のとおり。

※1 → 一部特別徴収 ※2 → 一部証紙徴収 ※3 → 一部申告納付又は普通徴収

2 宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税であり、平成14年10月1日から実施している。

3 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止している。

2 個人の都民税

個人の都民税は、都内に住所、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に課される税であり、都が行う都民の日常生活のための身近な行政サービスに必要な経費に充てるため負担を求めるものである。

この税は、前年中の所得に応じて課税される「所得割」と、定額で課税される「均等割」とから成る。

また、所得税が源泉徴収された退職所得については、他の所得とは区分して「分離課税」される。

所得割の課税標準は所得金額とし、その計算方法は所得税と同様に行い、前年中の所得を総所得金額、退職所得金額等に区分し、各種の所得控除を行って算出することとされている。

均等割の税額は、都民税1,500円・区市町村民税3,500円である(平成26年度から令和5年度ま

での間、地方自治体の防災対策に充てるため、それぞれ500円が加算されている。）。

徴収は、給与所得者又は年金所得者については、事業主又は年金保険者が給与又は年金を支払う際に特別徴収し、個人事業主や自由業などは、納税通知書によって普通徴収する（分離課税される退職所得については、退職金等の支払時に一括して特別徴収するものとされている。）。

また、生活保護法による生活扶助を受けている者等に対する非課税、減免の措置が設けられている。

その他に、寄附金控除として、都道府県が条例で指定した団体に対して寄附を行った場合における税額控除の仕組みが平成21年度から設けられている。

なお、この税は、都が直接賦課徴収するものではなく、区市町村において、区市町村民税と併せて賦課徴収されている。

3 法人の都民税

法人の都民税は、都内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等に対して課される税であり、法人税額（連結申告法人にあつては、個別帰属法人税額）を課税標準とする「法人税割」と所得の有無にかかわらず課される「均等割」とから成っている。

一般には「法人住民税」といわれるもので、23区内においては、道府県民税相当分と市町村民税相当分とを併せて一つの都民税とみなす、都の特例が設けられている。

この税は、都内で事業活動を行っている法人等も個人と同様に都や区・市町村から行政サービスを受けることから、その行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求めるものである。

都においては、昭和50年10月1日以後終了する事業年度から法人税割について超過課税を実施しているが、中小法人の担税力を考慮して不均一課税の措置をとり、応分の負担を求めることとしている。

なお、平成26年度の税制改正において、地方法人税（国税）が創設されたことに伴い、平成26年10月1日以後開始する事業年度より、法人住民税法人税割の税率が引き下げられた。

また、平成28年度の税制改正において、令和元年10月1日以後開始する事業年度より、地方法人税の税率が引き上げられるとともに、法人住民税法人税割の税率が、再度引き下げられることとなった。

地方法人税

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として平成26年度税制改正で創設されたもので、法人税の納税義務者である法人に課される税である。

4 都民税利子割

都民税利子割は、住民税における利子課税制度の改正に伴い、昭和63年4月に道府県税として創設された。

利子割は、利子等の支払を受ける個人に課される。他の所得とは分離して課税する一律分離課税方式が採用されており、金融機関等（特別徴収義務者）の営業所等が利子等を支払う際に、利子等の額に対し5%の税率（所得税・復興特別所得税15.315%と合わせて課税される。）で徴収し、その営業所等の所在する都道府県へ、翌月10日までに申告納入するものである。

なお、平成28年1月1日施行の税制改正において、同日以後に支払を受けるべき利子等については、法人が課税対象から除外された。また、特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となった。

利子割は基本的には都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を利子割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で利子割に関する賦課徴収を取り扱っている。

5 都民税配当割

都民税配当割は、住民税における配当課税制度の改正に伴い、平成16年1月に道府県税として創設された。

配当割は、特定配当等の支払を受ける個人に課される。特定配当等の支払者である上場企業、金融機関等（特別徴収義務者）がその支払に際し、特定配当等の額に対し5%の税率（所得税・復興特別所得税15.315%と併せて課税される。）で徴収し、配当等を受ける個人の住所の所在する都道府県へ、翌月10日までに申告納入するものである。なお、特定配当等とは、一定の上場株式等の配当等をいうが、平成28年1月1日からは割引債の償還による差益金額（特定口座内のもは除く。）も特定配当等に加わった。さらに、同日から、上場株式等の配当等には特定公社債等の利子等が含まれることとなった。

また、平成22年1月1日より、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）に受け入れた上場株式等の配当等について特例が設けられている。この特例による都民税配当割は、源泉徴収選択口座を通じて上場株式等の配当等の交付を受ける日が属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人に課され、源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う証券会社等（特別徴収義務者）が、源泉徴収選択口座を開設した個人の住所の所在する都道府県へ、1年間分をまとめて翌年1月10日までに申告納入するものである。

なお、平成26年1月1日以後、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等（特定公社債等の利子等は除く。）は非課税となり、平成30年1月1日からは、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等の非課税と選択のもと、一定の投資信託に係る配当等も、非課税が適用可能となった。平成28年4月1日から非課税となった未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当等（特定公社債等の利子等は除く。）については、令和2年度税制改正により令和5年末で終了することとされた。

配当割は、都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を配当割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で配当割に関する賦課徴収を取り扱っている。

6 都民税株式等譲渡所得割

都民税株式等譲渡所得割は、住民税における株式譲渡益課税制度の改正に伴い、平成16年1月に道府県税として創設された。

株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内における上場株式等の譲渡に係る対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、都内に

住所を有する個人に課される。源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の支払をする証券会社等（特別徴収義務者）が、その支払の際に、上場株式等の譲渡所得金額に対し5%の税率（所得税・復興特別所得税15.315%と併せて課税される。）で徴収し、源泉徴収選択口座を開設した個人の住所の所在する都道府県へ、翌年1月10日までに申告納入するものである。

なお、平成28年1月1日から、上場株式等に特定公社債等が含まれることとなった。

また、平成26年1月1日以後、非課税口座内の少額上場株式等（特定公社債等は除く。）に係る譲渡益は非課税となり、平成30年1月1日からは、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡益の非課税と選択のもと、一定の投資信託等に係る譲渡益も非課税が適用可能となった。平成28年4月1日から非課税となった未成年者口座内の少額上場株式等（特定公社債等は除く。）に係る譲渡益については、令和2年度税制改正により令和5年末で終了することとされた。

株式等譲渡所得割は、都道府県及び区市町村の共通の税源であるため、都道府県が徴収し、その一部を株式等譲渡所得割交付金として区市町村に交付することとされている。

都においては、納税地指定をしたことにより中央都税事務所で株式等譲渡所得割に関する賦課徴収を取り扱っている。

7 個人の事業税

個人の事業税は、都内に事務所又は事業所を設け、地方税法等で定められた事業（法定業種）を営む個人に課される税である。

この税は、これらの事業と都の提供する各種の行政サービスとが応益関係にあることに着目し、その経費に充てるため負担を求めるものである。

この税の特色は、第一に、法律で定められた業種（70業種）に限って課税の対象とされていることである。第二に、事業主控除の制度を設けていることである。これは、個人事業主の税負担軽減を図るための基礎控除的性格と給与相当分の概算控除的性格とを併せ持ったもので、経済情勢の推移に伴って過去数次にわたって控除額の引上げが行われてきており、平成11年度に270万円から290万円とされた。第三に、所得税、住民税の申告をすることによって事業税の申告があったとみなされることである。これは重複して申告を求めることを避けるための制度である。

課税標準は、原則として前年中の事業所得、不動産所得の金額を基礎として算定する。徴収は、一般的には8月と11月の年2回に分けて普通徴収の方法により行われる。

8 法人の事業税

法人の事業税は、株式会社等の法人が行う事業、公益法人や人格のない社団等が行う収益事業に対して、事務所又は事業所の所在する各都道府県において課される税である。

法人の事業活動自体に担税力が内在していることに着目する一方、都道府県の提供する行政サービスを享受する対価として、行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求めるものである。

課税標準は、電気供給業、ガス供給業（一定のものを除く。）、保険業及び貿易保険業を行う法人については収入金額等であり、その他の法人については所得（連結申告法人にあっては、個別所得金額）であるが、このうち資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人については、所得、付加価値額及び資本金等の額を課税標準とする外形標準課税制度が適用される。

法人の事業税は、各都道府県の税収入のうち大きな割合を占める財源であるが、景気の変動に

最も敏感な反応を示すため、税収入の確保上、不安定な一面を有しており、地方自治体の財政運営上の課題を抱えてきた。

こうしたことから、平成15年度の税制改正において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に平成16年4月1日以後開始する事業年度から、課税標準に占める外形基準（付加価値割と資本割）の割合を4分の1とする外形標準課税制度が導入された。

なお、平成27年度及び平成28年度の税制改正において、課税標準に占める外形基準の割合は、平成27年度は8分の3に、平成28年度以降は8分の5に拡大された。

都では、法人の事業税について昭和49年4月1日以後開始する事業年度から超過課税を実施しているが、中小法人の担税力を考慮して不均一課税の措置をとり、応分の負担を求めることとしている。

平成20年度の税制改正では、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定的な措置として、地方法人特別税（国税）及び地方法人特別譲与税が創設されたことに伴い、平成20年10月1日以後開始する各事業年度に係る法人の事業税の税率が引き下げられた。

平成26年度の税制改正では、平成26年10月1日以後開始する事業年度から、法人の事業税の税率が引き上げられ、地方法人特別税の概ね3分の1が法人の事業税に復元された。

平成28年度の税制改正では、令和元年10月1日以後開始する事業年度より、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が廃止され、法人の事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されることとなった。

令和元年度の税制改正では、令和元年10月1日以後開始する事業年度から、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（国税）及び特別法人事業譲与税が創設されることとなった。

地方法人特別税

地方法人特別税は、法人の事業税の納税義務者である法人に課される税であり、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用された。

この税は、国が課税権を有する国税であるが、その賦課徴収は、都道府県が当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行い、その後、都道府県から国に払い込み、国が地方法人特別譲与税として都道府県に配分する仕組みとなっている。

課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額（標準税率によって計算した法人の事業税の所得割額又は収入割額）である。

特別法人事業税

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設された。

特別法人事業税は、法人の事業税の納税義務者である法人に課される税であり、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

この税は、国が課税権を有する国税であるが、その賦課徴収は、都道府県が当該都道府県の法

人の事業税の賦課徴収と併せて行い、その後、都道府県から国に払い込み、国が特別法人事業譲与税として都道府県に配分する仕組みとなっている。

課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額（標準税率によって計算した法人の事業税の所得割額又は収入割額）である。

9 地方消費税

地方消費税は、消費税の引上げに伴い、平成9年4月に道府県税として創設された。

この税は、国税である消費税と同様、広く「消費」に負担を求め、各流通段階で事業者課税する一方、前段階税額控除の仕組みをとることによりその税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。また、国内取引に課されるものを「譲渡割」、輸入取引に課されるものを「貨物割」という。

課税標準は前段階税額控除後の消費税額であり、税率はその78分の22である。

消費税率に換算すると、地方消費税率は2.2%に相当する（消費者の実質的税率負担は地方消費税と消費税7.8%で合計10%となる。）。また、酒類・外食等を除く飲食料品などを対象に、軽減税率8%（地方消費税1.76%と消費税6.24%）が適用されている。

賦課徴収は、（譲渡割については、当分の間）国において消費税と併せて行うこととされている。その後国から都道府県に払い込まれ、更に各地方団体の消費に相当する額に応じて都道府県間で清算する仕組みとなっている。

都においては、平成9年度から特別会計として地方消費税清算会計を設置し、課税部において調定・清算事務を行っている。

10 不動産取得税

不動産取得税は、昭和29年に道府県税として創設された。

この税は、不動産（土地及び家屋）を取得したとき、その取得者に課せられる税で、流通税の一種としての性格を有する税である。

「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することをいい、①有償、無償の別、②売買、交換、贈与、建築等の取得原因、③その不動産を使用、収益、処分することにより得られるであろう利益の有無、④その所有権の取得が形式的なものであるか実質的なものであるかを問わず、不動産の所有権を取得した事実をいうものである。

不動産取得税の徴収は普通徴収の方法によるもので、納期は納税通知書に定めるところによるものとされている。そして、不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格であり、標準税率は4%である（平成18年4月1日から令和3年3月31日までの住宅及び土地の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられている。）。

この税には、取得した不動産の用途における公共性、相続など所有権移転の形式性等に着目した非課税措置のほか、政策税制として住宅や住宅用土地の取得をはじめとする不動産の取得について、一定の要件のもとに税の軽減措置が設けられている。

また、平成8年1月1日から令和3年3月31日までに取得した宅地評価土地については、価格に2分の1を乗じて課税標準を算出する特例措置が講じられている。

11 都たばこ税

都たばこ税は、地方自治体の財源を強化するため、昭和29年4月に市町村たばこ税とともに創設された。その後、昭和60年4月に専売制度が廃止されたことに伴い、制度がほぼ全面的に改正された。

この税は、製造たばこの消費という行為に担税力を見いだして課税される消費税であって、製造たばこの流通過程における最終卸売段階で課税することを基本的な課税方式としており、その税負担が小売定価に含められて最終消費者に転嫁することが予定されている。

課税対象は、原則として、製造者、特定販売業者（製造たばこの輸入業者）又は卸売販売業者が、都内に営業所を有する小売販売業者に売渡しを行う製造たばこである。

この税は、従量税とされており、売渡し等に係る製造たばこの本数を課税標準とするものである。

税率は、1,000本につき930円（国・地方税合わせて13,244円）となる（令和2年4月1日現在）。

納税は、製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月分を翌月末日までに申告納付することとされている。

また、この税は、内国消費税であること、二重課税を避ける必要があることなどの理由により輸出等の場合の課税免除制度及び売り渡した製造たばこが返還された場合の返還控除制度が設けられている。

都においては、納税地指定をしたことにより港都税事務所で都たばこ税に関する賦課徴収を取り扱っている。

なお、平成27年度税制改正により、紙巻たばこ3級品に係る税率は、平成28年4月から令和元年10月にかけて段階的に引き上げられ、令和元年10月には、紙巻たばこ3級品以外の税率と同一になった。また、平成30年度税制改正により、製造たばこの税率も平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられる。これらに伴い、平成30年4月及び令和元年10月に紙巻きたばこ3級品について、平成30年10月、令和2年10月及び令和3年10月に製造たばこについて手持品課税が実施される。

12 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、従前の娯楽施設利用税が改められ、課税対象施設をゴルフ場に限定して課税することとされたものであり、平成元年4月から施行された。

この税は、ゴルフ場の利用者の支出行為に担税力が認められること等から課税されているものである。

税率は、標準税率が定められているが、ゴルフ場のホール数・利用料金に応じ、等級を設け段階税率を定めている。また、徴収は、特別徴収の方法によることとしている。

また、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手、東京2020オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手がゴルフ場を利用する場合や、学生、生徒等が学校の教育活動として利用する場合は、非課税とされている。

13 自動車税環境性能割

自動車税環境性能割は、自動車（特殊自動車及び二輪車を除く。）に対し、その自動車を取得した者（割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主）に課される税である。自動車税環境性能割は、自動車をもたらすCO₂排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有しており、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている。

税率は燃費基準値達成度に応じて決定し、新車・中古車を問わず、非課税・1%・2%及び3%の4段階を基本とする（営業車の税率は2%が上限）。

納税は、自動車の登録の際に、自動車税事務所に申告納付することにより行われる。

なお、障害者の方のために専ら使用する自動車については、一定の要件を満たす場合に減免措置が設けられている。

また、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車については、自動車税環境性能割の税率が1%軽減される。なお、水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、地方税法の規定により新車・中古車を問わず非課税となる。

また、軽自動車税環境性能割については市町村税であるが、当分の間、都が賦課徴収することとしている。

14 自動車税種別割

自動車税種別割は、財産税、道路損傷負担金及び環境損傷負担金としての性格を有している普通税である。

課税の対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪車を除く。）であり、主たる定置場所在の都道府県において、所有者（割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主）に課される税である。

税率は、営業用・自家用の用途で区分され、それぞれ車種により排気量、積載量、乗車定員等で定められている。

自動車税種別割の賦課期日は4月1日であり、納期は条例で5月中と定められ、納税通知書によって通知される。徴収の方法は、普通徴収である。また、納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもって課される。

賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割で計算した税額を、証紙徴収の方法によって徴収する。

なお、公益のため直接専用する自動車、障害者の方のために専ら使用する自動車及び中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品として所有している自動車については、一定の要件を満たす場合に減免措置が設けられている。

また、平成31年4月1日から令和3年3月31日までに初回新規登録を受けた低公害車について、登録の翌年度に限り概ね75%又は50%の軽減措置が設けられている。一方、初回新規登録後13年を経過したガソリン又はLPG自動車及び初回新規登録後11年を経過したディーゼル自動車については、概ね15%（バス及びトラックについては概ね10%）の重課措置が設けられている。

上記の制度とは別に、次世代自動車の導入を促進するため都独自の制度として、平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた水素を燃料とする燃料電池自動車、

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録時の自動車税種別割（証紙徴収）及び翌年度から5年度分の自動車税種別割（普通徴収）を課税免除としている。

15 鉱区税

鉱区税は、石灰石、マンガンなどの鉱区の鉱業権を所有する者に課される税であり、鉱区の面積や河床の長さを課税標準としている。

鉱区税の賦課期日は4月1日であり、納期は5月中とされている。徴収は、普通徴収の方法により行われる。

なお、鉱区の大半は多摩地域に集中している。

16 狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護と狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるために、都道府県知事から狩猟者登録を受ける者に課される目的税である。平成16年4月に、従前の狩猟者登録税と入猟税を統合して創設された。

この税は、狩猟者登録事務を取り扱う環境局自然環境部の所在地を管轄する新宿都税事務所並びに多摩環境事務所の所在地を管轄する立川都税事務所並びに大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁で課税、徴収している。

徴収は、証紙徴収の方法により行われる。

なお、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、軽減措置が講じられている。

17 軽油引取税

軽油引取税は、都道府県及び政令指定都市の道路に関する費用に充てる目的で、昭和31年に目的税として創設された。これは、軽油がバスやトラックなどのディーゼルエンジン用燃料として使用されているため、ガソリンに揮発油税が課されていることとの均衡から設けられたものである。その後、平成21年度税制改正により、目的税から普通税となった。

この税は、軽油の流通過程において特約業者等からの軽油の引取数量を課税標準として課税される流通税的側面を持つ一方、税相当額が製品価格に上乗せされ最終的には消費者が負担することを予定している点では消費税的側面を併せ持っている。

税率は1キロリットルにつき32,100円（特例税率）である。平成22年度税制改正により、ガソリン価格が高騰した場合に、特例税率の適用が停止されることとなった。具体的には、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続して1リットルにつき160円を上回る場合には、特例税率の適用が停止され、税率は1キロリットルにつき15,000円（本則税率）となる。その後、レギュラーガソリンの平均小売価格が3か月連続で1リットルにつき130円を下回る場合には、特例税率の停止措置を解除して、税率は1キロリットルにつき32,100円となる。なお、当該規定は、平成23年度税制改正により、別に法律で定める日までの間適用が停止されている。

納税は、総務大臣の指定を受けた元売業者や都道府県知事の指定を受けた特約業者が特別徴収義務者となって毎月分を翌月末日までに申告納入するほか、元売業者及び特約業者以外の者が軽油を輸入する場合は、その輸入の時までに申告納付する。また、軽油と軽油以外の炭化水素油を混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造した軽油を販売した

者、軽油又は揮発油以外の炭化水素油を自動車の燃料として販売した者や消費した者等が申告納付する。

この税の創設時には、道路目的税としての側面から、自動車用以外の軽油の引取りについても原則課税としつつ、特に政策的配慮の観点から適当と認められる特定の用途（船舶の動力源等）に供する軽油の引取りについては、限定列举により課税免除を認めていた。しかし、普通税となったことに伴い、エチレン等石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油の引取りについては、課税を免除することを地方税法で定める一方、船舶の動力源等に供する軽油の引取りにかかる課税免除については、地方税法附則で規定することとし、令和3年3月末までの時限措置となっている。

18 固定資産税

固定資産税は、昭和25年に市町村の普通税として創設されたが、それ以前は、地租、家屋税、船舶税等の名称で課されてきたものである。

税法上の固定資産とは、

土 地 …………… 田、畑、宅地、池沼、山林等

家 屋 …………… 住家、店舗、工場、倉庫等

償却資産 …………… 構築物、機械装置、工具、器具備品等の事業用資産

から構成されている。

この税は、23区内では特例により都税として、また、多摩地域や島しょ地域では市町村税として課されており、それぞれの固定資産の有する価値に着目して課される財産税的性格を有し、さらに、その資産の使用と市町村が設置管理する諸施設との間に相関性があることから応益原則に立った税である。

固定資産税の課税の対象である土地と家屋は全地域に存在しており、その変動も比較的少ないので、市町村にとっては安定性のある有力な財源である。都においては、都税収入の24.1%（令和2年度都税収入見込み）を占める重要な税である。

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産課税台帳上の所有者であり、原則として価格を課税標準額としている。価格の決定は、固定資産評価員が作成した「固定資産評価調書」に基づいて、毎年3月31日までに都知事が行う。

土地及び家屋において、平成30年度は、3年に1度の評価替えを行う年（基準年度）に当たり、第2年度（令和元年度）・第3年度（令和2年度）は、原則として基準年度（平成30年度）の価格が据え置かれる。ただし、第2年度又は第3年度において新たに課することとなる土地及び家屋、地目の変換・家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情等により基準年度又は第2年度の価格により難い土地及び家屋にあっては、当該土地及び家屋に類似する土地及び家屋の基準年度の価格に比準する価格で評価し、これに基づいて価格を決定しなければならない。

償却資産においては、申告に基づき毎年度評価し、その価格を決定する。

平成15年度からは、地方税法の改正により、納税者については、価格の比較ができるように、同一区内に所在する土地及び家屋について価格等の縦覧ができるようになった。また、固定資産課税台帳の閲覧、課税明細書の交付について法定化された。

平成18年度税制改正において、課税の公平性の観点から、宅地の負担水準のばらつきを早期に解消するための負担調整措置が講じられている。住宅用地については、平成24年度税制改正にお

いて課税標準額を前年度のものに据え置く特例が廃止された。なお、負担水準90%以上100%未満の住宅用地について、平成25年度までは経過措置として特例が継続されていたが、平成26年度で終了した。

この税には、固定資産の用途における公共性、公益性に着目した非課税措置及び政策税制としての住宅用地等に係る課税標準の特例措置等が講じられている。

また、都独自の措置として、次の軽減制度を実施している。

- 住宅の耐震化に寄与し、災害に強い東京を実現するため、昭和57年1月1日以前から所在する住宅で一定の要件を満たすものについて、「建替え」の場合は最長3年度分、「耐震改修」の場合は翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分）の固定資産税及び都市計画税を減免している（第4章第2節2「耐震化促進税制」参照）。
- 平成14年度から、厳しい経済状況下における中小企業者等を支援するため、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減免しており、引き続き令和2年度についても実施する。
- 平成21年度の評価替えて、都心区を中心に地価が大幅に上昇したことから、これに伴う税負担の急激な上昇を抑制するため、税額が前年度の1.1倍を超える場合には、条例によりその超える額を減額する軽減措置を平成21年度から行っており、引き続き令和2年度についても実施する。
- 平成17年度から、23区内の商業地等（非住宅の宅地等）の税負担を緩和するため、商業地等の固定資産税及び都市計画税に対し、課税限度額（負担水準）の上限を条例により、価格の70%から65%に引き下げる軽減措置を行っており、引き続き令和2年度についても実施する。

19 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち、本来の行政事務に使わない貸付資産や空港などについて、固定資産税に相当する額を、交付金としてその固定資産が所在する市町村（23区内の場合は都）に交付するものである。

国や地方公共団体の所有する固定資産については、使用実態が私人の所有する固定資産と全く同様の場合であっても固定資産税が課されないことから、公共団体と民間との間の負担の均衡を図るという趣旨のもと設けられている制度である。この交付金は、固定資産税に代わるものとして、歳入予算上も固定資産税収入の一部として取り扱われている。

なお、市町村納付金制度（日本郵政公社有資産所在市町村納付金）は、平成19年10月の郵政公社民営化に伴い、廃止された。

20 都市計画税

都市計画税は、昭和31年に市町村における目的税として創設された。

この税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に必要な費用に充てるため、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課されるものである。23区内では、特例により都税として、また、多摩地域（檜原村、奥多摩町を除く。）では市町村税として課されている。

なお、23区内においては、住宅用地のうち、1戸の住宅につき200㎡以下の部分（小規模住宅

用地) に対して2分の1の負担軽減を内容とする不均一課税を昭和63年度から行っており、引き続き令和2年度についても実施する。

また、固定資産税と同様に、平成21年度の評価替えて、都心区を中心に地価が急激に上昇したことから、これに伴う税負担の大幅な上昇を抑制するため、税額が前年度の1.1倍を超える場合には、条例によりその超える額を減額する軽減措置を平成21年度から行っており、引き続き令和2年度についても実施する。

都市計画税に係る賦課徴収等については、概ね固定資産税の規定が準用されており、固定資産税の課税と併せて行われている。

21 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地政策の一環として税制面から投機的な土地の取引とそれに伴う地価の高騰を抑制するとともに、長期安定的な宅地の供給を図ることにより土地の有効利用を促進することを目的として、昭和48年に市町村税として創設された(23区では特例により都税として課されている。)

この税は、土地を「取得する」という面(取得分)と「所有している」という面(保有分)とのそれぞれに着目して課されるが、政策税制であることから、不動産取得税や固定資産税などと比べて次のような特色を有する。

- (1) 広く非課税措置が講じられていること。
- (2) 事務所、店舗等恒久的な建物や駐車場等の一定の施設の用地として利用されている土地については、納税義務の免除措置が講じられていること。
- (3) 土地を非課税用途に供しようとする場合等には、納付すべき税額について徴収猶予が認められ、実際に非課税土地等として利用された場合には、納税義務が免除されること。

これまで、地価の沈静化又はバブルの発生・崩壊といった、土地を巡る情勢の変化に応じて税制改正が行われてきた。平成11年度には、地価の下落傾向を受けて他人譲渡や計画変更に係る猶予・免除制度の創設や拡充等の改正がなされた。このような流れの中、平成15年度の税制改正では、デフレ不況の脱却を課題として、土地の有効利用、都市再生等を促進する観点から、平成15年度以降の新たな課税を停止することとされた。

22 事業所税

事業所税は、大都市への人口や企業の集中に伴って増加する財政需要に対応するために、昭和50年に創設された目的税であり、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てられている。

課税団体は、東京都(特別区の存する区域)及び指定都市のほか、人口30万人以上の市で政令で指定するもの等に限定されている。

事業所税は、事業所等において事業者が行う事業に対して課せられ、事業所等の床面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とに分かれる。

事業所税には、中小零細事業者への負担を求めない免税点制度(事業所床面積が1,000㎡以下又は従業者数が100人以下)が設けられているのをはじめ、非課税(30項目)、課税標準の特例(26項目)、減免(23項目)等の軽減措置が多岐にわたって定められている(項目数は令和2年4月1日現在)。

23 宿泊税

宿泊税は、ホテル・旅館における宿泊に対し、その宿泊者に課する法定外目的税である。税収は国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとしている。

この税は、旅行者等の宿泊行為に担税力を見だし、宿泊に伴って受ける行政サービスに対する応分の負担を求めるものであり、税率は宿泊料金に応じて二段階に定められ、一定の料金以下の宿泊について課税免除の規定を設けている。また、徴収は、特別徴収の方法によることとしている。

この税は、平成14年10月から施行された。なお、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和2年7月1日から令和3年9月30日までの間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止する。

第3節 地方譲与税及び助成交付金

1 地方譲与税及び助成交付金の種類とあらまし

(1) 地方譲与税

地方譲与税とは、本来地方自治体の財源とされているものについて、課税の便宜あるいは財源偏在の調整等の理由から国が国税として徴収し、譲与にあたっては、それぞれ客観的な譲与基準によって地方団体に配分しているものである。

令和元年度においては、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税）、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び地方法人特別譲与税について、計2,715億円が都に譲与された。

（地方譲与税制度の概要については、別表「都に譲与されている地方譲与税の概要」、収入額の推移については、「2 地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移」参照）

ア 地方揮発油譲与税（地方道路譲与税）

地方揮発油譲与税は、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され、地方道路税が地方揮発油税に名称変更されたことに伴い創設された。道路整備が急務であった昭和30年に道路費用に充てるため創設された地方道路譲与税から名称が改められ、使途制限も廃止されたものである。

地方揮発油譲与税の譲与額は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額全額である。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

譲与の方法は、総額のうち、100分の58に相当する額が、都道府県及び指定市（横浜市などの政令指定都市）に対し、その区域内の一般国道、高速自動車国道（新直轄方式のみ、東京都は非該当）及び都道府県道の延長並びに面積でそれぞれ2分の1ずつ按分して譲与され、100分の42に相当する額が、市町村に対し、その区域内の市町村道の延長及び面積にそれぞれ2分の1ずつ按分して譲与される。なお、これらの道路の延長及び面積については、道路の種別・人口による補正が加えられる。ただし、都道府県及び指定市分については、地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限（収入超過額の10分の2を控除。ただし、算定基本額の3分の1を保障）が設けられている。令和元年度、都は地方揮発油譲与税（地方道路譲与税）において37億円もの財源調整を受けた結果、譲与額は18億円である。

都は、昭和62年以来この譲与制限を撤廃するよう国に働きかけているが、いまだ実現に至っていない。

イ 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税は、液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイヤー、タクシー等）がガソリン自動車に代わって大都市を中心に普及しつつあった昭和40年に創設された。自動車用に充填されている石油ガスの移出に係る石油ガス税収入額の2分の1に相当する額を、その総額として譲与される。平成20年度までは道路費用に充てられていたが、平成21年度からは使途制限が廃止された。

譲与対象は、都道府県及び指定市であり、譲与の方法は地方揮発油譲与税とほぼ同様である。ただし、地方交付税算定上の収入超過団体に対する譲与制限は行われない。令和元年度における都への譲与額は、2億円である。

ウ 特別とん譲与税

特別とん譲与税は、昭和32年に、国際貿易に従事する外航船舶に対する固定資産税の軽減措置が講じられた際に、その減収額を補うため創設されたものである。

譲与対象は、開港の所在する市町村であり、とん税とともに国税として徴収される特別とん税の収入額の全額が、そのまま徴収地たる開港の所在する市町村に対し譲与される。特別とん税は、入港する外国貿易船の純トン数を課税標準として、入港ごとにトン当たり20円（開港ごとに1年分を一時納付する場合は60円）の税率で課税される。なお、令和2年度税制改正により、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率がトン当たり30円に引き下げられた。

特別とん譲与税は、本来、固定資産税の代替としての性格を持つものであるから、その用途についても特別の制限はない。特別区の区域についてはこれを一つの市とみなして都がこの譲与を受けており、令和元年度における都への譲与額は、4億円である。

エ 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、航空機燃料に対し、昭和47年から新たに航空機燃料税が課税されるようになったことに伴い創設されたもので、航空機騒音により生ずる障害の防止や空港及びその周辺の整備等の経費に充てるため、空港関係地方自治体に譲与されるものである。

譲与対象団体は、空港が所在する市町村、これに隣接する市町村及びこれら市町村を包括する都道府県である。譲与税総額の5分の4の額は市町村に、5分の1の額は都道府県に譲与される。

地方への譲与割合は、平成23年度税制改正で、航空機燃料税の税率引下げ（航空機燃料1キロリットル当たり2万6千円から1万8千円に引下げ）に伴い、地方に減収が生じないよう、平成23年度から平成25年度までの3年間、譲与割合が航空機燃料税の収入額の13分の2から9分の2に引き上げられており（引下後の税率1万8千円のうち4千円が譲与相当分である。）、平成26年度税制改正、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正で、この適用期限が令和3年度まで延長されることとなった。

また、各自治体への譲与割合は、空港が所在する市町村には、市町村分総額の3分の1の額を国内航空に従事する航空機に係る着陸料収入額で按分して譲与され、残りの3分の2は、航空機騒音の著しい市町村及びその隣接市町村に対し、騒音地区内の世帯数で按分され譲与されていたが、平成26年度税制改正により双方に総額の2分の1が譲与されることとなった。都道府県に対する譲与制度は、航空機燃料税の税率が2倍に引き上げられた昭和54年度に創設され、市町村の譲与基準で按分して譲与される。

なお、これらの着陸料・世帯数については、諸種の事情を考慮して補正が行われる。

また、平成11年度までは特別区の市町村分も都に譲与されていたが、平成12年4月1日の

都区制度改革に伴い、市町村分は特別区に移譲されており、現在、都は道府県分のみ譲与を受けている。令和元年度における都への譲与額は、1億円である。

オ 自動車重量譲与税

自動車重量譲与税は、令和元年度税制改正において、自動車税の引下げに伴う地方税財源を確保するため、従来の区市町村への譲与に加え、都道府県にも譲与することとされた。

自動車重量譲与税の譲与割合は、令和元年度から令和3年度まで、自動車重量税の収入額の1,000分の422である。このうち422分の15に相当する額が、自家用自動車（登録車）の保有台数（賦課期日時点における課税台数）で按分され、都道府県に対して譲与される。令和元年度における都への譲与額は、5億円である。

カ 森林環境譲与税

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された。

譲与対象は、市町村及び都道府県であり、市町村は、間伐や担い手の確保、木材利用の促進等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

譲与額は、国税として徴収される森林環境税の収入額全額である。このうち、9割に相当する額が市町村に、残り1割に相当する額が都道府県に対し、私有林人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3の基準で按分して譲与される。ただし、創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、令和6年度にかけて段階的に1割に移行することとされ、令和2年度の都道府県への譲与割合は20分の3となっている。令和元年度における都への譲与額は、1億円である。

キ 特別法人事業譲与税

令和元年度税制改正において、地方法人課税における税源の偏在を是正するため、

- ① 地方税である法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税として国税化するとともに、
- ② その全額を都道府県間で配分するために「特別法人事業譲与税」が創設された。

特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される。特別法人事業譲与税の譲与総額は、特別法人事業税の収入額の全額であり、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を含めた総額を人口で按分した額が各都道府県の譲与額となる。ただし、不交付団体においては、当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限する（制限は財源超過額を上限とする。）譲与制限が設けられている。

都は、地方揮発油譲与税に係る譲与制限撤廃及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に係る減額措置撤廃と併せて、当該譲与制限を撤廃するよう国に要望している。

(2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金

ア 国有提供施設等所在市町村助成交付金

通称「基地交付金」と言われる助成交付金は、国が所有する固定資産のうち米軍の軍用施

設並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産が、市町村の区域内に広大な面積を占有し市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、これら施設が所在する市町村に対して財政補給金として交付されるものである。

交付額は、国が予算で定める金額の範囲内で、交付総額の10分の7を関係市町村の対象資産の割合で按分した額及び10分の3を対象となる資産の種類、用途、当該市町村の財政状況等を考慮した総務大臣の裁量で配分した額との合算により算出されており、毎年度12月31日までに交付されている。

特別区の区域についてはこれを一つの市とみなして都に交付されているが、地方揮発油譲与税同様、都は財源超過団体に対する減額措置（財源超過額が5億円を超える額に10分の1を乗じた額。ただし、本来交付見込額の10分の3は保障）の適用を受けている。令和元年度における都の財源調整額は74百万円、交付額は32百万円である。

都は、地方揮発油譲与税及び特別法人事業譲与税に係る譲与制限撤廃と併せて、交付金に係る減額措置を撤廃するよう国に要望している。

なお、助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づく交付金であり、国又は地方公共団体の普通財産等に係る交付金である国有資産等所在市町村交付金（第2節「都税の種類とあらまし」参照）とは異なるものである。

イ 施設等所在市町村調整交付金

調整交付金は、助成交付金の対象とされていない米軍資産について、助成交付金の対象となる国有資産との均衡及び米軍に係る市町村税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して創設されたものであり、施設等所在市町村調整交付金要綱に基づき交付されている。助成交付金同様に、毎年度12月31日までに交付されている。令和元年度における都への交付額は、2百万円である。

都に譲与されている

	地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税) (※注1)	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の 422/1,000 (令和元年度～3年度、当分の間)
課税標準 及び税率等	製造場からの移出又は保税地 域からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ)	石油ガス充てん場からの移出又 は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両 番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5トﾝ
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む。)	都道府県・指定都市	市町村・都道府県 (特別区含む。)
譲与基準	○都道府県・指定市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面積 ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面積	○市町村(407/422) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県(15/422) 自家用乗用車(登録車)の 課税台数 (令和元年度～3年度、当分の間)
使 途	条件・制限なし(※注2)		
譲与時期	6・11・3月		
都への譲与実績 (令和元年度)	18億円 (地方道路譲与税は726円)	2億円	5億円
備 考	地方交付税算定上の収入超過 団体に対する譲与制限あり (令和元年度 都に対する譲与 制限額37億円) 令和16年度以降の課税標準は 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ)		令和元年度から都道府県に対し て新たに譲与開始(都道府県分 は令和元年度11月期から譲与 される。) 譲与割合の本則は市町村 (333/348)、都道府県(15/348) (令和元年度～3年度)

(※注1) 平成21年度より、地方道路譲与税から地方揮発油譲与税に名称が変更された。

ただし、21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

(※注2) 地方道路譲与税の用途は道路費用に限られている。

地方譲与税の概要

特別とん譲与税	航空機燃料譲与税	森林環境譲与税	特別法人事業譲与税
特別とん税収入額の全額	航空機燃料税収入額の2/9 (平成23年度～令和3年度の間)	森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額
開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン ※ 欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港等)に入港する際、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合、30円/トン	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 18,000円/kℓ (平成23年度～令和3年度の間)	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (令和6年度から課税開始) ※ 令和2年度から6年度までの森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用する。	基準法人所得割額 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率 260% 所得割額により法人の事業税を課される特別法人 税率 34.5% 所得割額により法人の事業税を課される法人 税率 37% 基準法人収入割額 収入割額により法人の事業税を課される法人 税率 30% 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率 40%
開港所在市町村 (都を含む。)	空港関係市町村(特別区含む。) 空港関係都道府県	市町村・都道府県 (特別区含む。)	都道府県
開港への入港に係る特別とん税収入額に相当する額	○市町村(4/5) 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準により算定した額	○市町村(17/20) 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業就業者数 3/10 人口 ○都道府県(3/20) 市町村と同様 (令和2、3年度)	人口
	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	(市町村)森林整備及びその促進に関する費用 (都道府県)市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし
9・3月			5・8・11・2月
4億円	1億円	1億円	—
特別区に係る分が都に譲与される。	特例措置により、譲与総額を航空機燃料税収入額の2/9とする(平成23年度税制改正。当初は3年間だったが、平成26、29、令和2年度税制改正により令和3年度まで延長された。) 譲与総額の本則は航空機燃料税収入額の2/13、課税標準の本則は26,000円/kℓ	令和元年度から譲与開始 森林環境譲与税の譲与総額は、令和2～5年度の間に、令和2、3年度:400億円、令和4、5年度:500億円とされる。 市町村及び都道府県への譲与割合は、令和4、5年度:市町村(22/25)、都道府県(3/25)、令和6年度～:市町村(9/10)、都道府県(1/10)	令和2年度から譲与開始 財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする)) 譲与総額には、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税収入額を含む。

2 地方譲与税及び助成交付金の収入額の推移

(平成26年度～令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (当初予算額)
地 方 譲 与 税	364,807	271,981	235,549	245,133	276,836	271,502	52,907
内 訳	地方道路譲与税	0	0	0	0	0	0
	地方揮発油譲与税	2,054	2,196	2,083	2,069	2,075	1,945
	石油ガス譲与税	347	339	298	268	235	194
	特別とん譲与税	365	396	339	342	387	360
	航空機燃料譲与税	124	150	155	150	144	141
	森林環境譲与税					144	216
	自動車重量譲与税					536	639
	地方法人特別譲与税	361,916	268,901	232,675	242,304	273,995	268,240
	特別法人事業譲与税						49,412
助 成 交 付 金 及 び 調 整 交 付 金	30	30	30	30	30	34	34

(注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

〈参考〉 地方道路譲与税・地方揮発油譲与税・助成交付金の財源調整額及び収入超過額の推移

(平成26年度～令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (当初予算額)
地方道路譲与税	0	0	0	0	0	0	0
地方揮発油譲与税	4,109	4,391	4,166	4,138	4,150	3,684	3,890
特別法人事業譲与税							148,237
助 成 交 付 金 (国有提供施設等所在) 市町村助成交付金	64	65	66	65	64	74	79
基準財政需要額 A	3,520,274	3,574,501	3,571,744	3,572,526	3,563,506	3,549,364	
基準財政収入額 B	4,226,630	4,515,227	4,715,357	4,767,180	4,732,235	4,878,582	
収入超過額 B-A	706,356	940,726	1,143,613	1,194,654	1,168,729	1,329,218	

(注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

第4節 税制改正の動き

1 令和2年度の税制改正のあらまし

令和2年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

(1) 法人住民税・法人事業税

ア 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・拡充

控除割合を寄附金額の3割から6割に拡充し、認定手続を簡素化した上で、適用期限を令和6年度末まで5年延長する。

※ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用

イ 電気供給業に係る課税方式の見直し

送配電部門の法的分離に伴い、発電事業及び小売事業に係る法人事業税について見直す。

改正前	→	改正後	
		資本金1億円超	資本金1億円以下
収入割 1.0%		収入割 0.75%	収入割 0.75%
		付加価値割 0.37%	所得割 1.85%
		資本割 0.15%	

※ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(2) 個人住民税

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から見直す。

ア 未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用（控除額30万円）

※ 令和3年度分以後適用

イ 寡婦（夫）控除の見直し

(ア) 寡婦に寡夫と同じ所得制限（合計所得金額500万円）を設ける。

(イ) 子ありの寡夫の控除額（改正前26万円）について、子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額とする。

※ 令和3年度分以後適用

(3) 固定資産税

ア 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

(ア) 登記簿上の所有者が死亡している場合、条例により、現所有者に氏名・住所等を申告させることができる制度を創設する。

※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者に適用

(イ) 一定の調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、使用者を所有者とみなして課税できる制度を創設する。

※ 令和3年度分以後適用

イ 5G投資促進税制の創設

ローカル5G基地局に係る一定の償却資産について、課税標準を3年間価格の2分の1とす

る。

※ 令和4年3月31日まで適用

(4) 還付加算金等

還付加算金等の割合を現行（令和2年中）1.6%から1.1%（注）に引き下げる。

（注）令和2年中の割合を基にした割合

※ 令和3年1月1日以後の期間から適用

2 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

○ 法人都民税

法人税割に係る超過課税の適用期限を令和7年9月30日まで5年延長する。

○ 法人事業税・個人事業税

中小企業者向け省エネ促進税制の適用期間を5年延長する。

○ 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下措置について、令和2年度においても継続する。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税等の減免措置を、令和3年3月31日まで1年延長する。

3 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置（地方税）について

令和2年においては、新型コロナウイルス感染症への対策として、次の地方税法上の措置が講じられた。

(1) 徴収猶予制度

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があった場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を創設する。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものに適用

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置の創設

令和3年度課税分に限り、売上高の減少率に応じて、課税標準を2分の1又はゼロとする。

※ 令和2年2月から同年10月までの任意の3か月間において、売上高が前年同期比で、

30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

イ 生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長（固定資産税のみ）

中小事業者等が取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等に対し、3年間、課税標準を条例で定める割合（ゼロ以上2分の1以下）とする軽減措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えた上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を令和4

年度末まで2年延長する。

(3) 自動車税・軽自動車税

自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

(4) 個人住民税

ア 寄附金税制の拡充

中止等された一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻しを請求しなかった場合、条例で定めるところにより、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とする。

イ 住宅ローン減税の適用要件の弾力化

住宅ローン減税の控除期間を13年間とする特例措置の適用要件（改正前：令和2年12月31日までの入居分）について、令和3年12月31日までの入居分に緩和する。

(5) 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅に係る減額措置の適用要件（改正前：取得から6月以内の入居）について、耐震改修工事終了から6月以内の入居に緩和する。

第 3 章

都税収入の状況

第 1 節	都税収入のあらまし	73
第 2 節	都税収入額の推移（平成28年度～令和 2 年度当初予算）	78
第 3 節	都税徴収率等の推移	80
第 4 節	令和 2 年度の都税当初予算の状況	81
第 5 節	令和元年度の都税収入の状況	84

第3章 都税収入の状況

第1節 都税収入のあらまし

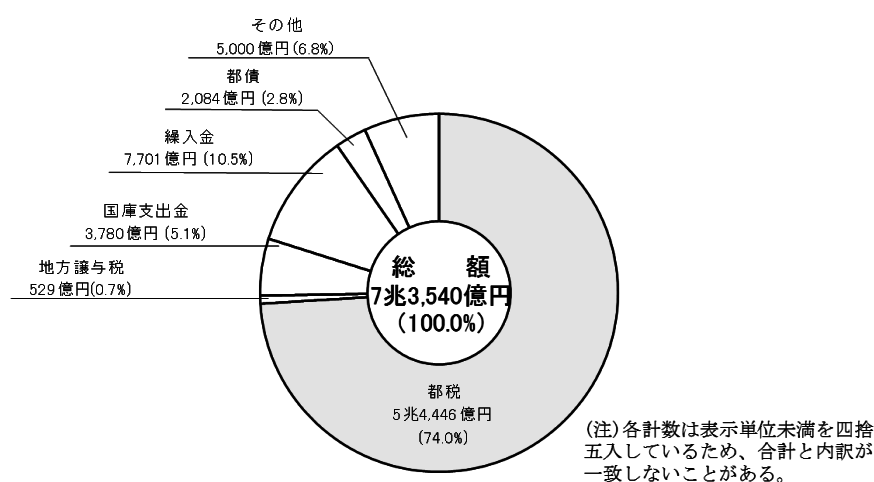
1 都税収入と都財政

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされ、厳しい状況にある。また、新型コロナウイルス感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動など、今後の景気動向には、最大限の注視が必要である。このような中、今日の都政は、学校、家庭、職場などの都民生活にも大きな影響が生じている新型コロナウイルス感染症への対策や、東京2020大会の延期への対応など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨災害、大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応など、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化など、東京の「稼ぐ力」にさらに磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していく取組や、「ゼロエミッション東京」の実現など、東京、ひいては日本全国の持続的成長につながる施策を積極的に展開していくとともに、Society 5.0 の社会実装に向けた取組など、AI、IoT、5Gなどの第4次産業革命の技術革新にいち早く取り組んでいく必要がある。

一方、令和元年度都税収入決算額は、企業収益が堅調に推移したことなどにより、8年連続の増収となった。しかし、都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、構造的に、景気動向の影響を大きく受ける宿命にある。また、令和元年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられ、都財政への影響が拡大することが見込まれるなど、その先行きは予断を許さない状況である。

今後も、社会経済情勢に的確に対応しながら、都民の期待に応える施策を確実かつ継続的に実施していくためには、強固で弾力的な財政基盤を堅持していく必要がある。そのためにも、歳入の根幹をなす都税収入の確保が不可欠であり、主税局の役割は極めて重要である。

令和2年度 一般会計歳入当初予算額の内訳



(参考) 一般会計歳入総額に占める都税の割合

(単位：億円・%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (当初予算)
都税(A)	47,399	51,836	52,360	52,730	54,464	56,318	54,446
歳入総額(B)	65,467	69,138	67,797	69,641	75,156	76,717	73,540
割合(A)/(B)	72.4	75.0	77.2	75.7	72.5	73.4	74.0

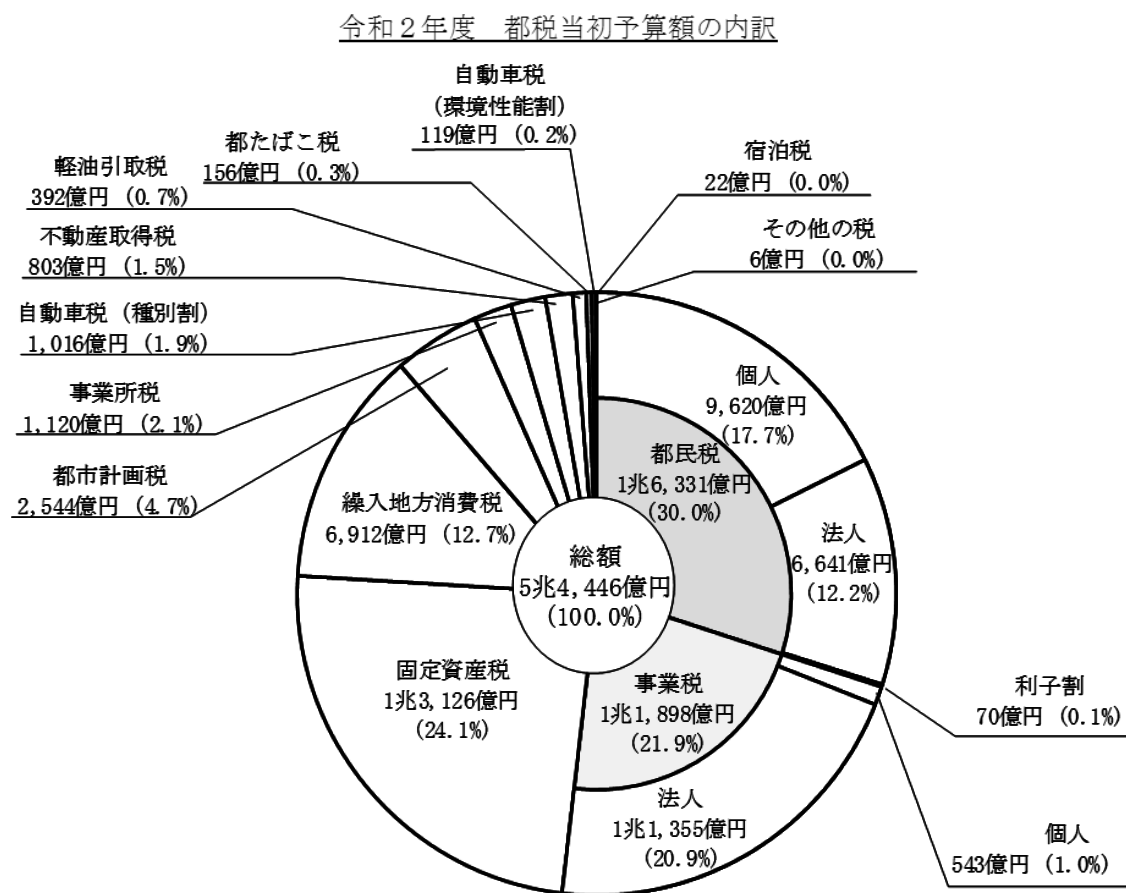
2 都税収入の構成と性質

都税収入の税目別内訳を、令和2年度当初予算額における構成比でみると、法人二税が33.1%（法人都民税12.2%、法人事業税20.9%）であり、以下、固定資産税24.1%、個人都民税17.7%、繰入地方消費税12.7%、都市計画税4.7%、自動車税2.1%、事業所税2.1%となっている。

都税収入は、全体の約3分の1を占める法人二税が企業の収益状況を反映するため、景気の動向に左右されやすい税収構造となっている。

他の税目についても直接又は間接に景気の影響を受ける。例えば、繰入地方消費税は消費動向に、都民税利子割は預貯金などの残高・解約の動向や金利水準に、軽油引取税は貨物の輸送など物流動向に、不動産取得税は不動産市況に、それぞれ影響を受けている。

また、個人の都民税・事業税なども景気の動向の影響を受けているが、これらは前年の所得に対して課される税目であるため、前年の景気動向を反映している。



(注)各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(参考) 都税総額に占める法人二税の割合

(単位: 億円・%)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (当初予算)
法人二税(A)	16,442	17,635	18,926	18,509	20,447	21,801	17,996
都税総額(B)	47,399	51,836	52,360	52,730	54,464	56,318	54,446
割合(A)/(B)	34.7	34.0	36.1	35.1	37.5	38.7	33.1

3 都税収入の推移と景気動向

前項で触れた都税収入と経済情勢との関連について、昭和60年度以降の動きをみると、以下のとおりである。

○ 昭和60年度から平成27年度まで

年 代	経済情勢、成長率等の動き	都税収入の動き (表示がないものは総額の伸び)
昭和60～61年度	60年ブラザ合意で急激な円高、製造業収益悪化、非製造業は好調、60年度7.2%、61年度3.6%	60年度法人11.3%、総額9.7%、61年度法人9.9%、総額10.1%
昭和62年度～平成元年度	円高メリットや緊急経済対策効果で製造業増、内需が拡大、平成景気始まり62年度5.9%、63年度7.0%、元年度7.3%と拡大基調が続く	財テクブームで金融証券好調、62年度20.5%、63年度13.5%、元年度は金利上昇で金融業減、6.8%に
平成2～3年度	円・株式・債券のトリプル安で平成景気終焉(平成3年2月)平成不況へ、2年度8.6%、3年度4.9%	2年度法人△9.6%、総額△1.2%、3年度法人△1.0%、総額2.8%
平成4～5年度	バブル経済崩壊の影響で設備投資や個人消費低迷、急激な円高進行で4年度2.0%、5年度△0.1%	4年度法人△19.5%、総額△9.7%、5年度法人△15.8%、総額△7.3%
平成6～7年度	公共投資や住宅投資に加え、個人消費も回復したが、設備投資の低迷等で6年度1.4%、7年度2.7%	6年度法人△11.7%、総額△4.9%、7年度法人0.8%、総額3.3%
平成8～9年度	回復は緩やかなものにとどまり、アジア通貨危機後に低迷、8年度2.4%、9年度0.9%	8年度法人28.9%、総額9.9% 9年度法人△8.9%、総額△3.9%
平成10年度	二度にわたる経済対策や特別減税等を実施するも設備投資減少、個人消費の不振等で△1.4%	外資系金融機関等以外不調で法人△4.1%、総額1.1%微増
平成11年度	過去最大の18兆円の経済新生対策、設備投資・個人消費低迷で△0.8%	恒久減税の影響発生、法人△14.2%、総額△5.4%
平成12年度	年度前半経済新生対策効果や米経済好調により回復の兆しがあるが、後半米経済失速等で1.2%	I T 関連好調で法人18.2%、総額6.0%
平成13年度	米テロ等による世界的な景気減速を受け、景気が急速に悪化、△1.8%	銀行業等に対する外形標準課税分の増収で法人7.3%、総額2.6%
平成14年度	前半は輸出増加等で極めて緩やかな回復基調を辿るも、後半は内外経済が減速し、△0.8%	内外経済の減速傾向を背景に、法人△15.7%、総額△9.5%
平成15年度	輸出の好調に加え、雇用・設備投資・個人消費が改善し、景気は着実な回復を続け、0.6%	法人増収も外形標準課税の還付で、法人1.5%、総額△0.5%
平成16年度	世界経済の着実な回復に伴い、景気は緩やかな回復を続け、0.7%	企業収益が大幅に改善し、法人18.7%、総額7.8%
平成17年度	好調な企業収益が家計部門にも波及し、景気は引き続き緩やかな回復を見せ、0.8%	外形標準課税導入の本格化で法人16.5%、総額8.2%
平成18年度	輸出増加で企業収益が好調、雇用情勢も改善したが、個人消費は横ばいに推移し、0.6%	法人分割基準改正で減収も企業収益好調により14.3%、総額7.0%
平成19年度	景気の回復が続いたが、米サブプライムローン問題を発端に景気は踊り場へ、0.4%	堅調な企業収益を反映し、法人9.3%、総額11.9%
平成20年度	世界金融危機の影響を受け、景気が急激に悪化、△4.0%	企業収益の急速な悪化により、法人△9.0%、総額△4.2%
平成21年度	海外経済の改善や経済対策等で景気に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状態が続き、△3.4%	法人事業税の一部国税化等により、法人△43.2%、総額△18.8%
平成22年度	年度を通じて個人消費や企業収益が改善を続け、3年ぶりにプラス成長、1.5% ※ただし、平成23年3月に東日本大震災が発生し、その後の経済は悪化へ	法人事業税の一部国税化の平年度化により、法人△7.9%、総額△3.2%
平成23年度	震災による厳しい経済状況から、供給網の回復に伴い急速に持ち直したが、秋以降は欧州政府債務危機や歴史的円高で景気は横ばいに、△1.1%	都税収入は初めて4年連続の減となり、法人△1.0%、総額△0.0%
平成24年度	復興需要等による回復基調から一転、海外経済の減速等を背景として景気は弱い動きとなるも、年明け以降は円安の進行等により持ち直しに向かい、0.1%	企業収益の持ち直しにより、法人9.1%、総額2.4%
平成25年度	経済財政政策により、内需を中心として景気回復の動きが広がり、年度後半には雇用環境の改善や消費税率引上げに伴う駆け込み需要で個人消費が大きく増加、2.6%	企業収益の改善により、法人13.1%、総額5.7%
平成26年度	消費税率引上げによる影響等により、年度前半はマイナス成長となったが、後半以降は緊急経済対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復基調を維持、2.2%	企業収益の回復等を反映して、法人8.0%、総額5.5%
平成27年度	中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあったが、雇用・所得環境の改善が続き、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復基調を維持、2.8%	堅調な企業収益により、法人7.3%、総額9.4%

(注) 1 「成長率」とは、名目GDPの伸び率を表す。

2 「都税収入の動き」で「法人」とは法人二税を表す。

○ 平成28年度～30年度の状況

平成28年度は、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資が力強さを欠いたが、雇用・所得環境の改善が続き、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復基調が続き、名目経済成長率は、0.8%増となった。このような経済情勢の下で、法人二税は企業収益が堅調に推移したことにより、27年度決算額に対し、7.3%の増、都税総額では1.0%の増となった。

平成29年度は、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、雇用・所得環境の改善が続いたことで、景気は緩やかな回復基調が続き、名目経済成長率は、2.0%増となった。このような経済情勢の下で、法人二税は金融・証券業を中心に企業収益が低迷したこと等により、28年度決算額に対し2.2%の減となったものの、雇用環境の改善等により、都税総額では0.7%の増となった。

平成30年度は、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、景気は緩やかな回復が続き、名目経済成長率は、0.1%増となった。このような経済情勢の下で、企業収益が堅調に推移したこと等により法人二税は10.5%、都税収入は総額3.3%の増となった。

(令和元年度については、第5節「令和元年度の都税収入の状況」参照)

以上のように、都税収入と景気の関連について、基本的には都税収入の増減率が名目成長率と同じ方向へ連動する傾向を持つものの、景気に敏感な法人二税が都税の根幹をなしているため、経済情勢によっては名目成長率以上に激しく振れる。

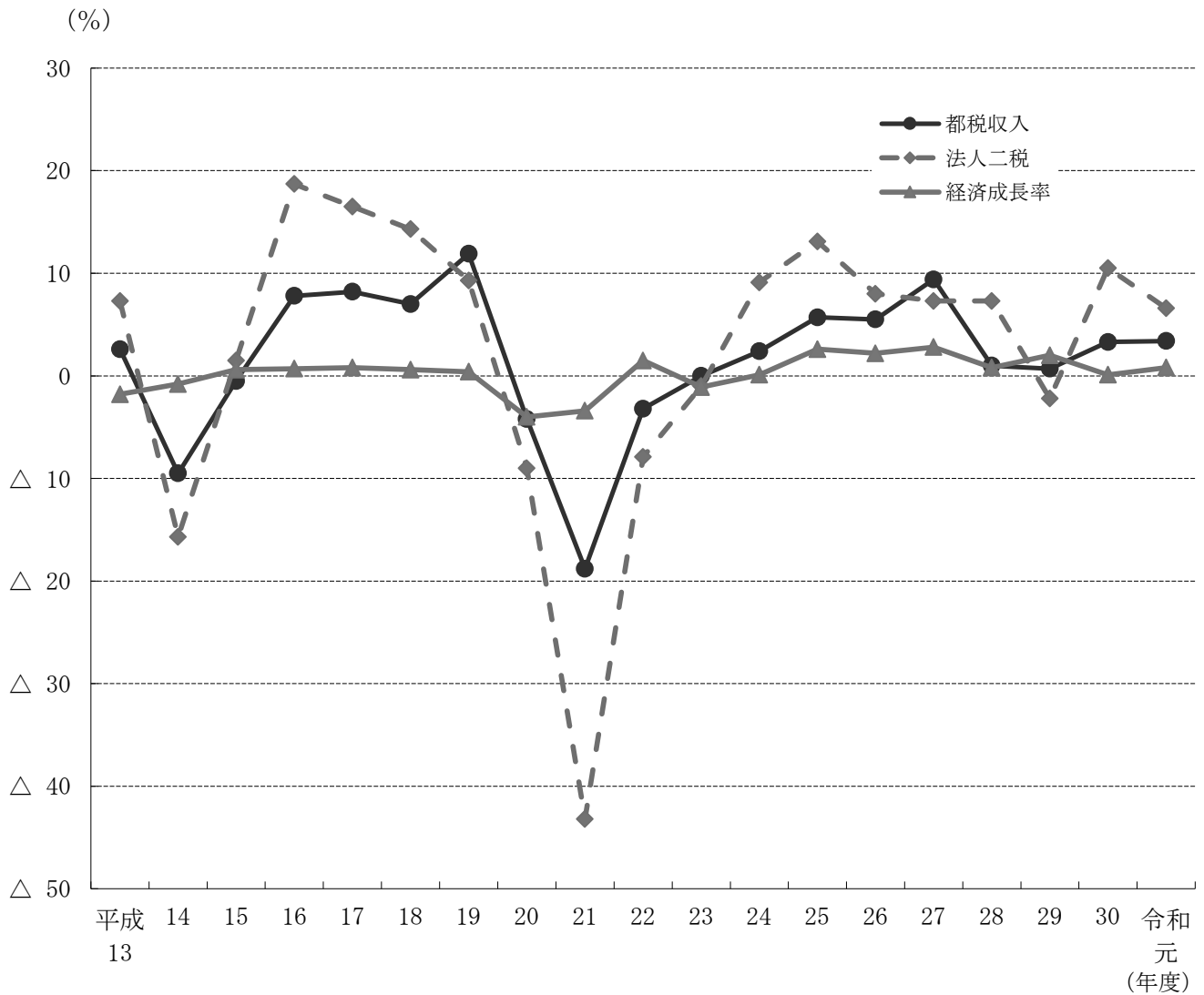
平成16年度以降は、民間需要中心の景気回復が持続する中、企業収益の改善を背景に法人二税が大幅な増収となるなど、都税収入の伸び率は名目成長率を大きく上回って推移した。

平成20年度以降は、世界金融危機による世界経済の急激な悪化や法人事業税の一部国税化による影響で法人二税が減収となり、都税収入の伸び率が名目成長率を下回る傾向にあったが、平成24年度以降は、復興需要等により企業収益が持ち直したことで、法人二税が増収となり、再び都税収入の伸び率は名目成長率を上回る傾向が続いた。

平成29年度は、法人二税の減収を受けて、都税収入の伸び率は名目成長率を下回ったが、平成30年度、及び令和元年度は法人二税が増収となり、都税収入の伸び率は名目成長率を上回った。

以下のグラフは、社会経済情勢が複雑化し、制度改正も頻繁に起こる中で、税収の見込みや分析に当たって名目成長率には表立って表れない様々な要因を考慮する必要性が一層高まっていることを示している。

都税収入の伸び率と国内経済成長率（名目）の推移



伸 び 率

(単位：%)

区分	平成 13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元
都税 収入	2.6	△9.5	△0.5	7.8	8.2	7.0	11.9	△4.2	△18.8	△3.2	△0.0	2.4	5.7	5.5	9.4	1.0	0.7	3.3	3.4
法人 二税	7.3	△15.7	1.5	18.7	16.5	14.3	9.3	△9.0	△43.2	△7.9	△1.0	9.1	13.1	8.0	7.3	7.3	△2.2	10.5	6.6
経済 成長率	△1.8	△0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.4	△4.0	△3.4	1.5	△1.1	0.1	2.6	2.2	2.8	0.8	2.0	0.1	0.8

(注) 国内経済成長率（名目）は、令和2年6月内閣府公表の速報値による。

第2節 都税収入額の推移（平成28年度～令和2年度当初予算）

平成28年度から令和2年度当初予算における都税収入額の推移は、下の表のとおりである。

区 分		平成28年度	構成比	対前年度比	平成29年度	構成比	対前年度比
都 税		5,236,011	100.0	101.0	5,273,012	100.0	100.7
内 訳	都 民 税	1,735,860	33.2	97.0	1,771,639	33.6	102.1
	個 人	878,759	16.8	99.6	921,252	17.5	104.8
	法 人	848,978	16.2	97.5	841,304	16.0	99.1
	利 子 割	8,123	0.2	22.4	9,083	0.2	111.8
	事 業 税	1,093,913	20.9	116.1	1,060,963	20.1	97.0
	個 人	50,259	1.0	102.3	51,415	1.0	102.3
	法 人	1,043,654	19.9	116.9	1,009,548	19.1	96.7
	繰入地方消費税	632,652	12.1	90.3	647,365	12.3	102.3
	不動産取得税	81,656	1.6	105.1	82,896	1.6	101.5
	都たばこ税	17,244	0.3	96.6	16,382	0.3	95.0
	ゴルフ場利用税	652	0.0	101.3	632	0.0	96.8
	自動車取得税	14,348	0.3	103.7	17,318	0.3	120.7
	軽油引取税	40,774	0.8	99.8	40,774	0.8	100.0
	自動車税	104,648	2.0	99.1	104,604	2.0	100.0
	自動車税	104,648	2.0	99.1	104,604	2.0	100.0
	環境性能割	—	—	—	—	—	—
	種別割	—	—	—	—	—	—
	鉱区税	2	0.0	97.2	2	0.0	100.0
	固定資産税	1,181,125	22.6	101.2	1,192,888	22.6	101.0
	特別土地保有税	—	—	皆減	—	—	—
	狩猟税	4	0.0	104.8	4	0.0	97.1
	事業所税	102,587	2.0	101.7	104,731	2.0	102.1
	都市計画税	228,329	4.4	101.3	230,453	4.4	100.9
	宿泊税	2,217	0.0	106.8	2,361	0.0	106.5
	旧法による税	—	—	皆減	—	—	—
	自動車取得税（普通税）	—	—	—	—	—	—
	自動車取得税（目的税）	—	—	皆減	—	—	—
参 考	法人二税	1,892,632	36.1	107.3	1,850,852	35.1	97.8
	その他税	3,343,379	63.9	97.8	3,422,160	64.9	102.4
経 済 情 勢		年度前半に海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっているが、雇用・所得環境の改善が続く中、『経済対策』等の効果もあって、景気は緩やかな回復基調が続き、名目0.8%のプラス成長			海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあり、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続き、名目2.0%のプラス成長		

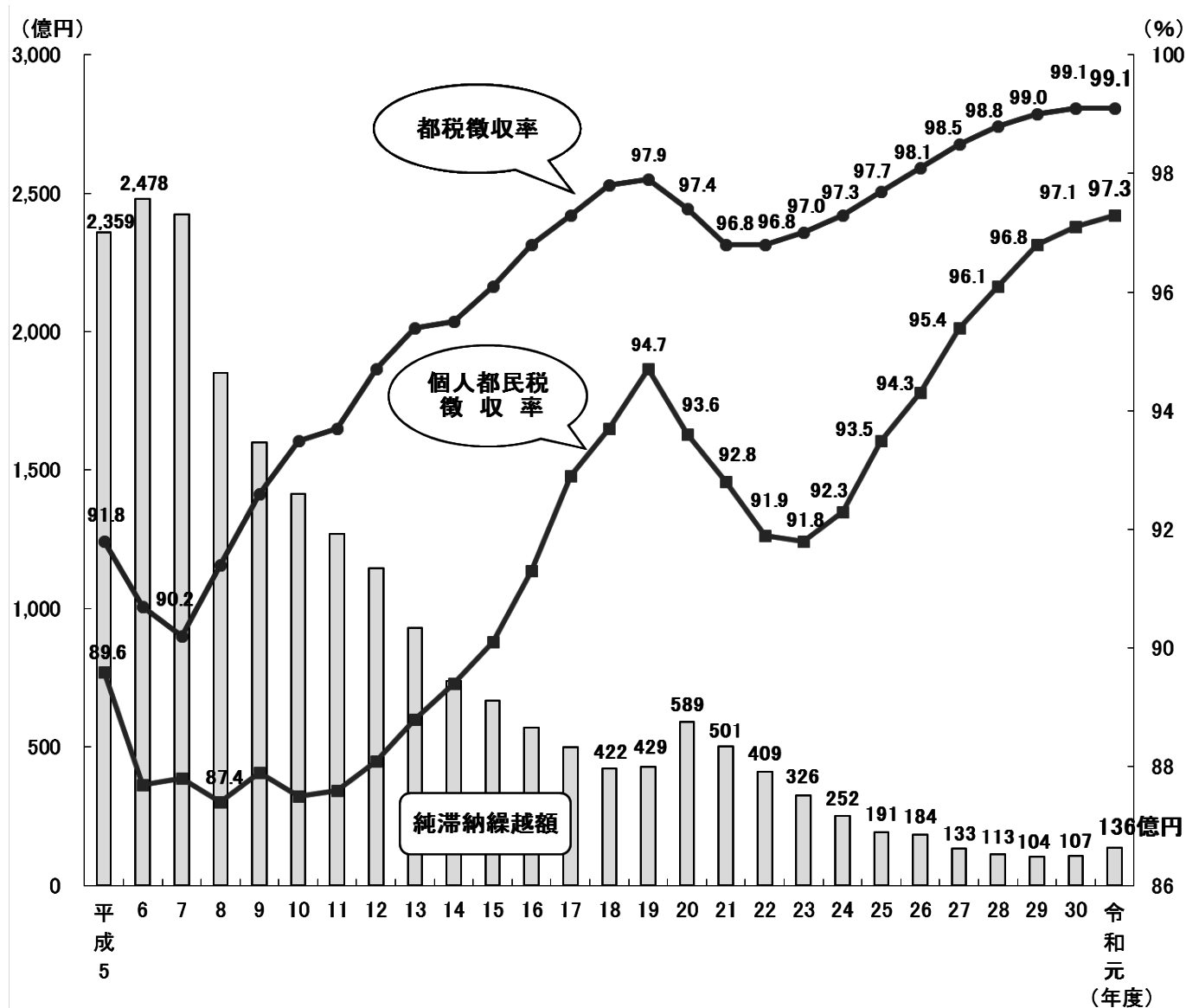
- (注) 1 「—」は、皆無又は該当計数なし、「0」は、表示単位（百万円）未満に計数あり
2 構成比及び対前年度比については、千円単位で計算している。
3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(単位：百万円・%)

平成30年度	構成比	対前年度比	令和元年度	構成比	対前年度比	令和2年度 (当初予算額)	構成比	対前年度比
5,446,357	100.0	103.3	5,631,801	100.0	103.4	5,444,618	100.0	96.7
1,893,397	34.8	106.9	1,938,435	34.4	102.4	1,633,099	30.0	84.2
929,786	17.1	100.9	958,853	17.0	103.1	961,974	17.7	100.3
953,993	17.5	113.4	972,580	17.3	101.9	664,144	12.2	68.3
9,619	0.2	105.9	7,002	0.1	72.8	6,981	0.1	99.7
1,143,480	21.0	107.8	1,261,202	22.4	110.3	1,189,771	21.9	94.3
52,821	1.0	102.7	53,691	1.0	101.6	54,293	1.0	101.1
1,090,658	20.0	108.0	1,207,510	21.4	110.7	1,135,478	20.9	94.0
552,271	10.1	85.3	528,588	9.4	95.7	691,238	12.7	130.8
83,782	1.5	101.1	82,433	1.5	98.4	80,316	1.5	97.4
16,217	0.3	99.0	16,196	0.3	99.9	15,562	0.3	96.1
632	0.0	100.1	630	0.0	99.7	626	0.0	99.3
18,131	0.3	104.7	9,266	0.2	51.1	—	—	皆減
40,113	0.7	98.4	39,251	0.7	97.9	39,189	0.7	99.8
104,908	1.9	100.3	108,229	1.9	103.2	113,539	2.1	104.9
104,908	1.9	100.3	102,537	1.8	97.7	—	—	皆減
—	—	—	4,786	0.1	皆増	11,905	0.2	248.7
—	—	—	906	0.0	皆増	101,634	1.9	著増
2	0.0	100.0	2	0.0	100.0	2	0.0	100.1
1,242,744	22.8	104.2	1,285,240	22.8	103.4	1,312,558	24.1	102.1
—	—	—	—	—	—	10	0.0	皆増
4	0.0	104.3	4	0.0	99.2	4	0.0	100.8
107,480	2.0	102.6	110,921	2.0	103.2	112,016	2.1	101.0
240,528	4.4	104.4	248,697	4.4	103.4	254,447	4.7	102.3
2,667	0.0	113.0	2,708	0.0	101.5	2,239	0.0	82.7
—	—	—	—	—	—	2	0.0	皆増
—	—	—	—	—	—	2	0.0	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,044,651	37.5	110.5	2,180,090	38.7	106.6	1,799,622	33.1	82.5
3,401,706	62.5	99.4	3,451,711	61.3	101.5	3,644,996	66.9	105.6
企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するなど、経済の好循環は着実に回りつつあり、夏に相次いだ自然災害により、経済は一時的に押し下げられたものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続き、名目0.1%のプラス成長			海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかな回復が続いていた。しかし、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が急速に悪化し、実質0.0%の成長			(令和2年度政府見通し) 総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、各種政策の効果もあって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる、として名目2.1%のプラス成長を見込む(令和2年1月20日時点)。		

第3節 都税徴収率等の推移

都税の徴収率等の推移は、以下のとおりである。



(単位: 億円・%)

区 分	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
都 税 徴 収 率	96.8	96.8	97.0	97.3	97.7	98.1	98.5	98.8	99.0	99.1	99.1
純滞納繰越額	501	409	326	252	191	184	133	113	104	107	136

第4節 令和2年度の都税当初予算の状況

1 令和2年度当初予算について

令和2年度当初予算額を見込むに当たっては、令和元年度補正後予算を前提とし、政府や民間経済研究機関の経済見通しを参考に、税目ごとに、企業収益予測、民間最終消費支出など、税収動向に密接に関連すると考えられる経済指標等を用いて積算し算定した。

この結果、令和2年度当初予算における都税収入見込額は、5兆4,446億18百万円となり、令和元年度補正後予算額5兆6,183億26百万円に対して、1,737億8百万円、3.1%の減となった。また、令和元年度当初予算額5兆5,031億65百万円に対しては、585億47百万円、1.1%の減となった。

2 主な税目の概況

令和2年度の都税当初予算額について、主な税目の予算額（収入額）と令和元年度補正後予算額に対する増減額及び増減率は、次のとおりである。

法人都民税と法人事業税を合わせた法人二税は、1兆7,996億22百万円であり、法人都民税法人税割の一部国税化が拡大すること等により、3,723億28百万円、17.1%の減となっている。これにより、法人二税が都税当初予算総額に占める割合は33.1%となった。

固定資産税・都市計画税は、1兆5,670億5百万円であり、負担調整措置により、土地の課税標準額の上昇が見込まれること等により、317億54百万円、2.1%の増とした。個人都民税は9,619億74百万円で、雇用・所得環境の改善により、67億71百万円、0.7%の増と見込んだ。繰入地方消費税は6,912億38百万円で、税率引上げの影響等により、1,647億12百万円、31.3%の増と見込んだ。

その他、事業所税は1,120億16百万円で、16億2百万円、1.5%の増、自動車税は1,135億39百万円で、51億89百万円、4.8%の増、不動産取得税は803億16百万円で、12億42百万円、1.5%の減となった。

令和2年度税制改正による都税の影響額

（単位：百万円）

区 分	影 響 額	改 正 要 旨
法 人 都 民 税	△48	国税の税制改正に伴うもの（オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設等）など
法 人 事 業 税	△37	国税の税制改正に伴うもの（オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設等）など
固 定 資 産 税	282	日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止など
都 市 計 画 税	71	日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止など
合 計	268	
森 林 環 境 譲 与 税	72	譲与額並びに市町村及び都道府県への譲与割合の見直し
特別法人事業譲与税	△3	国税の税制改正に伴うもの（オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設等）
税制改正影響額 計	337	

令 和 2 年 度 都 税

区 分		令 和 2 年 度 当 初 予 算 額	比 較	
			対 令 和 元 年 度 補 正 後 予 算 額	増(△)減率
都 税		5,444,618	△ 173,708	△ 3.1
内 訳	都 民 税	1,633,099	△ 296,630	△ 15.4
	個 人	961,974	6,771	0.7
	法 人	664,144	△ 303,102	△ 31.3
	利 子 割	6,981	△ 299	△ 4.1
	事 業 税	1,189,771	△ 68,807	△ 5.5
	個 人	54,293	419	0.8
	法 人	1,135,478	△ 69,226	△ 5.7
	繰入地方消費税	691,238	164,712	31.3
	不動産取得税	80,316	△ 1,242	△ 1.5
	都 た ば こ 税	15,562	△ 335	△ 2.1
	ゴルフ場利用税	626	△ 6	△ 0.9
	自動車取得税	—	△ 9,262	皆減
	軽油引取税	39,189	△ 76	△ 0.2
	自動車税	113,539	5,189	4.8
	自動車税	—	△ 102,554	皆減
	環境性能割	11,905	7,028	144.1
	種 別 割	101,634	100,715	著増
	鉦 区 税	2	—	0.0
	固定資産税	1,312,558	26,214	2.0
	特別土地保有税	10	△ 0	△ 0.0
	狩 猟 税	4	—	0.0
	事業所税	112,016	1,602	1.5
	都市計画税	254,447	5,540	2.2
	宿泊税	2,239	△ 610	△ 21.4
	旧法による税	2	2	著増
	自動車取得税 (普通税)	2	2	皆増
	自動車取得税 (目的税)	—	△ 0	皆減
参 考	法 人 二 税	1,799,622	△ 372,328	△ 17.1
	そ の 他 税	3,644,996	198,620	5.8

(注) 1 「—」は、皆無又は該当計数なし、「0」「△0」は、表示単位(百万円)未満に

2 増減率については、千円単位で計算している。

3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあ

当 初 予 算 額

(単位：百万円・%)

増 (△) 減		参 考	
対 令 和 元 年 度 決 算 額	増(△)減率	令 和 元 年 度 補 正 後 予 算 額	令 和 元 年 度 決 算 額
△ 187,184	△ 3.3	5,618,326	5,631,801
△ 305,336	△ 15.8	1,929,728	1,938,435
3,121	0.3	955,203	958,853
△ 308,436	△ 31.7	967,246	972,580
△ 21	△ 0.3	7,280	7,002
△ 71,431	△ 5.7	1,258,578	1,261,202
602	1.1	53,874	53,691
△ 72,032	△ 6.0	1,204,704	1,207,510
162,650	30.8	526,526	528,588
△ 2,116	△ 2.6	81,558	82,433
△ 634	△ 3.9	15,897	16,196
△ 4	△ 0.7	632	630
△ 9,266	皆減	9,262	9,266
△ 62	△ 0.2	39,265	39,251
5,310	4.9	108,350	108,229
△ 102,537	皆減	102,554	102,537
7,118	148.7	4,877	4,786
100,728	著増	919	906
0	0.1	2	2
27,318	2.1	1,286,344	1,285,240
10	皆増	10	—
0	0.8	4	4
1,095	1.0	110,414	110,921
5,750	2.3	248,907	248,697
△ 469	△ 17.3	2,848	2,708
2	皆増	0	—
2	皆増	—	—
—	—	0	—
△ 380,468	△ 17.5	2,171,950	2,180,090
193,285	5.6	3,446,376	3,451,711

計数あり

る。

第5節 令和元年度の都税収入の状況

1 令和元年度決算概要

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復が続いていた。しかし、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が急速に悪化した。こうした状況を反映し、実質経済成長率は0.0%となった。

このような経済情勢の下で、令和元年度の都税収入は、5兆6,318億1百万円となり、平成30年度決算額5兆4,463億57百万円に対しては、1,854億44百万円、率にして3.4%の増収となった。令和元年度補正後予算額5兆6,183億26百万円に対しては、134億75百万円、0.2%の増収となった。

また、都税徴収率は、前年度と同じ99.1%を維持した。

2 税目別の収入状況

令和元年度の都税収入の主な税目別の収入状況は、以下のとおりである。

まず、法人二税は、企業収益が堅調に推移したこと等により、総額で2兆1,800億90百万円となり、平成30年度決算額2兆446億51百万円に対して1,354億39百万円、6.6%の増となった。また、令和元年度補正後予算額2兆1,719億50百万円に対しては、大口法人の納付額が見込みを上回ったことにより、81億40百万円、0.4%の増となった。

法人二税以外の税目の合計は、3兆4,517億11百万円となり、平成30年度決算額3兆4,017億6百万円に対して、500億5百万円、1.5%の増となった。これは、固定資産税・都市計画税が、土地の負担調整措置等により、1兆5,339億37百万円となり、平成30年度決算額の1兆4,832億73百万円に対して506億65百万円、3.4%の増となったこと等によるものである。また、令和元年度補正後予算額3兆4,463億76百万円に対しては、個人都民税が、株式等譲渡所得割において、年末株価が好調に伸びたことにより見込みを上回ったことで、53億35百万円、0.2%の増となった。

令和元年度 都税収入決算額

(単位：百万円・%)

区分	令和元年度 決算額 A	令和元年度 補正後予算額 B	平成30年度 決算額 C	比 較 増 減			
				対令和元年度補正後		対平成30年度決算	
				A－B	増 減 率	A－C	増 減 率
都 税 総 額	5,631,801	5,618,326	5,446,357	13,475	0.2	185,444	3.4
法 人 二 税	2,180,090	2,171,950	2,044,651	8,140	0.4	135,439	6.6
固定資産税 都市計画税	1,533,937	1,535,251	1,483,273	△ 1,314	△ 0.1	50,665	3.4
個人都民税	958,853	955,203	929,786	3,650	0.4	29,067	3.1
繰入地方 消費税	528,588	526,526	552,271	2,062	0.4	△ 23,684	△ 4.3
その他の税	430,334	429,396	436,377	937	0.2	△ 6,043	△ 1.4

(注) 1 増減率については、千円単位で計算している。

2 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

3 事務所別の収入状況

(1) 事務所別の都税収入状況（事務所別の内訳は、P. 90～を参照）

ア 区部都税事務所

区部の23都税事務所の収入額は4兆6,924億36百万円で都税全体の83.3%を占めており、そのうち、大企業が集中する千代田、港、中央、新宿、渋谷の5事務所計は、3兆229億34百万円で都税全体の53.7%を占めている。この5事務所は、法人都民税・事業税をはじめ、固定資産税・都市計画税、不動産取得税などの税目においても大きな割合を占めている。

○区部上位5所の都税収入額及び構成比

区 部 計			4兆6,924億36百万円	83.3%
	①	港	8,615億66百万円	15.3%
	②	千代田	7,980億54百万円	14.2%
	③	中 央	6,777億21百万円	12.0%
	④	新 宿	3,652億72百万円	6.5%
	⑤	渋 谷	3,203億21百万円	5.7%
	5事務所計		3兆229億34百万円	53.7%

イ 多摩地域都税事務所

多摩地域を所管する立川、八王子の2事務所の収入額は、2,858億75百万円で都税全体の5.1%である。内訳を見ると個人都民税の2,083億93百万円、法人二税の530億33百万円が主な税目となっている。

○多摩地域の都税収入額及び構成比

多 摩 地 域 計			2,858億75百万円	5.1%
	立 川		1,748億72百万円	3.1%
	八王子		1,110億3百万円	2.0%

ウ 都税総合事務センター

都税総合事務センターの収入額は、自動車税（種別割を含む）、自動車取得税及び環境性能割を合わせて1,131億13百万円である。これは都税収入全体の2.0%にあたる。

エ 支 庁

島しょ地域の大島、三宅、八丈及び小笠原の4支庁の収入額は12億84百万円で、内訳を見ると個人都民税の9億77百万円、法人二税の2億7百万円が主な税目である。

オ 本庁各部

繰入地方消費税、国有資産等所在市町村交付金等の本庁各部で所管するもので、5,390億93百万円の収入額があり、都税収入全体の9.6%である。

(2) 主要税目別内訳（％は、税目の所別構成比）

ア 都民税（個人） 収入額 9,588億53百万円

都民税（個人）は都税収入全体の17％で、納税者数の多い地域の事務所で収入額が大きい。
なお、中央都税事務所の収入額には、配当割及び株式等譲渡所得割が含まれている。

○都民税（個人）の所別収入額上位4所

①	立 川	1,290億99百万円	13.5%
②	世田谷	809億1百万円	8.4%
③	八王子	792億94百万円	8.3%
④	中 央	774億76百万円	8.1%

イ 法人二税 収入額 2兆1,800億90百万円

平成20年4月より区部の23都税事務所において、法人都民税・事業税の課税事務がブロック化された。法人二税のブロック化により、千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川の9ブロック所で97.6％を占める。

○法人二税の所別収入額上位3所

①	港	5,505億70百万円	25.3%
②	千代田	5,178億78百万円	23.8%
③	中 央	4,070億24百万円	18.7%

ウ 都民税（利子割） 収入額 70億2百万円

都民税利子割は、中央都税事務所に申告納入される。

エ 不動産取得税 収入額 824億33百万円

港、中央、渋谷の上位3所計で、全体の25.9％を占める。

○不動産取得税の所別収入額上位3所

①	港	85億44百万円	10.4%
②	中 央	72億4百万円	8.7%
③	渋 谷	55億96百万円	6.8%

オ 都たばこ税 収入額 161億96百万円

都たばこ税は、港都税事務所に申告納付される。

カ 自動車取得税（普通税） 収入額 92億66百万円

自動車取得税は、都税総合事務センターに申告納付される。

キ 自動車税環境性能割 収入額 47億86百万円

自動車税環境性能割は、都税総合事務センターに申告納付される。

ク 軽油引取税（普通税） 収入額 392億51百万円

軽油引取税の課税事務のブロック化により、中央、港、新宿、江東、立川の5ブロック所で99.9%を占める。

ケ 自動車税（種別割を含む。） 収入額 1,034億43百万円

自動車税は、都税総合事務センターで95.8%を占める。

なお、自動車税は令和元年10月1日より自動車税種別割となっている。

コ 固定資産税・都市計画税 収入額 1兆5,339億37百万円

千代田、港、中央、新宿、渋谷、世田谷の上位6所で53.7%を占める。また、国有資産等所在市町村交付金は、102億23百万円が収入計上された。

○固定資産税・都市計画税の所別収入額上位6所

①	千代田	2,271億19百万円	14.8%
②	港	1,917億42百万円	12.5%
③	中 央	1,222億53百万円	8.0%
④	新 宿	1,060億51百万円	6.9%
⑤	渋 谷	922億19百万円	6.0%
⑥	世田谷	840億50百万円	5.5%

サ 事業所税 収入額 1,109億21百万円

事業所税の課税事務のブロック化により、千代田、中央、港、新宿の4ブロック所で99.9%を占める。

○事業所税の所別収入額上位4所

①	港	325億56百万円	29.4%
②	千代田	296億31百万円	26.7%
③	新 宿	247億47百万円	22.3%
④	中 央	239億12百万円	21.6%

令和元年度 都 税

区 分		令和元年度 決 算 額	比 較	
			対令和元年度 補正後予算額	増(△)減率
都 税		5,631,801	13,475	0.2
内 訳	都 民 税	1,938,435	8,706	0.5
	個 人	958,853	3,650	0.4
	法 人	972,580	5,334	0.6
	利 子 割	7,002	△ 278	△ 3.8
	事 業 税	1,261,202	2,623	0.2
	個 人	53,691	△ 183	△ 0.3
	法 人	1,207,510	2,806	0.2
	繰入地方消費税	528,588	2,062	0.4
	不動産取得税	82,433	875	1.1
	都たばこ税	16,196	299	1.9
	ゴルフ場利用税	630	△ 1	△ 0.2
	自動車取得税	9,266	4	0.0
	軽油引取税	39,251	△ 14	△ 0.0
	自動車税	108,229	△ 121	△ 0.1
	自動車税	102,537	△ 18	△ 0.0
	環境性能割	4,786	△ 90	△ 1.9
	種別割	906	△ 13	△ 1.4
	鉦 区 税	2	△ 0	△ 0.1
	固定資産税	1,285,240	△ 1,104	△ 0.1
	特別土地保有税	—	△ 10	皆減
	狩 猟 税	4	△ 0	△ 0.8
	事業所税	110,921	507	0.5
	都市計画税	248,697	△ 210	△ 0.1
	宿 泊 税	2,708	△ 141	△ 4.9
	旧法による税	—	△ 0	皆減
	自動車取得税	—	△ 0	皆減
参 考	法 人 二 税	2,180,090	8,140	0.4
	そ の 他 税	3,451,711	5,335	0.2

- (注) 1 「—」は、皆無又は該当計数なし、「0」「△0」は、表示単位(百万円)未満に
2 増減率については、千円単位で計算している。
3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあ

決 算 額

(単位：百万円・%)

増 (△) 減		参 考	
対 平 成 30 年 度 決 算 額	増(△)減率	令 和 元 年 度 補 正 後 予 算 額	平 成 30 年 度 決 算 額
185,444	3.4	5,618,326	5,446,357
45,037	2.4	1,929,728	1,893,397
29,067	3.1	955,203	929,786
18,587	1.9	967,246	953,993
△ 2,616	△ 27.2	7,280	9,619
117,722	10.3	1,258,578	1,143,480
870	1.6	53,874	52,821
116,852	10.7	1,204,704	1,090,658
△ 23,684	△ 4.3	526,526	552,271
△ 1,350	△ 1.6	81,558	83,782
△ 21	△ 0.1	15,897	16,217
△ 2	△ 0.3	632	632
△ 8,865	△ 48.9	9,262	18,131
△ 862	△ 2.1	39,265	40,113
3,322	3.2	108,350	104,908
△ 2,371	△ 2.3	102,554	104,908
4,786	皆増	4,877	—
906	皆増	919	—
—	0.0	2	2
42,496	3.4	1,286,344	1,242,744
—	—	10	—
△ 0	△ 0.8	4	4
3,441	3.2	110,414	107,480
8,169	3.4	248,907	240,528
41	1.5	2,848	2,667
—	—	0	—
—	—	0	—
135,439	6.6	2,171,950	2,044,651
50,005	1.5	3,446,376	3,401,706

計数あり

る。

令和元年度 事務所

税目 所名	合計	個人都民税	法人二税	不動産取得税	自動車取得税 (普通税)
千代田	798,054	11,814	517,878	4,096	0
中央	677,721	77,476	407,024	7,204	0
港	861,566	53,089	550,570	8,544	0
新宿	365,272	29,761	192,862	4,233	0
文京	54,656	22,384	85	1,658	0
台東	125,534	13,016	71,411	3,124	0
墨田	43,979	15,470	84	1,509	0
江東	111,872	33,233	129	2,743	0
品川	219,989	31,626	116,174	4,666	0
目黒	65,509	29,917	175	2,278	0
大田	127,724	48,204	242	4,251	0
世田谷	169,819	80,901	273	4,182	0
渋谷	320,321	33,677	180,524	5,596	0
中野	49,683	21,670	94	1,821	0
杉並	89,338	42,228	167	2,212	0
豊島	123,889	20,153	56,250	2,917	0
北	45,640	18,513	67	1,468	0
荒川	62,536	10,895	32,098	895	0
板橋	71,620	29,221	130	1,732	0
練馬	96,250	42,178	117	2,343	0
足立	79,316	29,811	127	2,055	0
葛飾	50,805	20,981	78	1,228	0
江戸川	81,345	33,266	145	1,792	0
計	4,692,436	749,483	2,126,705	72,547	0
八王子	111,003	79,294	22,236	4,365	0
立川	174,872	129,099	30,796	5,442	0
計	285,875	208,393	53,033	9,807	0
大島	573	430	86	16	0
三宅	140	114	20	2	0
八丈	345	250	67	13	0
小笠原	225	184	35	3	0
計	1,284	977	207	34	0
都税総合	113,113	0	0	0	9,266
本庁	539,093	0	145	45	0
合計	5,631,801	958,853	2,180,090	82,433	9,266

(注) 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

別 都 税 収 入 状 況

(単位：百万円)

環境性能割	軽油引取税 (普通税)	自動車税 (種別割を含む。)	固定資産税 都市計画税	事業所税	その他の税	
0	0	23	227,119	29,631	7,495	千
0	27,779	44	122,253	23,912	12,028	中
0	5,291	95	191,742	32,556	19,678	港
0	1,639	66	106,051	24,747	5,913	新
0	0	29	30,458	1	40	文
0	0	38	35,387	15	2,543	台
0	0	62	26,822	2	30	墨
0	2,849	117	72,757	2	42	江
0	0	70	63,735	1	3,717	品
0	0	72	33,011	2	55	目
0	0	181	74,772	1	73	大
0	0	253	84,050	5	155	世
0	0	76	92,219	18	8,211	洪
0	0	61	26,001	0	36	野
0	0	106	44,548	5	72	杉
0	0	55	39,148	5	5,361	豊
0	0	64	25,497	0	32	北
0	0	47	15,386	1	3,214	荒
0	0	151	40,332	1	53	板
0	0	216	51,303	7	86	練
0	0	327	46,902	1	93	足
0	0	175	28,293	2	48	葛
0	0	268	45,803	3	67	戸
0	37,559	2,594	1,523,589	110,918	69,041	計
0	0	931	14	0	4,163	八
0	1,661	847	42	0	6,985	立
0	1,661	1,778	56	0	11,147	計
0	24	4	0	0	14	大
0	0	2	0	0	2	三
0	7	2	0	0	8	八
0	0	0	0	0	3	笠
0	30	8	0	0	27	計
4,786	0	99,061	0	0	0	総合
0	0	2	10,292	3	528,606	本庁
4,786	39,251	103,443	1,533,937	110,921	608,822	合計

第4章

主な取組

第1節	地方税財源の拡充に向けた対応	95
第2節	防災まちづくり推進に向けた税制支援	96
第3節	子育て支援に向けた税制支援	98
第4節	＜東京版＞環境減税	100
第5節	不正軽油防止	101
第6節	電子申告・電子申請	102
第7節	固定資産G I Sの整備	104
第8節	創意工夫した滞納整理	105
第9節	個人都民税の徴収率向上	108
第10節	多様な納付方法	109
第11節	地方自治体全体の人材育成への寄与	114
第12節	主税局ビジョン2030	116
第13節	新型コロナウイルス感染症への対応	117

第4章 主な取組

第1節 地方税財源の拡充に向けた対応

1 地方税制をめぐる動き

(1) 地方法人課税の不合理な見直し

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元された。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、消費税率10%段階でその規模が拡大され、併せて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設された。

こうした中、令和元年度税制改正において、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、暫定措置の廃止により復元される法人事業税の一部を再び国税化（特別法人事業税）し、地方交付税の不交付団体に譲与制限を設けた上で、都道府県に配分（特別法人事業譲与税）する新たな措置が講じられた。

(2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直し

地方法人課税の分割基準は、法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の分割基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

2 今後の取組

地方が地域の実情に応じて主体的に行財政運営を行うには、国から地方へ権限を移譲するとともに、それを支える財源の確保が必要である。その実現に向け、限られた財源の奪い合いではなく、地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築を推進すべきである。

また、地方法人課税の分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

今後とも、本質的な課題の解決に向けた改革を推進するとともに、総体としての地方税財源を拡充するよう、国に強く働きかけていく。

（税制部税制課）

第2節 防災まちづくり推進に向けた税制支援

1 不燃化特区支援税制（固定資産税・都市計画税の減免）

(1) 目的

東京都では、地震発生時における大規模な市街地火災の発生や都市機能の低下を防ぐため、木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている地区を不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）に指定し、区と連携して不燃化促進に取り組んでいる。不燃化特区に対する特別の支援の一つとして、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を税制面から支援することにより、「木密地域不燃化10年プロジェクト」が目指す「燃え広がらない・燃えないまち」を実現することを目的とする。

(2) 減免税目

固定資産税及び都市計画税

(3) 減免対象

ア 不燃化住宅減免

不燃化特区内において、非耐火建築物から耐火・準耐火建築物への建替えを行った住宅で、一定の要件を満たすもの

イ 老朽住宅除却土地減免

不燃化特区内において、区が防災上危険であると認定した老朽家屋を除却し、防災上有効な空き地として、所有者等により適正に管理されていると区が認定した土地で、一定の要件を満たすもの

(4) 減免される期間と減免税額

	減免される期間	減免税額
不燃化住宅 減免	新たに課税される年度から 5年度分	全額減免（減免対象となる戸数は 建替え前の家屋により異なる。）
老朽住宅 除却土地減免	老朽家屋を除却した翌年度から 最長5年度分	税額の8割を減免

(5) これまでの実績と今後の取組

令和2年4月1日現在、19区53地区が不燃化特区の指定地区となっている。

令和2年度6月時点の実績は、不燃化住宅減免の件数が2,640件、減免税額は約3億2,412万円である。また、老朽住宅除却土地減免の件数が139件、減免税額は約2,348万円である。

主税局では、これまで不燃化促進の啓発活動と併せて減免制度の周知を図ってきた。具体的には、あなたと都税、公共交通機関におけるポスター設置など都の広報媒体の活用をはじめ、23区における区報掲載や区の不燃化担当課への広報協力依頼、東京商工会議所へのチラシの配布依頼、不燃化特区の住民説明会等での制度説明を行った。

今後、減免の手続きがより一層円滑に進むよう、関係局や区と十分に連携を図っていく。

2 耐震化促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）

(1) 目的

23区内において、旧耐震基準に基づき建築された家屋の「建替え」及び「耐震改修」を税制面から支援することにより、災害に強い東京を実現することを目的とする。

(2) 減免税目

固定資産税及び都市計画税

(3) 減免対象

ア 建替え

昭和57年1月1日以前から所在する家屋を滅失し、当該家屋に代えて、平成21年1月2日から令和3年3月31日までの間に新築された住宅で一定の要件を満たすもの

イ 耐震改修

昭和57年1月1日以前から所在する家屋で平成20年1月2日から令和3年3月31日までの間に一定の耐震改修が完了した住宅

(4) 減免される期間と減免税額

	新築日・改修完了日	減免される期間	減免税額
建替え	平成21年1月2日～ 令和3年3月31日	新たに課税される 年度から3年度分	全額減免（減免対象となる戸数は 建替え前の家屋により異なる。）
耐震 改修	平成20年1月2日～ 平成21年12月31日	改修の翌年度から 3年度分	1戸当たり120㎡の床面積相当分 までの税額（耐震改修減額適用後 の税額）の全額を減免 （1月1日改修完了の場合は、そ の年度分から減免）
	平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	改修の翌年度から 2年度分	
	平成25年1月1日～ 令和3年3月31日	改修の翌年度分（※）	

※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分

(5) これまでの実績と今後の取組

令和2年度における6月時点の実績は、建替減免の件数が9,250件、減免税額は約12億9,728万円である。また、耐震改修減免の件数が1,211件、減免税額は約3,659万円である。

これまで耐震化促進の啓発活動と併せて減免制度の周知を図ってきた。具体的には、広報東京都など都の広報媒体の活用をはじめ、23区における区報掲載や区建築指導担当課への広報協力依頼、防災展や総合防災訓練会場でのPRブースの設置、東京税理士会等へのチラシの配布依頼を行った。

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、都においても防災対策の更なる強化が求められている。今後も、関係局と連携しながら、上述のような活動を継続するとともに、住宅の耐震化の一層の推進に向けて、積極的に取り組んでいく。

（資産税部計画課）

第3節 子育て支援に向けた税制支援

都においては、喫緊の課題である待機児童問題の解決のため、平成28年9月に待機児童解消に向けた緊急対策を取りまとめるとともに、多様な保育サービスの整備を進めているところであり、こうした取組を税制面から支援する都独自の減免措置を以下のとおり講じている。

1 認証保育所に対する減免（不動産取得税、固定資産税・都市計画税、事業所税）

(1) 目的

東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進に資することを目的として、平成13年度に創設した。

(2) 減免税目

不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税

(3) 減免対象

ア 不動産取得税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する不動産の取得（認証保育所を設置しようとする者が取得する場合に限る。）

イ 固定資産税及び都市計画税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する固定資産（有料で借り受けた者が認証保育所として使用する場合を除く。）

ウ 事業所税

認証を受けた設置者が直接認証保育所の用に供する施設

(4) 減免税額

全額減免

(5) これまでの実績と今後の取組

令和2年度における6月時点の実績で、固定資産税・都市計画税は、土地の件数が615件、減免税額が約1,677万円、家屋の件数が613件、減免税額が約1,229万円、償却資産の件数が178件、減免税額が約2,860万円である。

また、令和2年3月時点（令和元年度実績）で、不動産取得税は、家屋の件数が1件、減免税額が約92万円であり、事業所税は、件数が37件、減免税額が約4,722万円である。

今後も、東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援するため、事業所管局である福祉保健局のホームページに都税の減免について案内チラシを掲載し、認証保育所の設置を検討する事業者に対して制度周知を行うとともに、主税局ホームページ等でも積極的に広報を行っていく。

（課税部法人課税指導課・資産税部計画課）

2 民有地を活用した保育所等整備促進税制（固定資産税・都市計画税の減免）

(1) 目的

待機児童の解消に向けて、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援することを目的とする。

(2) 減免税目

固定資産税及び都市計画税

(3) 減免対象

次の要件をいずれも満たす土地

ア 以下のいずれかの用途に供されていること。

(ア) 認可保育所

(イ) 認定こども園（幼保連携型・保育所型・地方裁量型）

(ウ) 認証保育所

(エ) 小規模保育事業所

(オ) 事業所内保育事業所（利用定員 6 人以上）

※ 上記(ア)から(オ)までに掲げる施設を以下「保育所等」という。

イ 保育所等の設置者に有料で貸し付けられていること。

（所有者が設置者に直接貸し付けている場合に限る。）

ウ 平成 28 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、以下の(ア)及び(イ)がいずれも行われたこと。

(ア) 当該土地に係る賃貸借契約を新たに締結

(イ) 上記(ア)の契約締結後、保育所等を新規開設

(4) 減免される期間と減免税額

減免される期間	減免税額
保育所等の新規開設日の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 5 年度分	全額減免（ただし、保育所等の用に供されている部分に係る税額に限る。）

(5) これまでの実績と今後の取組

令和 2 年度における 6 月時点の実績は、減免件数が 561 件、減免税額が約 3 億 8,103 万円である。

今後も主税局ホームページやチラシ等の活用により、納税者に向けて広く本減免措置を周知していく予定である。

また、保育事業者を通じた周知を依頼するなど、関係部門との連携も図りつつ、土地所有者に対する広報を徹底していく。

（資産税部計画課）

第4節 <東京版>環境減税

1 中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）

省エネ促進税制は、地球温暖化対策の一環として中小企業者が行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、個人の事業税及び法人の事業税の減免を行う制度であり、平成21年3月に創設したものである。

減免の対象は、事業所等（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する地球温暖化対策報告書等が提出されている事業所等に限る。）において、環境局が指定した設備を取得した中小企業者であり、原則として、当該設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1の額を当該事業年度の事業税額（個人の事業税にあつては、設備を取得した年の翌年度に課税される事業税額）から減免する。ただし、減免額は当期の事業税額の2分の1を限度とし、減免しきれなかった額は翌年度又は翌事業年度等の事業税額から減免することができる。

この減免は、法人の事業税については平成22年3月31日から令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度、個人の事業税については平成22年1月1日から令和7年12月31日までの間に、それぞれ対象設備を取得した場合に適用される。

これまで、環境局・産業労働局合同のチラシの配布のほか、東京都ホームページや広報誌への掲載、関係団体等への説明会の実施など、積極的な周知活動を行ってきたが、今後も、環境局等の関係局や関係団体と連携し、更なる周知活動に取り組んでいく。

（課税部課税指導課・法人課税指導課）

2 次世代自動車の導入促進税制（自動車税種別割の課税免除）

次世代自動車の導入促進税制は、地球温暖化対策の一環として、環境負荷の小さい次世代自動車の取得や保有を税制面から支援するため、自動車税種別割の免除を行う制度であり、平成21年度に導入されたものである。

免除の対象は、平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた水を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車であり、初回新規登録を受けた年度及び翌年度からの5年度分を課税免除とする。

なお、自動車税環境性能割については、地方税法の規定により新車・中古車を問わず非課税としている。

（課税部計画課）

第5節 不正軽油防止

1 概要

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を混ぜ合わせたものであり、その製造・販売は軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為である。

東京都では、平成12年9月から「不正軽油撲滅作戦」を展開した結果、作戦当初14.3%あった混和検出率が大幅に低下し、平成18年度以降は1%未満で推移している。

2 令和元年度の実績

(1) 不正軽油の混和検出率

路上や高速道路パーキングエリア、工事現場等において車両・重機等から合計3,719本の軽油抜取調査を実施した結果、混和検出率は、都内ナンバーの車両では0.1%と低水準を維持した。他県ナンバーの車両を含めた車両全体では0.2%、車両・重機全体においても0.2%となった。

(2) 不正軽油防止のPR活動

東京都は、軽油を販売・使用する民間4団体（東京都石油商業組合、（一社）東京建設業協会、（一社）東京都トラック協会、（一社）東京バス協会）とともに構成する「東京都不正軽油撲滅推進協議会」と連携し、不正軽油の流通抑止や情報を受け付けるための「不正軽油110番」を周知するため、各種PRを実施した。

強化月間（10月）には、ラジオCMの放送、PRグッズの作成・配布、都内路線バスへのPRポスターの掲出、山手線新型車両車内デジタルサイネージ広告、サービスエリア等近隣県合同採油におけるPR、ガソリンスタンドで使用するレシート裏面のPR広告などを実施した。

(3) 他自治体及び庁内等との連携

不正軽油は、自治体の枠を超えて広域・複雑化するケースも多いため、全国自治体と積極的な広域連携を図っている。また、庁内各局、民間団体、都民等とも連携し、幅広い取組を展開している。

ア 他自治体等との連携

- ・「関東広域案件連絡調整会議」開催（令和元年8月）
- ・関東甲信越10都県一斉路上軽油抜取調査（令和元年6月）
- ・近県と合同での高速道路パーキングエリア軽油抜取調査（8回）

イ 庁内連携

- ・各局発注の工事現場における軽油抜取調査（随時）

ウ 民間団体との連携

- ・「東京都不正軽油撲滅推進協議会」開催（令和元年5月）

エ 都民等との連携

- ・不正軽油の流通に関する情報を受け付ける「不正軽油110番（0120-231-793）」の設置
(課税部課税指導課)

第6節 電子申告・電子申請

1 e L T A Xを利用した電子申告・電子申請

平成15年8月に地方自治体が中心となって「地方税電子化協議会（現 地方税共同機構）」を組織し、地方税ポータルシステム（e L T A X）を共同開発した。

また、都においては、平成17年8月に、このシステムを利用して電子申告を本格導入し、インターネットを利用して電子データで申告することを可能とした。

（税制部システム管理課）

(1) 法人都民税及び法人事業税並びに事業所税

法人都民税・法人事業税については、平成17年8月に電子申告、平成20年9月に電子申請・届出の受付を開始した。利用の状況は、令和2年4月末日現在の利用届出累計が646,905件、令和元年度申告が550,109件、令和元年度申請・届出が115,178件である。

事業所税については、平成20年9月に電子申告、電子申請・届出の受付を開始した。利用の状況は、令和2年4月末日現在の利用届出累計が33,362件、令和元年度申告が6,770件、令和元年度申請・届出が437件である。

平成30年度税制改正において、令和2年4月1日以後開始事業年度から、大法人（事業年度開始時点で資本金が1億円超の法人等）が行う法人都民税・法人事業税の申告は、電子的な提出（e L T A X）が義務化された。平成30年度は、東京国税局と管内一都三県が連携し、義務化対象法人に対して共同説明会を開催するなどの取組を行った。令和元年度は、義務化対象の全法人に対して文書送付を行うとともに、大規模法人に向けて電話勧奨を行った。

また、令和元年10月から新たに地方税共通納税システムが稼働し、平成21年4月に開始した電子納税の更なる普及も見込まれる。

これまで、電子申告の普及促進に向けた取組として、関係団体への説明会の実施、ポスター・リーフレットの配布、東京都ホームページでのP R、関係団体が発行する会報でのP R等を行ってきたところであるが、納税者からの電子申告への関心は一層高まることが想定される。今後も引き続き、利用率拡大に向けて積極的な広報活動に取り組むとともに、e - T a x（イータックス）を運用する国税や近隣自治体とも連携し、一層効果的な広報活動を展開していく。

（課税部法人課税指導課）

(2) 固定資産税（償却資産）

固定資産税（償却資産）については、平成18年1月に電子申告の受付を開始した。利用の状況は、令和2年4月末日現在の利用届出累計が285,973件、令和元年度申告が149,260件である。

電子申告の普及促進に向けては、関係団体等に対し法人都民税及び法人事業税並びに事業所税と同様の取組を行っており、今後も引き続き利用者拡大のためのP Rに取り組んでいく。

（資産税部固定資産評価課）

2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

自動車を保有するためには、多くの手続（検査登録、自動車税環境性能割・自動車税種別割の申告、税・手数料の納付等）が必要となる。これらの手続をオンライン申請で一括して行うことを可能にしたのが「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」である。

都においては、平成16年6月に設立された「OSS都道府県税協議会」に参加し、平成17年12月にこのシステムの利用を開始した。これにより、各行政機関の窓口に出向くことなくインターネットを利用して電子データで申請することを可能とした。さらに、平成29年4月には対象手続を拡大している。令和元年度のOSSを利用した初回新規登録の申請件数は、141,908件である。

なお、平成31年4月1日に「OSS都道府県税協議会」は解散し、「地方税共同機構」に業務等が継承された。

今後も、利用者拡大のための広報活動に積極的に取り組んでいく。

（課税部計画課）

第7節 固定資産G I Sの整備

1 概要

固定資産G I Sとは、土地・家屋課税台帳の情報や、デジタル化された地図データを重ね合わせて表示し、評価計算や検証に利用する「地理情報システム」のことである。

主税局では、これまで紙で管理していた筆界を表す図面の電子化を行うとともに、土地の固定資産評価事務に利用する固定資産G I Sを構築する（以下、電子化により整備した図面を「地番現況図」という。）。

固定資産G I S導入後は、これまでの紙図面・手作業による事務から、システムを活用した効率的かつ効果的な事務に移行することとなる。

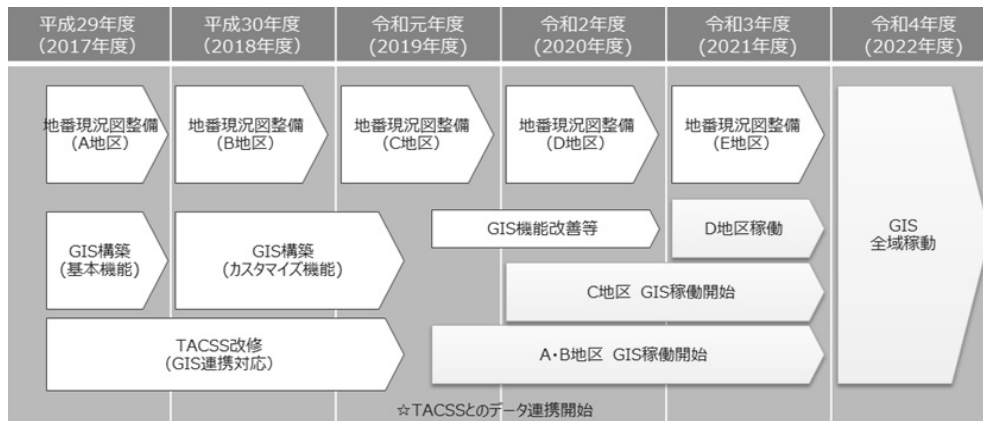
2 導入目的

- (1) 適正公平な評価・課税をさらに推進し、納税者の信頼を確保する。
- (2) 迅速かつ分かりやすくて確かな資料を用いた納税者説明を実現する。
- (3) 業務を効率化し、現地調査、評価・課税判断業務及び納税者対応等の、本来職員が注力すべき業務へマンパワーをシフトしていく。

3 スケジュール

約300万筆の地番現況図のデータ整備を行う必要があるため、23区全域を5つの地区に分けて、平成29年度後半から約5年間かけて構築を行う。

なお、先行地区については、令和元年度から固定資産G I Sの稼働を開始し、令和4年度から区部の全事務所において稼働する予定である。



A地区＝千代田 B地区＝中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒 C地区＝大田、世田谷、渋谷、中野 D地区＝杉並、豊島、北、荒川、練馬 E地区＝板橋、足立、葛飾、江戸川

4 地番現況図の庁内利活用

整備したデータは大規模災害発生時における迅速な復興に資するよう関係部署での横断的活用を推進する。

(資産税部固定資産評価課)

第8節 創意工夫した滞納整理

1 きめ細かな滞納整理の実施

滞納整理とは、税金が納期限までに全額納付されない場合に行う、一連の徴収手続のことである。滞納が発生すると督促状を発付し、それでも納付がない場合、法律に基づき滞納処分を執行する。滞納処分とは、財産の差押え、公売・取立て、税への充当という手続の総称である。

東京都では、文書・電話・臨戸による催告を行うとともに、丁寧な納税相談や財産調査により個々の納税者の実情を十分に把握し、必要に応じて猶予制度を案内する等の確に対応している。また、納税の誠意が見られない場合には、速やかに滞納処分を行っている。現在、差押えを実施している財産は、預金・給与などの債権が中心である。

納税者の個々の状況に応じた滞納整理を実施することで、高い徴収率の維持に努めている。

都税の滞納整理における直近5か年の差押件数 (単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
債権	14,261	14,219	12,996	13,103	12,447
不動産	2,620	2,292	2,542	2,785	2,541
その他	5,732	6,047	5,158	5,670	6,044
合計	22,613	22,558	20,696	21,558	21,032

2 新たな滞納整理手法の導入と効果的な取組の実施

東京都では、滞納整理の手法の一つとして、差押財産が自動車である場合、「タイヤロック」や「ミラーズロック」を活用している。タイヤロックとは、タイヤロック装置を自動車の車輪に取り付けることで、物理的に運行不可とする措置のことである。平成17年度に導入し、今日に至るまで積極的に活用してきた。

さらに、平成23年度から「ミラーズロック」を導入した。ミラーズロックは、ビニールテープを使用し、「運行を禁ずる旨」を示したマグネットを自動車の運転席側のドアに貼り付けて掲示するものであり、タイヤロックよりも軽量かつ装着が簡単であるため、タイヤロックの装着が物理的に困難である車体や立体駐車場での装着が可能となった。今後も引き続き、タイヤロック、ミラーズロック等創意工夫した取組により、積極的な滞納整理を進めていく。

令和元年度からは、文書・電話・臨戸による催告に加え、ショートメッセージサービス（SMS）を活用した納税催告を導入し、日中は仕事等で電話に出ることが難しい納税者や、臨戸しても不在の納税者に対する連絡手段を拡充した。

(徴収部徴収指導課)

3 多角的公売方法の活用

(1) インターネット公売

平成16年7月から、東京都が全国の自治体に先駆けて開始したインターネット公売は、現在では全国の多くの自治体で実施しており、新たな公売の手法として定着している。

令和元年度は計16回実施され、東京都からは、動産と自動車を対象としたせり売り方式を

7回、不動産を対象とした入札方式を5回、合計12回出品している。この公売は、搜索の日常化による動産・自動車の差押えに連動した公売の一手法として、効果を上げている。

(徴収部機動整理課)

(2) 期日等公売

ア 合同不動産等公売

平成2年度に、各都税事務所が単独で実施していた不動産公売について、対象不動産の確保や公売市場の拡大等を図り換価を促進するため、ブロック別公売を実施した。

平成11年度以降は、さらにスケールメリットを活かすため、全都税事務所が合同で公売を実施し、平成15年度からは都内区市町村が加わり、「都・区市町村合同不動産等公売」を実施している。また、平成29年度から郵送によって入札書を受け付ける期間入札を実施している。これらの取組は、公売物件数が増加し売却率が向上するなど、滞納整理促進に大きく寄与している。

イ 換価執行決定制度の活用による公売

平成30年度より参加差押えをした執行機関が差押えをした執行機関に対して、催告してもなお、換価がされない場合には、差押えをした執行機関の同意を得ることで参加差押執行機関が換価することができることとなった。換価執行決定制度を活用し、参加差押執行機関であるがために停滞していた事案を換価(公売)することで、解消することが可能となった。今後は、積極的に活用を図っていく。

ウ 国又は他の地方団体との条件付公売

土地とその上に建つ家屋について、差押えをした執行機関が異なる場合に、双方が単独で公売を実施すると、各々の買受人は土地・建物について完全所有権を得られないため、高価な公売は期待できない。

そのため、東京都と国又は他の地方団体とにおいて、双方で協議して合同で条件付公売を実施することとしている。このことにより、単独公売の欠点を解消し、かつ早期換価が可能となることから、今後も積極的に活用を図っていく。

(徴収部徴収指導課)

4 債権回収への支援

(1) 背景及び目的

主税局では、平成16年度から19年度にかけて滞納整理の豊富なノウハウを活用し、各局と連携して使用料等の滞納債権を回収する事業を実施した。

平成20年度からは、財務局を中心に債権を所管する各局において東京都債権管理条例に基づく適正な管理を行い、公正かつ円滑な行財政運営を推進している。主税局では、財務局に協力し、全庁的な債権管理及び回収に関する各局への実務支援を実施している。

(2) 事業内容

主税局は、東京都債権管理条例で規定された私債権の放棄に当たり、事前の相談対応やヒアリングに加え、同条例施行規則に基づき協議に関与する。

また、財務局が所管する東京都債権管理調整会議について、主税局も幹事局として参加し、開催に協力するほか、全庁的な標準マニュアルである東京都債権管理マニュアルの管理及び改訂を財務局とともに行う。

さらに、各局からの滞納整理に関する手続や個別事案の相談に応じ、各局の職員に対して研修を実施するなど、主税局のノウハウの活用を図っている。

令和元年度は、警察大学校において、「放置違反金滞納処分の実務と未収金対策について」というテーマで研修を行った。

(徴収部徴収指導課)

第9節 個人都民税の徴収率向上

1 個人都民税をめぐる動き

個人都民税は、都内の区市町村が、個人区市町村民税と併せて賦課徴収しているが、都が賦課徴収している他の都税（一般分）と比較して、徴収率は低い水準のまま推移してきた。このため、都は個人都民税の徴収率向上を目的として、平成16年度に個人都民税対策室（組織名称変更に伴い、現在は個人都民税対策課）を設置した。平成19年には、所得税から住民税への税源移譲により、都税に占めるウェイトが高まっており、重要な税目のひとつとなっている。

2 個人都民税の徴収率向上に向けて

個人都民税対策課では、人材育成、業務連携、協働行動を柱として、都と区市町村が連携した取組を推進している。

(1) 人材育成

「第11節 地方自治体全体の人材育成への寄与」にて後述する。

(2) 業務連携

地方税法第48条に基づき、整理困難事案を区市町村から引き継ぎ、直接徴収を行っている。なお、平成28年度税制改正を受けて、現年課税分のみの事案の引受けを開始し、課としての引受体制の強化を図っている。

その他、都職員を区市町村職員の身分に併任し、当該自治体の職員とともに滞納整理の水準向上を図る「都職員派遣」、都職員が区市町村を巡回し、各自治体が抱える課題の解決に向けた事案等の相談会を実施する「巡回相談」を展開している。

(3) 協働行動

都と区市町村合同の不動産等公売、区市町村間の情報共有や職員同士の交流の場として徴収研究会、収納実務担当者会議、課税（特別徴収）実務担当者会議及び島しょ地域税務担当者会議を開催している。また、12月のオール東京滞納STOP強化月間において都と区市町村が連携して広報や徴収対策等を実施している。

今後も、都と区市町村が密接に連携して実施する取組を通じ、個人都民税の徴収率向上に寄与していく。

（徴収部個人都民税対策課）

第10節 多様な納付方法

1 納付方法の多様化に向けた取組

主税局では、納税者の利便性の向上を図るため、金融機関等における窓口収納に加え、多様な納付方法を順次導入してきた。近年、税務行政のデジタル化の流れの中、キャッシュレス納税の推進など、さらなる納税環境の利便性向上が求められている。

令和元年度に策定された『「未来の東京」戦略ビジョン』において、都庁のデジタルガバメントの推進が掲げられており、その中で2018年において38%である都税のキャッシュレス納税比率を、2030年までに70%に引き上げることを目標としている。「主税局ビジョン2030」では、段階的に収納チャネルを拡大し、キャッシュレス納税比率を2025年に55%、2030年に70%まで引き上げることが示されている。

これを受けて、令和2年6月に、新たにスマートフォン決済アプリ収納を導入し、キャッシュレス納税手段を拡大した。今後も、多様なキャッシュレス納税の環境整備に向けた検討を進めて、キャッシュレス納税比率を高めると共に、納税者の利便性向上につなげていく。

(徴収部徴収指導課)

2 口座振替納税制度

(1) 沿革

口座振替の方法は、従来から電気・電話料金などの公共料金の支払に広く取り入れられているが、納税者の利便性の向上と自主納税の一層の推進を図る趣旨から、税金の合理的納付方法の一手段として取り入れられたものが口座振替納税制度である。

口座振替納税制度は、昭和40年から国税で採用され（申告所得税と税務署で所管している法人税申告分）、都では昭和41年度から固定資産税・都市計画税と個人事業税について取り入れられた。

当初は納税貯蓄組合員だけが対象であったが、昭和46年1月からは一般の納税者も利用可能となった。

(2) 制度のあらまし

口座振替納税とは、納税者からの申込みに基づき、金融機関等が納税者の指定する預金口座から納期限ごとに都の預金口座に振り替えることにより納税する方法である。

ア 取扱金融機関等

口座振替納税を取り扱う金融機関は、都の公金取扱金融機関に指定されている日本国内の全店舗である。また、平成8年3月から全国の郵便局においても口座振替の取扱いを行っている。

なお、預金口座は、普通預金・当座預金・納税貯蓄組合預金・納税準備預金のいずれも利用できる。

イ 事務処理の概要

- (ア) 納税者は、複写式の「都税口座振替（自動払込）依頼書」を金融機関等に提出、もしくはハガキ式の「都税口座振替（自動払込）依頼書」又は主税局のホームページからダウンロードできる「都税口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（ダウンロード専用）」を都に提出することにより、口座振替による納付を申し込むことができる。

また、平成 31 年 4 月から、インターネットを利用して口座振替の申込みができる「都税 Web 口座振替申込受付サービス」を開始した。これにより、申込みから口座引落としまでの期間を 50 日から 20 日程度に短縮し、振替を希望する月の 10 日までの申込みで当月分から振替可能とするなど、納税者の利便性の向上を図っている。

- (イ) 都は、金融機関等に振替請求データ等を送付する。金融機関等は、都から送付された振替請求データ等により納税者があらかじめ指定した預貯金口座から税額分を都の預金口座に振り替えた後、当該振替請求データ等を都に返却する。
 - (ウ) 都は、振替済分について納税者から申出のあったものについては、「振替済確認書」を発行する。
 - (エ) 振替日は、納期ごとにその納期限の日となっている。ただし、納税者から固定資産税・都市計画税を全期分前納する旨の申出があったものについては、第 1 期の納期限の日により振り替える。
- (3) 利用状況

口座振替納税制度の令和 2 年 3 月末現在における利用者は、1,563,945 人であり、全対象者に対する利用率は 46.7% となっている。

都における口座振替納税制度利用状況

(単位：人・%)

区 分		個人事業税	固定資産税 都市計画税	合 計
29 年度	対 象 者 数	184,179	3,102,527	3,286,706
	利 用 者 数	129,244	1,433,284	1,562,528
	利 用 率	70.2	46.2	47.5
30 年度	対 象 者 数	187,413	3,132,791	3,320,204
	利 用 者 数	132,668	1,440,964	1,573,632
	利 用 率	70.8	46.0	47.4
元 年度	対 象 者 数	189,579	3,157,998	3,347,577
	利 用 者 数	133,459	1,430,486	1,563,945
	利 用 率	70.4	45.3	46.7

(徴収部納税推進課)

3 コンビニエンスストア収納

(1) 導入

納税者から従前より、「曜日や時間を問わず納税できるようにしてほしい。」という要望が多く寄せられていた。このような背景の中、平成 15 年度の税制改正により、地方自治法施行令第 158 条の 2 の規定が新設され、金融機関以外の私人に地方税の収納を委託することが可能となった。これを受け都は、納税機会を拡大し納税者サービスの向上を図るため、平成 16 年 4 月から自動車税を対象にコンビニエンスストアでの収納を開始した。

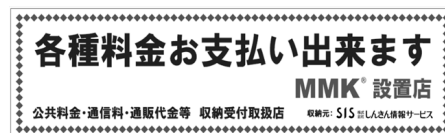
平成18年4月からは、利用できる税目を増やしてほしいという要望に応え、取扱税目を拡大した。具体的には、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税及び不動産取得税を対象税目に追加したほか、督促状、催告書及び端末発行用納付書については、全ての税目をコンビニエンスストア収納の対象とした。

(2) 収納を行うコンビニエンスストア

令和2年4月現在、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店*（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）の14チェーンの全国の店舗で納付することができる。

なお、これらのコンビニエンスストアの収納金等は、収納代行会社に取りまとめを行っている。

*「MMK設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表す。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー（下図）が店頭に表示されている。



(3) コンビニエンスストア収納の仕組み

店舗で納税する際に、納付書に付したバーコードを読み取ることにより、納付する。収納金はコンビニエンスストア本部等を通じて東京都に払い込まれる。

4 マルチペイメントネットワーク収納（インターネットバンキング・モバイルバンキング・ＡＴＭ）

(1) マルチペイメントネットワーク収納

TACSの全面稼働により、平成18年4月からコンビニエンスストアの納付拡大と併せて、自動車税種別割や固定資産税等を対象に、マルチペイメントネットワークを活用して金融機関等のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びＡＴＭを利用して納めることができるペイジー（Pay-easy）収納サービスを開始した。

(2) マルチペイメントネットワーク

マルチペイメントネットワークは、東京都等の収納機関と金融機関等を結ぶネットワークであり、利用者・収納機関・金融機関等の間に発生する公共料金、税金等の公金収納事務についてＩＣＴを活用して共通化、標準化するための仕組みとして、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供している。

(3) ペイジー

ペイジーとは、マルチペイメントネットワークを活用して金融機関等のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びＡＴＭを利用して納めることができる収納サービスの総称である。ペイジーで納付可能な納付書やペイジーで収納可能なＡＴＭには、目印として「ペイジーマーク」が表示されている。



都税でペイジー納付の対象となる税目は、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税、不動産取得税及び鉦区税であり、他の税目についても、督促状や催告書、T A C S S 端末発行納付書はペイジー納付が可能である。

5 自動車保有関係手続のワンストップサービス（O S S）による収納

(1) O S S の開始

平成17年12月から、自動車を保有する際の申請手続と税金・手数料の納付を全てオンラインで一括して行うことができるO S S が稼働した。

また、O S S と関連して、平成27年4月から、継続検査等を受ける運輸支局等において自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができる自動車税納付確認システム（J N K S）が稼働した。従来、登録自動車の継続検査等手続時には、申請者が運輸支局等において、自動車税種別割の納税証明書を提示する必要があったが、J N K S により申請者は当該提示を省略できることとなった（軽自動車、小型二輪自動車を除く。）。

(2) O S S による収納

O S S を利用した自動車税の納付に当たっては、インターネットバンキング又はA T M で納付することとなる。

6 e L T A X を利用した電子納税

(1) 電子納税の開始

平成21年4月から、e L T A X を利用することにより、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税の納付を、インターネットバンキングやモバイルバンキング、A T M で行うサービスを開始した。

(2) 電子納税の手続

e L T A X を利用した電子納税を行うには、あらかじめe L T A X で電子申告を行い、電子納税の際に必要な納付情報の発行依頼を行う。発行された納付情報を基に、ペイジーを通じて、インターネットバンキングやモバイルバンキング、A T M で納付することとなる。

(3) 地方税共通納税システムの稼働

令和元年10月から、地方税共通納税システムが稼働し、すべての地方公共団体に一括で電子納税できることとなった。また、事前に届け出た口座から税額を引き落とすことができるダイレクト納付が開始された。

7 クレジットカード収納

(1) 導入

納税者の利便性の一層の向上と納期内納税の促進を図るため、平成23年5月から自動車税種別割を対象に、インターネットを利用したクレジットカード収納を開始した。

平成27年4月からは、利用できる税目を増やしてほしいという要望に応え、取扱税目を拡大

した。具体的には、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税及び不動産取得税を対象税目に追加したほか、督促状、催告書及び端末発行用納付書については、全ての税目をクレジットカード収納の対象とした。

(2) クレジットカード収納の仕組み

地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による都税の立替払いで、納税者はパソコン・スマートフォン等からインターネットを通じて、納付情報及びクレジットカード情報を入力する。この情報を基に、納税者に代わって指定代理納付者が都税を立替払いする。

(3) クレジットカード収納の利用状況

令和元年度 クレジットカード収納利用状況

(単位：件・%)

	自動車税 種別割	固定資産税 ・都市計画税	固定資産税 (償却資産)	個人事業税	不動産取得税	その他	合計
収納件数	261,721	482,593	8,707	9,525	24,024	11,853	798,423
利用率	9.0	4.0	1.5	2.5	9.6	0.8	4.4

※ 利用率は全収納件数に対するクレジットカード収納件数の割合

8 スマートフォン決済アプリ収納

(1) 導入

都税の納付に対する納税者の更なる利便性向上及び都内のキャッシュレス決済の普及促進を図るため、地方自治法施行令第158条の2の規定に基づく私人収納事務委託により、令和2年6月からスマートフォン決済アプリ収納を開始した。

対象税目は自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）、個人事業税及び不動産取得税としているほか、督促状、催告書及び端末発行用納付書については、全ての税目をスマートフォン決済アプリ収納の対象とした。

(2) 収納を行うスマートフォン決済アプリ

令和2年6月1日現在、2つのアプリで納付することができる。

なお、これらのスマートフォン決済アプリの収納金等は、収納代行会社に取りまとめを行っている。

(3) スマートフォン決済アプリ収納の仕組み

スマートフォン決済アプリの請求書の支払サービスを使用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付する。そのため、外出不要で納付することができる。

(徴収部徴収指導課)

第11節 地方自治体全体の人材育成への寄与

1 「税務の達人」プロジェクト

(1) 取組の背景

本格的な人口減少・超高齢社会が到来する中で、各地方自治体が多様化・膨大化する行政需要に着実に対応していくためには、自主財源である地方税収の確保が極めて重要である。

しかし、地方自治体の多くは、短期間での人事異動や、税務部門に十分な職員を配置することが困難な状況の中で、税務行政に必要な実務ノウハウの向上・承継を大きな課題として抱えている。

また、地方税は国税と異なり、制度構築を国が、実務の現場を各地方自治体が担っているため、実務にかかる賦課徴収のノウハウは自治体ごとに蓄積されている。このため、自治体間では、税務行政の実務ノウハウを共有する仕組みが構築されていない状況にある。

こうした状況の中、全国の自治体からは、東京都に対し、「新しい事例や様々な現場を持つ東京で、実務の経験を積み、自らの職場に活かしたい。」という声が多数寄せられてきた。

これを踏まえ、主税局では、これまで培ってきた豊富な知識やノウハウを積極的に他自治体に提供し、自治体間の連携を強化することで、税務行政という側面から共に支え合う真の地方創生を目指す「税務の達人」プロジェクトを平成28年4月から開始した。

(2) 事業内容

「税務の達人」プロジェクトでは、以下の取組を実施している。

ア 全国自治体の税務職員の実務体験

都税事務所などで6か月から1年程度、主税局職員と共に様々な現場での実務体験を通じて、税務ノウハウの共有を図る。

イ 出張セミナーの強化

豊富な経験を持つ主税局の専門職員を各自治体へ研修講師として派遣し、税務ノウハウを提供する。

(3) 全国自治体の税務職員の実務体験受入実績（令和2年7月時点）

部門	法人調査	資産評価	滞納整理
平成30年度	なし	1自治体1名	2自治体2名
令和元年度	なし	なし	3自治体3名
令和2年度	なし	なし	1自治体1名

（総務部総務課）

2 徴収部門における都内区市町村との連携

個人住民税の徴収率向上のため、都内の区市町村の職員育成を目的とする令和元年度の主な取組は以下のとおりである。

(1) 区市町村実務研修生の受入れ

区市町村の職員を都職員に併任し、個人都民税対策課の職員と共に、地方税法第48条等で引き継いだ事案の処理を行う。区市町村の徴収部門における中核を担う人材の育成を目指し、15自治体から17名の研修生を受け入れた。

(2) 滞納整理業務体験研修の実施

滞納整理経験の浅い区市町村職員を都職員に併任し、都職員の実践的な実地同行指導による業務体験（搜索、タイヤロック等）を通じて、区市町村職員の即戦力化を図った。22自治体から22名が参加した。

(3) 区市町村職員に対する各種研修会の実施

未経験者研修、財産調査、搜索、公売、進行管理等の各種研修会を延べ37回実施した。

（徴収部個人都民税対策課・機動整理課）

第12節 主税局ビジョン2030

1 概要

Society5.0の社会実装への対応など、都を取り巻く様々な状況が大きく変化していく中において、税務行政においても、こうした流れに的確に対応し、納税者の利便性をさらに向上させていくことが重要である。

そのため、主税局では、税務基幹システムの再構築を含む2030年の税務行政の在り方を、令和元年（2019年）12月に公表された「『未来の東京』戦略ビジョン」と併せて検討してきた。

デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する「デジタルトランスフォーメーション」への対応や、社会構造が変化する中でも正確で公平な課税・徴収を行っていくために、2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030」を令和2年（2020年）1月に策定、公表した。

現下の新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種税務手続の電子化など、都税事務所窓口への来庁を必要としないサービスの提供がこれまで以上に求められる状況の中、令和2年度は、このビジョンに基づき業務の在り方を検討し、税務基幹システムの再構築を含む税務行政のデジタル化に向けた取組を加速していく。

2 スケジュール（2026年度まで）

	項目	内容	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
ビジョン	主税局ビジョン2030	業務見直しの中で組織体制の検討を行い、ビジョンを更新		組織体制の検討、ビジョンの更新						
			☆公表	☆公表（更新版）						
	税務基幹システム再構築	税務行政のデジタル化の実現に向けたシステムの見直し	調査委託	要件定義	システムアセス	調達・設計・開発・テスト				稼働
税務行政のデジタル化	税務手続のデジタル化	税務手続のデジタル化により、納税者の来庁負担を軽減	オンライン申請の拡大等							
	AIチャットボット	時間外・繁忙期にも応じる24時間365日対応	構築	サービス開始		機能拡充（多言語対応等）				
	キャッシュレス	キャッシュレス率（目標） 2025年：55% 2030年：70%		スマホ決済導入		収納チャネルの拡大			目標55%	
タリ化	税務調査支援	モバイル端末導入の検討					開発段階での一部試行導入			導入
	データ連携	国税や登記情報、電子申告等の電子的連携		・登記済通知書電送化 ・法人税申告書別表の電子連携			・不動産番号の追加 ・車検証の電子化			

（総務部総務課）

第 13 節 新型コロナウイルス感染症への対応

令和 2 年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている。国内では 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出（5 月 25 日に解除）された。これを受けて都においても新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置と都における特別体制への移行が示された。

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」における主税局の分掌事務のひとつとして「新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること」と規定されている。このため、「主税局危機管理対応マニュアル」で示した事業継続計画(BCP)に基づき業務の休止及び縮小を行う一方、休止・縮小に係る業務を担当する職員を中心に新型コロナウイルス対策の応援業務に動員している。都民生活や経済活動を維持する必要があることから、債権確定に係る業務や窓口業務等については柔軟に対応するなど、感染拡大状況等に即した体制を構築している。

1 徴収猶予

(1) 徴収猶予の特例

令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において講ずることとされた地方税における税制上の措置の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方に対する徴収猶予の特例制度が令和 2 年 4 月 30 日の地方税法改正によって創設された。

本特例制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少しており、かつ、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である者が対象者となる。

対象となる都税は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までの期間に納期限が到来する都税（証紙徴収によるものを除く。）であり、申請により 1 年間、納税を猶予することができる。

(2) 地方税法第 15 条第 1 項に基づく通常の徴収猶予

地方税法第 15 条第 1 項に基づく通常の徴収猶予は、災害等の理由により都税を一時に納付できない場合に、申請に基づいて最長で 1 年間、その納税を猶予する制度である。

都においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等を少しでも早く救済するため、コロナ禍の情勢に対応した通常の徴収猶予の運用を令和 2 年 4 月 15 日から開始した。

この運用により、特例制度に準じた条件で取り扱うほか、納税者がり患した場合や事業を休廃止した場合等についても申請により猶予を適用し、新型コロナウイルス感染症拡大により甚大な影響を受けた納税者の生活や都民の経済活動を支援している。

2 スマートフォン決済アプリ収納

スマートフォン決済アプリによる納付は、対面による感染リスクや、月末・月初は特に混雑する銀行窓口等の3密を解消するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止にもつながることから、積極的な利用を促している。

※ スマートフォン決済アプリに係る詳細は、本章10節8参照

(徴収部徴収指導課)

3 申告納付期限の延長

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により申告期限までに申告等が困難な場合、申告納付等の期限を個別に延長する措置を講じた。

なお、国が所得税の申告納付期限を令和2年3月16日から令和2年4月16日まで1か月延長したことを受け、個人の事業税についても申告期限を同期間まで延長する措置を講じた。

(2) 主な対象税目

法人の事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、法人の都民税、軽油引取税、事業所税及び宿泊税等

(課税部)

4 自動車税環境性能割の臨時的軽減に係る適用期間延長

令和元年10月から、自動車税環境性能割が導入された。同時に、特例措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車を取得する場合、環境性能割の税率が1%分軽減されることとなった。

また、令和2年4月の税制改正により特例措置の適用期限が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用の乗用車を対象とすることとなった。

これまで、主税局ホームページでの周知を行ってきたが、より一層分かりやすい周知ができるよう取り組んでいく。

(課税部計画課)

5 固定資産税等の特例制度について

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において講ずることとされた地方税における税制上の措置の一つとして、固定資産税等の特例制度が令和2年4月30日の地方税法改正によって創設された。

(1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置

令和3年度課税分に限り、売上高の減少率に応じて、課税標準を2分の1又はゼロとする。

(2) 生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長

中小事業者等が取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等に対する軽減措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えた上で、適用期限を2年延長する。

これまで主税局ホームページ等での周知を行ってきたが、引き続き適用対象となる中小事業者等への広報に注力する。

6 固定資産税・都市計画税の減額又は減免に係る申請期限延長

(1) 概要

固定資産税・都市計画税の減額の申告又は減免の申請に関して、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・申請ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長を申請することができる。

(2) 対象となる減額・減免

減額：申告期限が工事完了後3か月以内と定められている減額

減免：申請期限が未到来納期限ごとと定められている土地・家屋・償却資産に係る減免
(資産税部)

7 自動車税種別割に係る下肢等障害者減免の郵送受付開始

都税事務所等の混雑を避け、人と人との接触を防ぐため、令和2年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割について、減免申請に必要な書類全ての写しを減免申請期限内に都税総合事務センター宛郵送することで、減免の受付を可能としている。

年度当初から、東京都ホームページへの掲載やテレビ・ラジオでの周知活動を行っている。
(課税部計画課)

8 都税事務所等窓口混雑緩和への対応

都税事務所等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、令和2年度末までに、各都税事務所等の窓口「窓口混雑状況配信サービス」を導入する。

本サービスは、事務所窓口が発券機を設置し、整理番号による受付・案内を実施するとともに、窓口の混雑状況をインターネット上に配信することで、事務所内の混雑を緩和し、感染症拡大防止を図るものである。

(総務部総務課)

9 新型コロナウイルス感染症に対応するための特別体制

(1) 背景

新型コロナウイルス感染症の脅威が続く状況下での都政の運営方針として、既存事業の執行体制は縮小させ、出勤する職員を最大限抑制するとともに、都の人的資源や財源を感染症対策に最大限振り向けることとされた。主税局においては、一部業務を当面の間休止又は縮小の上、特別体制をとることとし、全庁的に集中的・重点的に取り組む新型コロナウイルス感染症対策業務への応援体制を敷いた。

(2) 取組内容（令和2年7月1日時点）

ア 東京都感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都の要請に応じて、店舗・施設の使用停止に全面的に御協力いただいた中小の事業者に対し、協力金を支給する産業労働局事業への応援

- ・全都税事務所において、協力金申請書を受付（第1回：約22,000件）
- ・4月下旬から7月末にかけ、全庁最大600人の応援体制のうち、主税局で最大250人動員（延べ人数では主税局本庁職員113人、事務所職員726人、GW等の休日業務641人）

応援先	応援職員数 (延べ人数)	内容
産業労働局（一部兼務）	1,480人	協力金支給事務

イ その他応援業務

応援先	応援職員数 (依頼数)	内容
福祉保健局（兼務）	19人	都内保健所等業務支援等
福祉保健局（業務協力）	73人	一時宿泊療養施設対応
総務局（兼務）	4人	外出自粛等の取組
総務局（業務協力）	23人	相談センター対応等
都民安全推進本部（業務協力）	10人	外出自粛呼びかけ活動

（総務部総務課・職員課）

第 5 章

税を身近に感じる ための仕組み

第 1 節	税務相談と広報	123
第 2 節	納税貯蓄組合	129

第5章 税を身近に感じるための仕組み

第1節 税務相談と広報

1 広聴・広報の役割

都民の税に対する関心は、従来にも増して高くなってきており、税務行政における説明責任もますます重要となっている。

税務行政を円滑に推進するためには、都税に対する都民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、ここに広聴・広報活動の大きな役割がある。

このため、以下の基本的視点に立ち、積極的な広聴・広報活動を展開している。

- (1) 都税のイメージアップを図り、分かりやすく親しまれる広聴・広報活動を推進する。
- (2) 要望、意見、苦情など都民の声に迅速かつ的確に対応し、税に対する理解と信頼を深める。
- (3) 広域的広報、地域的広報の両面にわたって効果的な広報活動を展開し、税務知識等の普及及び啓発に努める。

2 税務相談（広聴）活動

広聴活動の中心をなす相談業務は、本庁や都税事務所等の都税相談コーナーにおいて、経験豊かな職員によって行われている。

また、相談等に的確に対応し、相談業務を都民に身近で信頼されるものとするため、研修やブロック会議、本庁及び都税事務所相互の情報交換等を通じて、幅広い知識の習得に努めている。

さらに、令和2年度から主税局ホームページでA I チャットボットサービスを本格稼働した。税務行政において、納税者に分かりやすく便利な手続きの実現にI C T技術を活用したもので、これにより、24時間365日の税務相談が可能となった。

そのほか、いつでも必要なときに都民の疑問に答えられるように、ホームページ及び自動音声のテレフォンサービスによる情報提供も行っている。

税 務 相 談 等 の 受 付 件 数

(1) 種類別・受付方法別の分類

(単位：件・％)

区 分 年 度	種 類 別			受 付 方 法 別			合 計
	相 談	意見要望	苦 情	来 所	電 話	文 書	
平成29年度	26,392	842	107	1,985	24,390	966	27,341
平成30年度	13,782	796	139	1,391	12,527	799	14,717
令和元年度	15,993	619	217	1,436	14,819	574	16,829
構成比	95.0	3.7	1.3	8.5	88.1	3.4	100.0

(2) 相談等内容別の分類

(単位：件・％)

区 分 \ 年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
					構 成 比
課 税 関 係	不 動 産 取 得 税	2,381	1,189	975	5.8
	固定資産税・都市計画税	5,278	2,919	4,240	25.2
	自 動 車 税	1,774	654	918	5.5
	個 人 事 業 税	697	487	369	2.2
	法 人 都 民 税 ・ 事 業 税	4,387	2,173	1,974	11.7
	事 業 所 税	738	263	213	1.3
	個人都民税・市町村民税	804	457	585	3.5
	そ の 他 の 地 方 税	676	215	188	1.1
	小 計	16,735	8,357	9,462	56.2
徴 収 関 係		3,723	1,818	2,067	12.3
国 税		943	982	627	3.7
そ の 他		5,940	3,560	4,673	27.8
合 計		27,341	14,717	16,829	100.0
前年度比		91.3	53.8	114.4	—

3 情報公開制度

主税局では、公文書の開示受付窓口（局に局情報コーナー、所に所情報コーナー）を設置し、情報公開の総合的な推進を図っている。

令和元年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の対応件数は229件である。

4 広報活動

都民の税に対する関心が高まる中で、都税についての情報を都民に正しく知らせる広報活動は、広聴活動とともに非常に重要なものとなっている。このため、本庁及び都税事務所は協力して広範でタイムリーな広報活動を行っており、イラストやキャラクター等を活用した分かりやすく、親しみやすい広報活動に努めている。

(1) 多様な媒体を活用した都民へのタイムリーな情報発信

広報活動に当たっては、都税に対する都民の理解と協力を一層深めるために、多種多様な手段や機会を利用している。広報紙による広報活動の充実に加え、ポスター、新聞広告、放送メディア、デジタルサイネージ等の広報媒体やホームページ、SNSのような利便性の高い手段を活用しながら、積極的かつ効果的な広報活動を展開している。

(2) 税と都民生活の関わり、都税の仕組み等に関する分かりやすい広報

月刊広報紙「あなたと都税」については、平成29年5月号より、情報のバリアフリーの観点から音声コードを導入、加えて、令和元年5月号より、QRコードを多数使用し主税局ホームページに繋ぐ工夫を行っている。さらに、令和2年5月号より、AIチャットボットサービスの積極的な活用を促すため、表紙にアイコンを掲載した(写真1)。

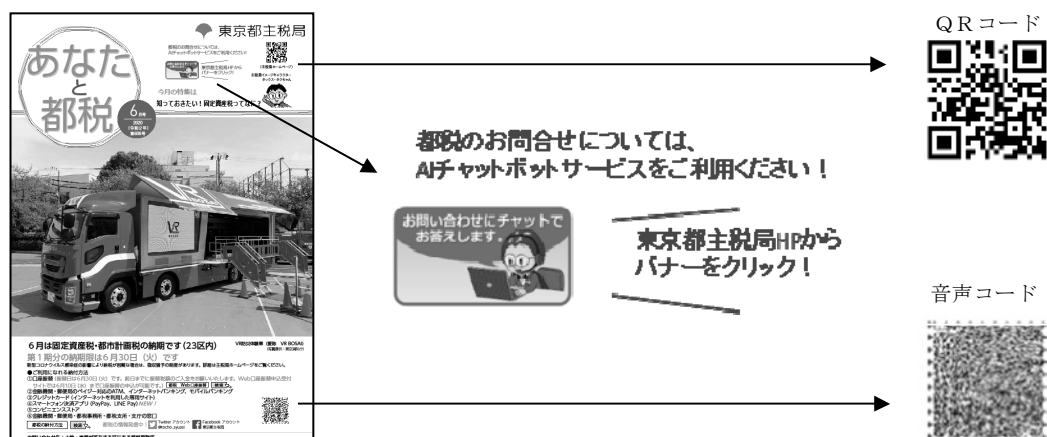
納期等周知ポスターは、令和2年5月号より、「東京のそこ、ここに。」をテーマに、税金が何に使われ、どのように役に立っているのかをやわらかいタッチのイラストと写真で紹介している(写真2)。

主税局ホームページについては、東京都公式ホームページデザインガイドラインの策定に伴い、利用者にとって、見やすく、操作しやすいホームページになるよう、平成28年度から平成30年度にかけてトップページや主要ページについて改修を行った。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症関連ページへのリンクをトップページ最上部に設置し、必要な情報を随時発信している。

(3) 都民のライフステージに応じた租税教育の推進

児童・生徒に対する租税教育の一層の充実を図るため、東京都租税教育推進協議会において、租税教育用副教材を作成し、都内の小学校・中学校・高等学校の全校に配布している。また、8月の夏休み期間は、親子税金教室を実施し、親子で一緒に取り組むゲーム形式のグループワークを取り入れるなど、家族で税について話し合うきっかけづくりに努めている(写真3)。

令和2年度も引き続き、東京国税局や教育庁関係団体等と連携し、都民のライフステージに応じた租税教育を実施していく。



(写真1) 「あなたと都税」令和2年6月号



(写真2) 納期等周知ポスター 令和2年8月



(写真3) 親子税金教室の様子

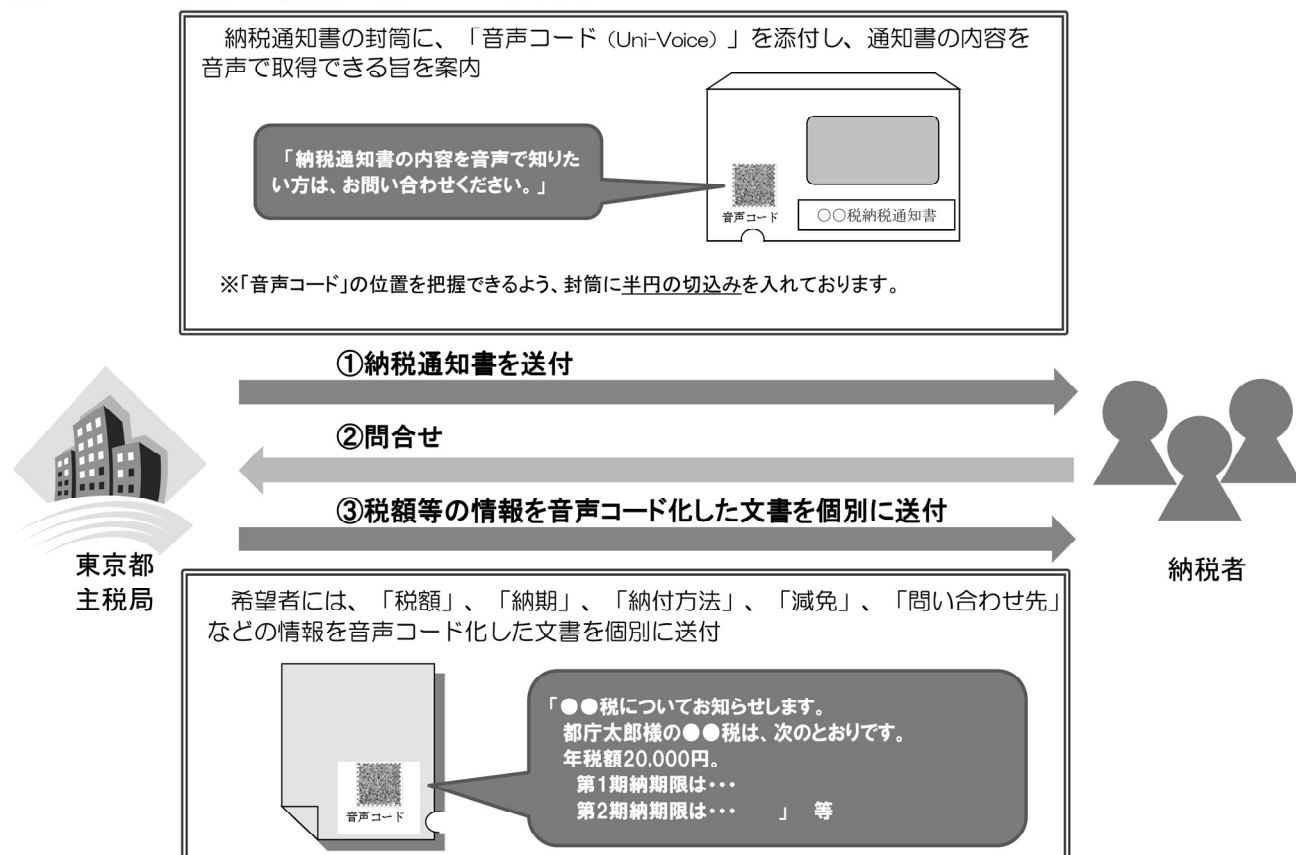
(4) 都税における情報バリアフリーの推進

障害のある人もない人も互いに尊重し、支え合う、共生社会の実現に向けて、障害者が直面する社会的障壁を可能な限り減らしていくことが非常に重要なものとなっている。

そこで、主税局では、視覚障害者に対する情報バリアフリーを推進するため、平成30年8月、個人事業税の納税通知書の封筒に音声コードの添付を行った。その後、令和元年5月から自動車税、令和元年6月から固定資産税・都市計画税（23区内）、令和2年1月から不動産取得税に取組対象を拡大し、現在では全ての納税通知書の内容を音声で取得できる旨を案内している。

※ 音声コードとは、対応するスマートフォンや専用の読み取り装置などで読み取ると、音声で読み上げる二次元のバーコード

音声コードにより音声で税額などをお知らせする取組について



(5) 新型コロナウイルス感染症に関する広報

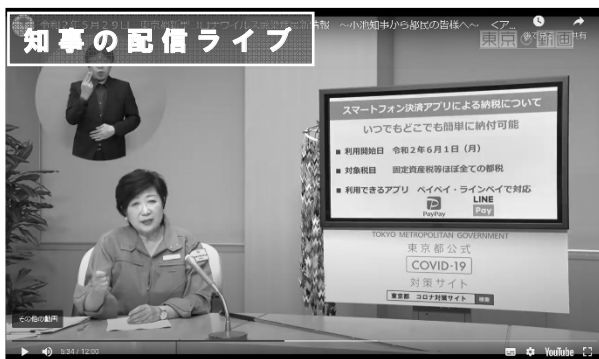
主税局では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受ける納税者に必要な情報を多様な媒体を活用し、発信を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難である方の納税を猶予する徴収猶予をはじめとした様々な制度の紹介、都税事務所等の混雑回避を目的に証明申請等の郵送受付やスマートフォン決済アプリ収納の活用を促す広報等を積極的に行ってきた。

こうした広報は、主税局ホームページへの掲載を中心に広報東京都、あなたと都税といった広報紙やポスター、テレビの東京都提供番組やCMでの放映等多様な自主媒体に加え、パブリシティや都税に関連する関係団体へ周知の依頼を行うなど、納税者に広く伝えるために

様々な手段をもって広報活動を展開している。

今後も納税者にとって有用で必要な情報をタイムリーに情報発信していく。



5 令和2年度広報等実施予定

種 類	概 要	発行(実施) 回 数	数 量 等 (1回当たり)	配布・掲示場所等
ポスター	納期等周知ポスター テーマポスター	年9回 年1回	平均9,200部 10,200部	都税事務所、官公署、金融機関、 交通機関車内吊り(JR、私鉄、 都営地下鉄、都電、バス)など
ガイドブック都税	一般向けに都税を やさしく解説	年1回	82,000部	都税事務所、官公署、金融機関 など
ガイドブック都税 英語版 中国語版 ハングル版	外国人向けに 都税を解説	年1回	英語2,250部 中国語1,500部 ハングル1,150部	都税事務所など
不動産と税金	不動産に関する税金 をまとめて解説	年1回	89,200部	都税事務所、官公署、金融機関 など
あなたと都税	都税のゆくえ、 税金の解説など	年12回	36,000部	都税事務所、官公署、金融機関、 鉄道主要駅、納税協力団体など
事務所広報印刷物	各都税事務所の地域 にあった内容を広報	随 時		都税事務所の窓口など
都・区の 広報紙など	納期のお知らせ、 税制改正など	随時 生活文化局、区市町村、 納税協力団体へ掲載依頼		広報東京都は、新聞折り込みで 配布
新聞広告	税制改正・納期周知 など	年1回	半3段	日刊6紙掲載
東京都提供 テレビ・ラジオ	納期のお知らせ、 税制改正など	随時 生活文化局へ放送を依頼		都提供の放送番組
電光掲示板	納期のお知らせなど	随時 財務局、建設局へ依頼		都庁舎の行事案内表示板、 新宿駅西口広場の情報案内板など
ステーション ビジョン	音声付映像広告で 納期のお知らせなど	年8回	各回1週間	東京メトロ丸ノ内線の6駅
ホームページ	都税ガイド全般	常 時		インターネット上
SNS	都税一般、イベント などのお知らせ	常 時		主税局Twitter 主税局Facebook
AIチャット ボットサービス	インターネット上で 都税の質問に自動応答	常 時		主税局ホームページ上 東京都LINE公式アカウント上
テレフォン サービス	都税に関する「よくあ るご質問」を自動音声 サービスで提供	常 時		24時間自動音声サービス
局内報 「局報しゅぜい」	職員向け広報	年10回		主税局職員へメール配信 局及び全庁電子掲示板への掲載

第2節 納税貯蓄組合

1 納税貯蓄組合とは

納税貯蓄組合は、昭和26年4月10日に制定された「納税貯蓄組合法」に基づき、戦後の混乱した納税秩序を回復し、自主納税を推進するため、納税資金の貯蓄と納税活動を目的として自主的に組織された団体である。昭和39年7月9日の納税貯蓄組合法の改正により、上部団体である連合会が法的に認められ、単位組合の指導育成、金融機関との連絡調整、全国規模で集団的な納税意識の高揚・啓発活動等を行い、現在に至っている。

2 組織

都内の納税貯蓄組合としては、個人又は法人が一定の地域、職域、勤務先等を単位として加入する「単位組合」、その上部団体として単位組合を構成員とする税務署所管地域単位の「地区連合会」、この地区連合会を会員とする都道府県単位の「総連合会」が組織されている。さらには、総連合会を国税局所管地域でまとめた「国税局管内納税貯蓄組合連合会」、その上部団体として「全国納税貯蓄組合連合会」が置かれている。

令和2年3月末現在、都内における納税貯蓄組合（単位組合）数は2,487組合であり、組合員数は163,704人である。この上部団体として、48の地区連合会が組織されている。

3 組合の活動

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法が施行されて以来、納税意識の高揚、納期内納税の推進等多くの事業活動を行ってきたが、その重点活動も時代とともに変化している。

(1) 昭和26年から昭和30年の重点活動

納税貯蓄組合の普及

(2) 昭和30年から昭和35年の重点活動

「日掛け、月掛け、心掛け」をスローガンに納税貯蓄組合活動の内容の充実

(3) 昭和35年から昭和40年の重点活動

納税貯蓄組合（組合員）の拡大

(4) 昭和40年代、50年代の重点活動

口座振替納税制度の普及

(5) 現在の活動

ア 納期内納税の推進等

納期内納税の確実な推進を図るため、合理的納付手段としての口座振替納税の普及促進活動を実施している。近年は都税の納期内納税運動（納税キャンペーンの実施）及び消費税の完納を重点的に展開している。加えて、「振替納税宣言の街」「期限内納税の街」の宣言を行うなど、納税意識の高揚を図るための活動も実施している。さらに、都税の電子申告・納税（e L T A X）及び国税の電子申告・納税（e - T a x）の普及拡大にも努めている。

イ 税知識の普及拡大と納税思想の高揚

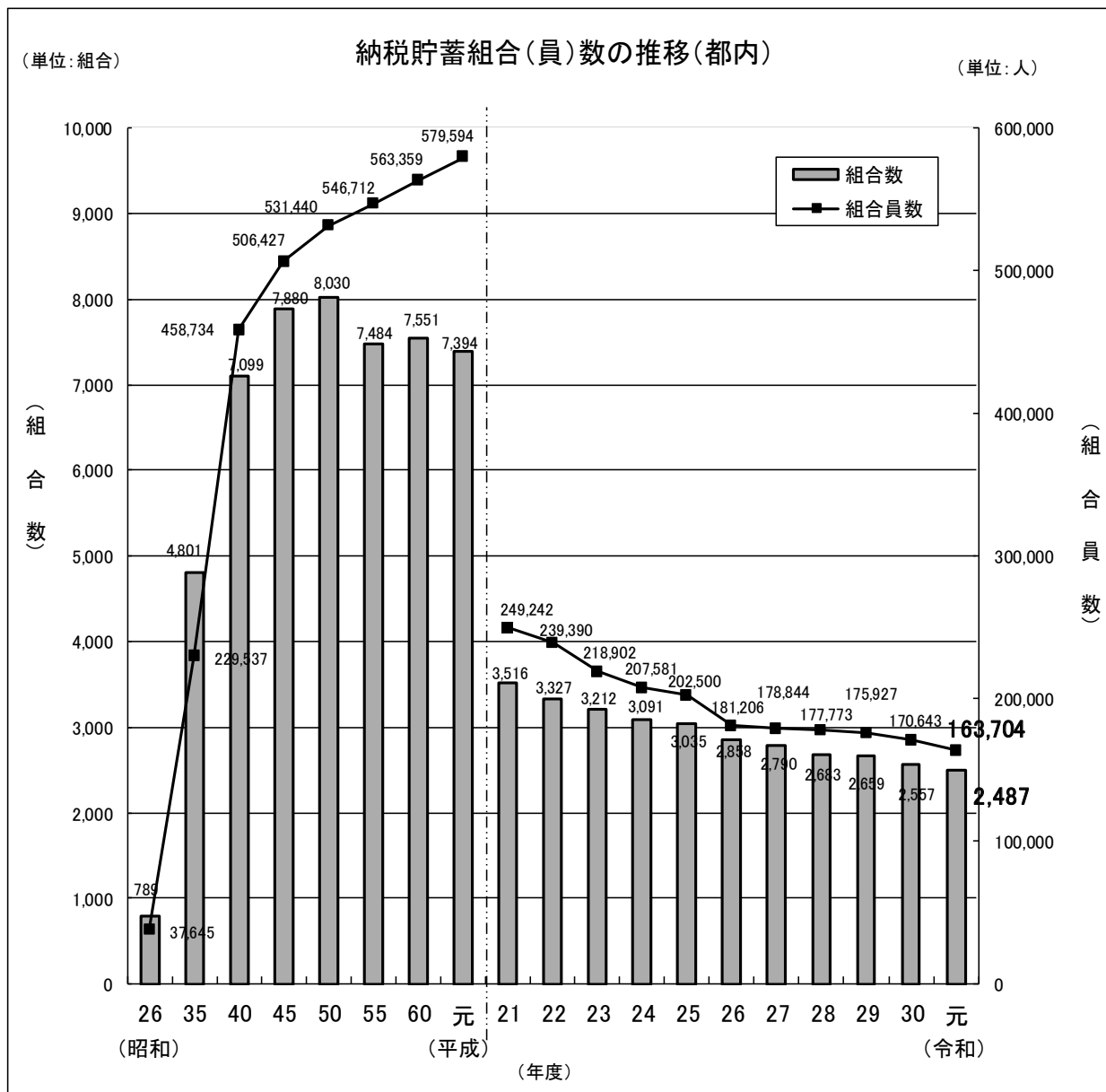
税に対する理解者及び協力者の拡大を図るため、各種行事やイベントへの参加・協力、説明会・研修会の開催、会報の発行等により、地域に密着し、各層に幅広く浸透する広報活動を日常的に実施している。

ウ 中学生の「税についての作文」募集活動

次代を担う中学生に対して、早くから税についての関心を高め、正しく税を理解してもらうため、税に関する作文募集、審査、表彰等の活動を行っている。

4 補助金の交付

納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第10条の2に規定する納税貯蓄組合の連合体である東京納税貯蓄組合総連合会（以下「総連合会」という。）及び総連合会の構成員たる納税貯蓄組合連合会が東京都の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、事業経費の一部について補助金を交付している。



第 6 章

不服申立ての制度

第 1 節	審査請求及び訴訟	133
第 2 節	審査の申出及び訴訟	134

第6章 不服申立ての制度

第1節 審査請求及び訴訟

1 審査請求

- (1) 都税の課税や徴収に関する処分について不服のある者には、その不服を申し立てる権利が保障されている。
行政庁の処分に関する不服申立ての手続については、一般法として行政不服審査法が制定されており、都税の課税や徴収に関する不服申立てについても、地方税法に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法の規定が適用される。申立人はこれらの規定により審査請求をすることになる。
- (2) 都税の課税や徴収の処分に不服を申し立てる場合、原則として処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し、書面で審査請求をしなければならない。
- (3) 審査請求に対し知事は、処分に違法又は不当な点がないかを審査し、処分の適否について裁決を行う。裁決は、東京都行政不服審査会から諮問に対する答申を受けたとき等に、遅滞なく、行わなければならない。
- (4) 平成26年6月13日に、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に施行された。新制度では、不服申立手続の審査請求への一元化、審査請求期間の延長（60日→3か月）に加え、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入、口頭意見陳述への処分庁の参加と申立人への質問権の付与など、抜本的な見直しがなされている。

2 訴訟

- (1) 都税に関する処分についての取消訴訟は、地方税法に特別の定めのあるものを除いて、行政事件訴訟法に定められた手続によって行うことになる。
- (2) 上記(1)の取消訴訟は、原則として、審査請求に対する知事の裁決を経た後に提起することができるが、裁決があったことを知った日から6か月以内に行わなければならない。ただし、知事に対して審査請求をして3か月を経過しても裁決がないとき等、特定の場合には、審査請求に対する知事の裁決がなくても提起することができる。

第 2 節 審査の申出及び訴訟

1 審査の申出

- (1) 固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に審査の申出をすることができる。
- (2) 審査の申出は、都税事務所長が固定資産課税台帳に価格（評価額）等を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日後 3 か月以内（ただし、上記公示の日以後に価格（評価額）等の決定又は修正があった場合、その通知書を受け取った日後 3 か月以内）に書面により委員会に申し出なければならない。

審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に限られ、それ以外の事項（税額・減免等）については、審査請求（前記第 1 節 1 参照）による。
- (3) 改正法（前記第 1 節 1 (4) 参照）の施行により、審査請求と同様に、審査の申出ができる期間が延長（60 日→3 か月）されている。

2 訴訟

- (1) 委員会の決定に不服がある場合は、地方税法の規定により、行政事件訴訟法に定める手続によって決定の取消訴訟を提起することができる。
- (2) この取消訴訟を提起するときは、委員会の決定があったことを知った日から 6 か月以内に行わなければならない。

なお、審査の申出を受け付けてから 30 日を経過しても委員会の決定がない場合には、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができる。

付 表

都 税 事 務 所 等 所 在 地 ・ 所 管 区 域 一 覧

● 都主税局

主税局	新宿区西新宿 2-8-1	〒163-8001	電話 (03) 5321-1111 (都庁代表)
-----	--------------	-----------	--------------------------

● 都税事務所・都税支所

名 称	所 在 地	電話 (代表)	所 管 区 域
千代田	千代田区内神田 2-1-1 2 〒101-8520	(03) 3252-7141	千代田区の区域
中 央	中央区入船 1-8-2 〒104-8558	(03) 3553-2151	中央区の区域
港	港区麻布台 3-5-6 〒106-8560	(03) 5549-3800	港区の区域
新 宿	新宿区西新宿 7-5-8 〒160-8304	(03) 3369-7151	新宿区の区域
文 京	文京区春日 1-1 6-2 1 〒112-8550	(03) 3812-3241	文京区の区域
台 東	台東区雷門 1-6-1 〒111-8606	(03) 3841-1271	台東区の区域
墨 田	墨田区業平 1-7-4 〒130-8608	(03) 3625-5061	墨田区の区域
江 東	江東区大島 3-1-3 〒136-8533	(03) 3637-7121	江東区の区域
品 川	品川区広町 2-1-3 6 〒140-8716	(03) 3774-6666	品川区の区域
目 黒	目黒区上目黒 2-1 9-1 5 〒153-8937	(03) 5722-9001	目黒区の区域
大 田	大田区西蒲田 7-1 1-1 〒144-8511	(03) 3733-2411	大田区の区域
世田谷	世田谷区若林 4-2 2-1 3 〒154-8577	(03) 3413-7111	世田谷区の区域
渋谷	渋谷区恵比寿 4-2 0-3 〒150-6007 恵比寿ガーデンプレイスタワー 7 階	(03) 5420-1621	渋谷区の区域
中 野	中野区中野 4-6-1 5 〒164-0001	(03) 3386-1111	中野区の区域
杉 並	杉並区成田東 5-3 9-1 1 〒166-8502	(03) 3393-1171	杉並区の区域
豊 島	豊島区西池袋 1-1 7-1 〒171-8506	(03) 3981-1211	豊島区の区域
北	北区中十条 1-7-8 〒114-8517	(03) 3908-1171	北区の区域
荒 川	荒川区西日暮里 2-2 5-1 〒116-8586	(03) 3802-8111	荒川区の区域
板 橋	板橋区大山東町 4 4-8 〒173-8510	(03) 3963-2111	板橋区の区域
練 馬	練馬区豊玉北 6-1 3-1 0 〒176-8511	(03) 3993-2261	練馬区の区域
足 立	足立区西新井栄町 2-8-1 5 〒123-8512	(03) 5888-6211	足立区の区域
葛 飾	葛飾区立石 5-1 3-1 〒124-8520	(03) 3697-7511	葛飾区の区域
江戸川	江戸川区中央 4-2 4-1 9 〒132-8551	(03) 3654-2151	江戸川区の区域

八王子	八王子市明神町 3-1 9-2 〒192-8611	(042) 644-1111	八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町の区域
支 所	青 梅	青梅市河辺町 6-4-1 〒198-0036	(0428) 22-1152
	町 田	町田市中町 1-3 1-1 2 〒194-8540	(042) 728-5111
立 川	立川市錦町 4-6-3 〒190-0022	(042) 523-3171	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市及び西東京市の区域
支 所	府 中	府中市宮西町 1-2 6-1 〒183-8549	(042) 364-2288
	小 平	小平市花小金井 1-6-2 0 〒187-8533	(042) 464-0070

● 都税総合事務センター・自動車税事務所

名 称	所 在 地	電話（代表）	所 管 区 域
都税総合事務センター	練馬区豊玉北 6－1 3－1 0 〒176-0012	(03) 5946-6802	東京都の区域
自動車税事務所	品川 品川区東大井 1－1 2－1 8 〒140-0011	(03) 3471-6670	千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区及び島しょの区域
	練馬 練馬区北町 2－8－6 〒179-0081	(03) 3932-7321	新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区及び練馬区の区域
	足立 足立区南花畑 5－1 2－1 〒121-0062	(03) 3883-2543	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区の区域
	多摩 国立市北 3－3 0 〒186-0001	(042) 522-8271	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市及び西東京市の区域
	八王子 八王子市滝山町 1－2 7 0－5 〒192-0011	(042) 691-6351	八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町の区域

● 支庁（島しょ）

名 称	所 在 地	電話（代表）	所 管 区 域
大 島	大島町元町字オンダシ 2 2 2－1 〒100-0101	(04992) 2-4411	大島町、利島村、新島村及び神津島村の区域
三 宅	三宅島三宅村伊豆 6 4 2 〒100-1102	(04994) 2-1311	三宅村及び御蔵島村の区域
八 丈	八丈島八丈町大賀郷 2 4 6 6－2 〒100-1492	(04996) 2-1111	八丈町及び青ヶ島村の区域
小笠原	小笠原村父島字西町 〒100-2101	(04998) 2-2121	小笠原村の区域

主税局事業概要

令和 2 年版

登録番号 (2) 35

令和 2 年 9 月発行

編集・発行 東京都主税局総務部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 (03) 5321-1111 内線 28-121
(03) 5388-2922 直通
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

印刷 有限会社 雄久社
東京都世田谷区世田谷一丁目 24 番 7 号
電話 03-5451-7030 FAX 03-5451-1616



リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



東京都